

島田市

国土強靱化地域計画

～強く、しなやかな島田市まちづくり計画

“笑顔あふれる 安心のまち 島田”を目指して～



平成 30 年 7 月 2 日
島 田 市
(令和 5 年 3 月改訂)

はじめに



「大好きなこの島田市を、未来に確実に繋ぎたい」という強い思いで、「強く、しなやかな島田市まちづくり計画」として、島田市国土強靱化地域計画を策定しました。

市民の皆様のご要望を反映しつつ、著名な有識者の意見をも踏まえ、庁内横断的な協議を重ねながら1年間をかけて作り上げたものです。

島田市総合計画を縦糸とすれば、この国土強靱化地域計画は横糸です。縦糸と横糸が織り成す布は、「安全、安心」というぬくもりで、市民の皆様をやさしく、そして、しっかりと包んでくれるものと確信しています。

この計画は、「市民の命と暮らしを守る」ための、防災に関する総合戦略とも言えます。私達は、避けては通れない南海トラフ巨大地震等、激甚化する自然災害発生に際しても、確かな未来に向けて力強く立ち上がらなければなりません。また、人口減少・超高齢社会の波の中で、社会インフラの老朽化、働き手や地域の担い手の不足、税収不足などの課題を克服して、私達の島田市を、確実に未来につないでいかなければなりません。そのためには、中長期的視点に立って備えるべき目標を明確にし、課題を整理したうえで、市政のあらゆる分野での施策に相乗効果を発揮させる工夫が必要です。

市民の皆様とともに、本計画で描いた「強く、しなやかな島田市」の創造への取組を通じて、「笑顔あふれる安心のまち 島田」を実現して参ります。

平成30年7月

島田市長 染谷絹代

目 次

| | |
|---|-----------|
| 用語解説 | 1 |
| 第1章 基本的な考え方 | 3 |
| 1 島田市の国土強靱化に向けたこれまでの取組 | 3 |
| 2 島田市国土強靱化地域計画策定の趣旨 | 4 |
| 3 基本理念 | 5 |
| 4 基本目標 | 5 |
| 5 事前に備えるべき目標 | 5 |
| 6 特に配慮すべき事項 | 6 |
| 7 対象とする災害 | 7 |
| 8 計画の位置付け | 7 |
| 9 計画の対象期間等 | 7 |
| 第2章 リスクシナリオ及び脆弱性評価に基づく重要課題 | 9 |
| 1 「事前に備えるべき目標」に対する「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」 .. | 9 |
| 2 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題 | 12 |
| 第3章 島田市国土強靱化の推進方針 | 17 |
| 1 施策の分野 | 17 |
| 2 施策分野ごとの推進方針 | 17 |
| 【1】防災・福祉・健康 | 17 |
| 【2】子育て・教育 | 34 |
| 【3】経済・産業 | 36 |
| 【4】環境・自然・生活 | 38 |
| 【5】歴史・文化・地域 | 40 |
| 【6】都市基盤 | 41 |
| 【7】行財政 | 44 |

| | |
|--|----|
| 第4章 計画の推進 | 46 |
| 1 市の他の計画等の見直し | 46 |
| 2 本計画の見直し | 46 |
| 3 具体的取組の推進 | 46 |
| 4 プログラムの重点化 | 46 |
| (附表) 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) | 47 |
| 第5章 プログラムの推進のための主要な取組 | 48 |
| 別紙 | |
| (別紙第1) プログラムごとの脆弱性評価結果 | 1 |
| 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される | 1 |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる | 9 |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 22 |
| 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 26 |
| 5 大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、 住民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行う ための態勢(物的・人的基盤)を早期に確保する | 29 |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に 陥らせない | 34 |
| 7 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下 水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保すると ともに、これらを早期に復旧させる | 38 |
| 8 人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない | 44 |
| 9 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を 早期の段階で整備する | 47 |
| 10 防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される | 51 |
| 11 復旧・復興段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、 県全体の復旧・復興に寄与する | 53 |
| (別紙第2) プログラム推進のための主要な取組 | 55 |
| (別紙第3) プログラム推進のために引き続き検討すべき取組 | 79 |

用語解説

| | | |
|----|----------|---|
| ※1 | サプライチェーン | 原料調達、製造、物流、販売、廃棄などの一連の流れ全体のこと。 |
| ※2 | DMAT | 災害派遣医療チーム。 災害発生直後の急性期において、迅速かつ適切な救急医療を提供することができるよう、専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員で構成される医療チームのこと。 |
| ※3 | BCP | 業務継続計画。 災害・事故を受けて行政機能が低下し、人・物・情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある中でも、優先業務を中断させず、中断しても早期に復旧させるための計画のこと。 |
| ※4 | FUJISAN | ふじのくに防災情報共有システム。 平成23年度に静岡県が構築したインターネット上のシステムのこと。災害時に県内の市町から綿密な情報が静岡県災害対策本部に伝達され、情報の共有化や被害情報を基に総合的な災害対策を立案、実行に寄与するシステムのこと。 |
| ※5 | Lアラート | 災害情報共有システム。 自治体などが発する地域の災害情報を集約し、テレビやインターネット等の多様なメディアを通して一括配信するサービスのこと。 |
| ※6 | Fネット | NTT（日本電信電話株式会社）のファクシミリ専用ネットワーク。 電話網とは別の専用ネットワークにより、複数の相手に一斉配信することができる。 |
| ※7 | Jアラート | 全国瞬時警報システム。 緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市町の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。 |
| ※8 | DIG | 災害図上訓練。 地図を用いて災害対策を検討する訓練のこと。 |

| | | |
|-----|---------------|---|
| ※9 | HUG | 避難所運営ゲーム。 避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプローチとして静岡県が開発したもの。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームのこと。 |
| ※10 | EMIS | 広域災害救急医療情報システム。 Emergency Medical Information System の略。災害時に被災した都道府県を越えて、医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報をインターネット上で共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とした厚生労働省が運営しているシステムのこと。 |
| ※11 | 要配慮者 | 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他特に配慮を必要とする者のこと。 |
| ※12 | PTSD | 心的外傷後ストレス障害。 Post-Traumatic Stress Disorder の略。 |
| ※13 | 災害時帰宅支援ステーション | 企業が行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点のこと。協定を締結している企業は、水道水の提供、トイレの使用、道路状況等の情報提供などを行う。 |
| ※14 | リダンダンシー冗長化 | 自然災害等による障害発生時に一部の区間の断絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。 |
| ※15 | LPWA | Low Power Wide Area の略。 少ない電力消費で数 km の長距離通信が可能になる無線通信のこと。 |

第1章 基本的な考え方

1 島田市の国土強靱化に向けたこれまでの取組

島田市は、日本の国土のほぼ中央、大井川の中下流域に位置し、静岡県の中中部である志太榛原・中部地域の拠点都市である。北部は山地が多く、南部は大井川によって形成された扇状地及び牧之原台地からなっており、約 320 平方キロに及ぼんとする市域の約 8 割が山林や田畑などの自然的土地利用となっている。

温暖な気候と大井川が織り成す豊かな自然環境、大井川鐵道などの観光交流資源、川越遺跡などのここにしかない歴史・文化資源を守りつつ、高速交通拠点としての利点を活かしながら、いつまでも住み続けたいまちづくりを行ってきた。

一方、南海トラフ巨大地震や激甚化する風水害など、大規模自然災害のリスクは増えこそすれ減ることがない現実があり、少子高齢化の進行や都市基盤としての各種インフラの老朽化と限られた財源といった厳しい条件の中で、まちづくりの前提となる市民の命と暮らしを守るためにハード面・ソフト面での防災・減災の取組を進めてきた。

大規模地震対策特別措置法に基づく地震対策を進める中で、東海地震を対象とした第 3 次被害想定に基づく行動計画として、島田市地震対策アクションプログラムを平成 19 年度に策定した。プログラムの主要な取組として、木造住宅耐震化や各家庭での家具固定、避難所となる学校屋内運動場等の耐震化、緊急輸送路の整備、消防用資機材の整備、救護所資機材の整備、自主防災組織の資機材整備、緊急物資の備蓄促進等の事業取組を推進してきた。また、地震対策アクションプログラムは、事業の進捗や南海トラフ巨大地震を対象とした第 4 次被害想定を踏まえ、平成 25 年度及び平成 28 年度に改訂し、事業の進捗を図ってきた。

さらに、平成 28 年の熊本地震を踏まえ、木造住宅耐震化や耐震シェルター設置補助等、島田市の地震災害特性に応じた取組を加速させた。

風水害への対応としては、悲願の大井川牛尾山狭窄部の開削、護岸整備等が着実に進捗しているほか、大井川水系等中小河川の洪水対策や急傾斜地の土砂災害対策についても、県や国との連携の中で、土砂崩落防止工事等のハード対策を緊急性に応じて進めるほか、避難体制構築等のソフト対策を組み合わせ、防災・減災効果を高める取組を進めてきている。

この間、平成 26 年度に危機管理部を新設して、危機対応への総合的、一体的な対応と危機管理体制全般の充実・強化を図ってきた。島田市地域防災計画や島田市要配慮者避難支援計画等の既存の計画の見直しと災害対応力の強化、自主防災組織を中核とした地域防災力の強化、災害時応援協定締結や実践的な防災訓練の実施等、防災関係機関・自治体・事業所等との連携強化の取組を進めてきた。

平成 28 年度には広域消防体制がスタートし、県の災害拠点病院としての機能を継続できるよう構造・機能面での強化を図った島田市立総合医療センター（以下、「総合医療センター」という。）が令和 3 年 5 月に開院した。計画の具体化が進んでいる新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺における開発は、防災拠点機能としても活用が期待できるものである。さらに、市役所本庁舎の建替え方針が明確となり、災害対応の拠点施設整備に向けた方向性も明らかになりつつある。

平成 29 年度末には、「笑顔 あふれる安心のまち 島田」の実現を目指した第 2 次島田市総合計画（以下、総合計画という。）及び国土利用計画島田市計画の策定により、防災・減災の取組の方向性とそのための市民協働における役割が明確にされた。

このように、島田市は、地域コミュニティ力の強さ、市民の郷土愛を底力として、市民協働の推進力を最大限に発揮しつつ「ここに住むすべての人の安全な生活を守る」取組を積極的に進めている防災先進都市である。

2 島田市国土強靱化地域計画策定の趣旨

(1) 国土強靱化の趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、個々の災害の都度、長時間をかけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避け、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくりの政策（医療・介護・福祉、子育て・教育、経済・産業、環境、文化、地域、都市基盤、行財政等、市政全般わたる諸政策）を含めた総合的な対応が求められている。

千年の時をも見据えた、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる国土を創造するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が平成 25 年 12 月に公布・施行された。

国土強靱化が目指すものは、想定外とも言える大規模自然災害等に対して、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ（強靱さ）」を備えた国土、経済社会システムを構築することである。

(2) 国土強靱化基本計画

国は、基本法第 10 条第 11 項の規定に基づき、国土強靱化の基本方針や国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する「国土強靱化計画」を平成 26 年 6 月に閣議決定した。この基本計画は、他の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもので、以下の事項について定めている。

ア 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野

イ 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

ウ 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 静岡県国土強靱化地域計画

県は、「内陸のフロンティア」を拓く取組や「地震・津波対策アクションプログラム 2013」等の国土強靱化に先駆けた県の取組を改めて評価したうえで、基本法第 13 条第 1 項の規定に基づき、県の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「静岡県国土強靱化地域計画」を平成 27 年 4 月に策定した。

(4) 静岡県の国土強靱化に果たす島田市の役割

島田市の地理的特性（沿岸部からの距離、大井川緑地等の存在）、空港を含む重要交通拠点としての位置付け、南海トラフ巨大地震における被災地域全体の中での相対的

な被害規模等から、災害応急対策のみならず、復旧・復興における静岡県の重要拠点の一つとなり得る。したがって、島田市の防災・減災の取組や復旧・復興の進捗が、静岡県等の広域にわたる地域の復旧・復興を後押しすることになり、島田市の国土強靱化は県の国土強靱化に直接寄与することとなる。

(5) 島田市国土強靱化地域計画策定の趣旨

人口減少、少子高齢化が進行する中で持続的発展を遂げ、総合計画が目指す島田市の将来像を実現するために、国土強靱化の観点から防災・減災のみならず、復旧・復興を見据えた市の戦略的取組を体系化することが求められる。

体系化することにより、事業の進捗管理や総合計画と連動した総合的な取組の推進を容易にすると共に、個別事業のスキーム構築や進捗も容易にする効果が期待される。

これらのことから、島田市は、基本法第13条の規定に基づき、静岡県国土強靱化地域計画を踏まえ、島田市国土強靱化地域計画を策定することとした。

3 基本理念

島田市は、防災・減災と地域発展を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえ、「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の実現に向けて、強くしなやかな地域づくりを進める。

この際、県中部圏域等の防災・減災及び復旧・復興の主たる拠点としての役割を考慮する。

4 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、以下の項目を基本目標とする。

- (1) 人命が最大限保護されること。
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- (4) 復旧・復興をいち早く成し遂げること。
- (5) 県中部圏域等の防災・減災及び復旧・復興の主たる拠点としての役割を果たすための基盤を強化すること。

5 事前に備えるべき目標

基本目標達成(実現)のために、市の自然災害に係る特性等を考慮し、具体的に達成すべき目標を「事前に備えるべき目標」として、以下のとおり設定する。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。
また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる。
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

- (5) 大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、住民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する。
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン^{※1}を含む）を機能不全に陥らせない。
- (7) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早急に復旧させる。
- (8) 人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない。
- (9) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する。
- (10) 防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される。
- (11) 復旧・復興段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する。

6 特に配慮すべき事項

国土強靱化に関する施策の推進にあたっては、国の国土強靱化基本計画に定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県の国土強靱化地域計画における「特に配慮すべき事項」を踏まえ、島田市の国土強靱化に係る諸条件を念頭に、特に以下について配慮する。

(1) 複合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進にあたっては、防災・減災の視点に加え、地域成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的な視点をもって取り組む。

また、市の重点プロジェクトや重要施策との相乗効果が得られるように取組を進める。

(2) ハード対策とソフト対策の最適な組み合わせ

これまで以上にソフト対策を重視して、災害リスクや地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を適切かつ効果的に組み合わせることで施策の目的を達成する。

(3) 効果的・効率的な施策の推進

限られた財源の中で着実に国土強靱化の取組を進めるために、公共施設マネジメントの基本方針を念頭に既存インフラの有効活用に努めるとともに、国・県の制度を最大限活用する。

また、人口減少や少子高齢化の進行による市民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえた施策及び平時でも有効に活用できる施策を工夫する。

人口減少が進み、投資できる財（ヒト・カネ）が徐々に限られていく中であっても、真に必要な施策・事業に資源を集中させることでこのまちに暮らす市民の満足度を上

げていくという、量から質への転換、すなわち「縮充」の考え方に沿った都市構造への転換の視点を取り込んでいく。

(4) 市民協働及び県、近隣市町、関係団体等との連携による施策の推進

地域の特性・実情に応じて、自助、共助、公助の取組を的確に組み合わせる。この際、市の強みを最大限活用できる施策を工夫する。

また、国、県、近隣市町と住民、事業所が有機的に連携し、役割分担して取り組める体制・仕組みを構築する。

(5) 防災人材及び地域コミュニティ力のさらなる育成・活用

地域の防災力を強化するため、災害発生時に自らの判断で的確に行動できる知識、智恵及び技術を持った人材や、次世代の地域の防災の担い手となる人材などの育成・活用をさらに推進する。

このため、誰もが正しく理解し（正しくおそれる）行動できるよう、防災教育などのリスクコミュニケーションに取り組む。

また、島田市の強みである地域コミュニティ力の底上げにより施策の相乗効果を発揮できるように努める。

(6) 県の国土強靱化への貢献

県の国土強靱化に果たす市の役割を念頭に、施策の付加価値を高め、県や国との連携を容易にする。

7 対象とする災害

蓋然性（起こる可能性）の高い南海トラフ巨大地震による災害や洪水・土砂災害等の風水害等といった大規模自然災害を対象（発生が予期される複合災害を含む）とする。

この際、対策及び事業立案に際しては、大規模感染症、原子力災害等への対応の負荷軽減を念頭に置く。

8 計画の位置付け

総合計画を下支えする計画とし、総合計画の分野別計画に対して、国土強靱化の観点から指針を付与するものとする。

また、国土強靱化に係る市のその他の計画の指針となる計画とする。

9 計画の対象期間等

対象期間は、総合計画と同様平成30年度～令和7年度（2018年度～2025年度）とする。また、原則として4年毎の見直しを行う。

《参考》

1 国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」の主な内容

- (1) 国土強靱化の取組姿勢
- (2) 適切な施策の組み合わせ
- (3) 効率的な施策の推進
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
 - ア 人のつながりやコミュニティ機能の向上
 - イ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮した施策
 - ウ 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮 など

2 静岡県国土強靱化地域計画における「特に配慮すべき事項」

- (1) 複合的・長期的な視点による施策の推進
- (2) 良好な景観の形成と保全
- (3) 防災人材の育成・活用
- (4) 民間防災の促進
- (5) 国や他県、関係団体等との連携
- (6) 日本の国土強靱化への貢献
- (7) 国際貢献
- (8) その他

第2章 リスクシナリオ及び脆弱性評価に基づく重要課題

1 「事前に備えるべき目標」に対する「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」

5つの基本目標を達成するため、11の「事前に備えるべき目標」と、目標達成を阻害する最悪のシナリオ（目標達成ができていない場合の様相）とその妨げとなるものとして、63の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

リスクシナリオ設定に際しては、島田市の自然災害リスク（南海トラフ巨大地震の第4次被害想定、洪水・土砂災害ハザードマップ、過去の災害事例、近年の激甚化する災害特性等）を考慮した。

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|---|------------------------|---|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される | 1 | 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 |
| | 2 | 地震等による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発生 |
| | 3 | 台風・豪雨等に伴う洪水及び広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生 |
| | 4 | 台風・豪雨等に伴う大規模な土砂災害の発生による死傷者の発生 |
| | 5 | 情報伝達の不備や地域や施設での避難態勢の不備等に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生 |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる | 1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | 2 | 避難経路や救援ルートへの断絶等による、多数かつ長期にわたる孤立集落や孤立住民等の同時発生 |
| | 3 | 警察、消防、自衛隊等の被災地への進出困難による救助・救急活動力の絶対的不足 |
| | 4 | 消防団員の被災、道路の阻絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難 |
| | 5 | 住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動が殆どできない事態の発生 |
| | 6 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期断絶 |
| | 7 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足 |
| | 8 | 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの断絶による医療機能の麻痺 |
| | 9 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |

| | | |
|---|----|---|
| | 10 | 避難所施設の被災や避難所運営体制構築の遅れにより、避難所運営が円滑にできない、安全が確保できない状況の発生市外避難者の増大や想定外の避難者発生に伴う避難所の施設の絶対量の不足 |
| | 11 | 医療施設が被災、医療スタッフ不足、患者数の急激な増大により、患者の応急救護活動の実施が困難 |
| | 12 | 総合医療センターが医師等の医療スタッフや医療器材・医薬品不足により、救護病院・災害拠点病院としての機能を発揮できない |
| | 13 | 福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、民間社会福祉施設を活用した福祉避難所の開設ができない |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 1 | 防災拠点となる公共施設・車両・器材等の被災による行政機能の大幅低下（本庁舎、おおるり、消防署、車両・器材等） |
| | 2 | 市職員の被災による行政機能の大幅低下 |
| | 3 | 市の出先機関の被災による行政機能の大幅低下 |
| | 4 | 警察等、国・県の出先機関の機能低下に伴う大規模な交通マヒの発生、信号機故障等による交通事故の大量発生 |
| | 5 | 行政・地域の防犯・治安機能の悪化による、盗難等の犯罪の大量発生 |
| 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 1 | 電力供給停止、同報無線設備、ネット回線の被災等による情報通信手段の機能発揮が困難 |
| | 2 | テレビ・ラジオ報道、ネット配信の中断、電話不通等により、市民や関係機関に情報が伝達できない |
| | 3 | 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備 |
| 5 大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、住民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送 | 1 | 幹線道路・橋りょうの被災により、緊急輸送ルート確保が困難 |
| | 2 | 緊急輸送ルートの開設を担当する建設業者の被災による緊急輸送ルート確保の大幅な遅延 |
| | 3 | 物資集積所施設の被災、人員配置や器材の不足による救援物資の受入・集積・配分体制構築の遅延 |
| | 4 | 各地区での救援体制（地区対策本部体制等）構築未実施により、避難所から個々の被災者への救援物資配分等が確実に実施できない |
| | 5 | 広域応援部隊の集結予定地区の被災による使用困難 |

| | | |
|---|---|---|
| 活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する | 6 | 緊急ヘリポートの被災、避難者の集合、アクセス道路の阻絶、要員配置の不足による使用困難 |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | 1 | サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞 |
| | 2 | 社会活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| | 3 | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | 4 | 基幹交通ネットワーク（陸上、航空）の機能停止 |
| | 5 | 食料、水等の安定供給の停滞 |
| | 6 | 事業再開に必要な人的資源、資金の不足 |
| 7 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる | 1 | 電力供給ネットワーク（発電電所、送電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止 |
| | 2 | 上下水道・ごみ処理等のライフライン・生活インフラ関連施設・設備の被災による長期間の機能停止 |
| | 3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | 4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| | 5 | 応急仮設住宅等の住宅支援対策の遅延による避難生活の長期化 |
| | 6 | 被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生 |
| 8 人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない | 1 | 風評被害等による地域経済等の甚大な影響 |
| | 2 | 原子力発電所の事故による放射性物質の放出 |
| | 3 | 大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | 4 | 連続地震、土砂災害等の複合災害による多数の死傷者の発生 |
| | 5 | 感染症の大規模発生等による関連死の多数発生 |
| 9 | 1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理や遺体措置の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

| | | |
|---|---|--|
| 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を努めて早い段階で整備する | 2 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 3 | 高速道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 4 | 被災者の住居（仮設住宅・みなし仮設住宅・復興住宅）や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態 |
| | 5 | 道路啓開や住宅建設等に必要な技術系職員等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6 | 住宅被害調査や被災証明発行業務が遅延し、生活再建が大幅に遅れる事態 |
| 10 防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される | 1 | 企業・住民の流出等による地域活力の低下 |
| | 2 | 限界集落の発生等による地域防災力の低下 |
| | 3 | 農地、森林等の荒廃による災害リスクの助長 |
| | 4 | 未耐震の住宅・建物、放置された空き家や公共施設等の管理不足による災害リスクの助長 |
| 11 復旧・復興段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する | 1 | 緊急輸送ルート確保が遅延し、防災拠点となる富士山静岡空港や広域応援部隊が集結する大井川緑地へのアクセス道路や活動拠点となる地域が自由に使用できない事態の発生 |
| | 2 | 広域応援部隊が使用する燃料等の調達が市の需要と競合し、円滑な救援行動に支障を来す事態の発生 |
| | 3 | 市外からの一時避難者の受け入れ態勢が確保できない事態の発生 |
| | 4 | ボランティアの受け入れ態勢を十分に確保できない事態の発生 |

2 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する一連の方策を「プログラム」として整理し、プログラムごとの現状の脆弱性（現状、課題、課題解決のための取組等）を別紙第1「プログラムごとの脆弱性評価結果」としてまとめた。

この中で、島田市の災害特性を踏まえた課題や複数のプログラムに共通する課題など、取組を推進する上で特に配慮すべき重要な課題を次の6つの視点で整理した。

6つの視点は、県の計画との整合、本計画第1章第6項の「特に配慮すべき事項」を念頭に設定した。

(1) 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

発災後に地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に係る復旧・復興段階を事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。

そのため、将来的に地域の拠点化とこれらを交通網、情報網で連結する（コンパクト・プラス・ネットワーク）ことで大規模災害からの復旧・復興を容易にする。

まずは、南海トラフ巨大地震に伴う「静岡県第4次地震被害想定」を踏まえ、早期復旧・復興の前提となる人的被害や、住居及び防災拠点となる公共施設の被害を最小化するための方策が必要となる。

具体的には、各家庭での対策として木造住宅の耐震化や耐震シェルター等の設置、家具固定及び各種防火対策を着実に進める必要がある。また、避難所や災害対策の活動拠点となる公共施設等の耐震化、消防団や自主防災組織災害用資機材の整備などの対策を着実に進める必要がある。この際、災害リスクを助長する空き家対策にも配慮する必要がある。

併せて、発災時の迅速な避難や救援・救護活動や復旧・復興に向けた人・物・車両・情報の円滑な流れを確保するために、緊急輸送路や幹線道路等の広域・地域間道路ネットワークの整備が必要であり、当市の均衡ある発展のためにも、市街地と中山間地とが連携・補完する交通・情報ネットワークの整備が求められている。

限られた財源の中での、これら公共施設や交通インフラの強靱化のためには、計画的な長寿命化対策を並行して進める必要がある。

復旧・復興の加速を図るためには、被災者に対するきめ細かな生活再建支援策と早期の事業再開を可能にする事業所の業務継続計画策定を促すとともに、人的・資金的な企業支援策をあらかじめ講じておくことが求められる。

これらの方策の実施に当たっては、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を実現する観点から、立地適正化計画における都市機能誘導区域及び居住誘導区域において、優先的かつ重点的に推進するよう同計画との連携が必要である。

(2) ソフト対策とハード対策の効果的な連携

近年、市民や企業の災害に対する意識が高まり、自助及び共助の重要性が浸透してきているが、大規模災害に対し、県や関係機関との連携を図り、ソフト・ハード両面の施策を組み合わせた防災・減災対策に一層取り組む必要がある。

ソフト対策として、地域や住民個々の自発的な避難行動や安全確保行動を促すために、防災ラジオや緊急速報メールなど多様な情報伝達手段の確保に努める。また、住民の防災意識や対応能力の向上のために、洪水・土砂災害ハザードマップの逐次の更新と周知、防災セミナーや出前講座の開催、広報紙やラジオ放送等を活用した啓発活動、学校における防災教育、より実践的な防災訓練の実施等に努めることが重要となる。

また、近年の傾向として大型台風の襲来、局地的・短時間豪雨、激しい雷や突風の発生等により、我が国の各所で甚大な被害が発生しており、これらの災害に対応するため、ハード対策としてこれまで以上に河川や洪水調整施設、土砂災害防止施設などの整備の着実な推進を図る必要がある。一方、ハード対策の限界も踏まえながら、地域住民や関係機関と連携した警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進めることが求められている。

(3) 広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携

災害対応は、市民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所などが協力して取り組む「共助」が基本である。南海トラフ巨大地震等の広域災害では、消防や警察だけでは十分な救出・救助活動ができない事態となり、自衛隊・消防・警察・DMAT^{※2}等の各種行政機関や民間団体による広域支援についても、現場到着の遅れや対応力の不足が生じることも想定されることから、地域の自主防災組織、消防団等の地域の防災力の一層の強化を図る必要がある。

また、自主防災組織を含めた地域コミュニティの強化は、避難行動や初期消火、救出・救助等の災害対応力の向上のみならず、避難所や応急仮設住宅でのきめ細かな支援や、地域の復興を迅速かつ円滑に進めることにも寄与する。このため、避難所運営組織のほか、公会堂等の活動拠点を核とした地区救援体制の構築、地域の防災用資機材の整備や実践的な訓練の実施、自主防災組織と消防団、地域の各種活動団体、学校、事業所などの連携・協働、地域防災の担い手となる人材の育成・活用などを推進する必要がある。

広域災害の発災直後は、食料・飲料水等、生命に関わる物資を供給することが不可能となることが想定されることから、各家庭において避難生活に必要な当面の食料と飲料水を常に備蓄しておく等の対策が重要である。

国土強靱化を進めるうえでは、国や県、市のみならず、ライフライン関係事業者による施設・設備の耐震対策や復旧体制の整備、災害時応援協定に基づく道路啓開や救援物資の輸送、さらには、地域の経済活動・雇用の継続を図るための各事業所の取組など、民間事業者の主体的な活動が不可欠である。

このため、平時からライフライン関係事業者や災害時応援協定を締結している事業者との情報共有や訓練の実施などにより、連携体制を強化するとともに、食料等の安定供給を確保するために、食品流通網の整備、事業所の防災・減災対策や業務継続計画の策定を促進する必要がある。

(4) 行政機能、情報通信、警察・消防等による救助・救急活動の確保

個々の施設の耐震性などをいかに高めても全ての災害に対応できるとは言い切れない。特に、行政、情報通信、エネルギー等の分野においては、システム等が一旦断絶すると、その影響は甚大である。このため、バックアップ施設やシステムの整備等により、代替性・多重性等を確保する必要がある。

行政機能では、防災拠点施設のバックアップ機能の確保をはじめとし、業務継続に必要な重要データ等のバックアップ体制の確保、非常用電源及び燃料の確保、再生可能エネルギーの導入の検討を進める必要がある。また、市のBCP^{※3}の検証と見直しを必要に応じて行い、業務継続に必要な体制を整備することが重要となる。

情報通信では、防災関係機関相互の通信ルートを確保するため、災害時に県や関係機関と被害情報等を共有できるF U J I S A N^{※4}を適切に管理・運用する必要がある。また、現在は市民一人ひとりに対し、より迅速かつ確実に災害関連情報を伝達するため、これまでの防災行政無線に加え、Lアラート^{※5}やFM島田、緊急速報メール、市メール配信システム、Fネット^{※6}など、多様化を促進している。今後も、情報インフ

ラ等の環境の変化に応じたSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等による双方向通信機能の活用や、地域の自主防災組織における情報収集・伝達機能の強化等、より効果的な情報伝達・収集手段の確保を図っていく。

これらのことを踏まえ、防災行政無線のデジタル化の検討に加え、関係機関や指定避難所及び地区救援組織と情報共有できる、より低コストで最適な防災情報システムの構築についても調査研究を進める必要がある。

さらに、避難生活はもとより、医療や救急にとって欠くことができない上水道による水の供給を確保するために、施設の耐震化やBCPの策定、代替施設や非常用電源及び燃料、災害用資機材の確保等の検討を進める必要がある。

災害時には、警察、消防による救助・救急活動や医療機能が絶対的に不足することが想定されることから、市内の救護所、救護病院及び災害拠点病院の連携体制を維持するとともに、医療機器、薬品類、食料その他応急物資の受け入れや、医師やコ・メディカルスタッフである看護師等、その他人員の受け入れ等について体制構築を図ることが重要である。また、ヘリコプター等を活用した重症患者の広域医療搬送のほか、被災地外からのDMAT等の救護班受入による治療実施など、医療救護体制の充実強化が必要となる。

(5) 地域交通ネットワークの機能及び代替性の確保

当市は、富士山静岡空港をはじめ、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号バイパス、国道473号、主要地方道島田吉田線、島田川根線、東海道本線等の交通網が整備されている。

これらの基幹的交通インフラは、大規模災害時において救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担う「命の道」となることが想定されている一方、そのネットワークが寸断した場合、経済活動は停滞し、当市のみならず国全体が機能不全に陥ってしまうおそれがある。このことから、基幹的交通インフラの安全性の確保、防災機能の充実、被災時の早期復旧は、国、県、市全体の観点からも喫緊の課題であり、いざという時に陸空の輸送機能の代替性確保だけでなく、災害時における相互の連携を図る必要がある。

また、市道を含む地域幹線道路は、これら基幹的交通インフラや広域幹線道路等を補完するとともに、緊急輸送路・幹線避難路として避難や救助・救急活動、支援物資の輸送等にとって重要な役割を果たすことから、防災機能の強化を行い、道路の整備等を推進する必要がある。併せて、災害時の市の防災拠点を結ぶ輸送ルートを確保するための道路啓開を円滑に行うための、災害時応援協定を締結している事業所との連携を強化する必要がある。

(6) 発災後の地域社会、経済の早期再建・回復

発災後においても、努めて速やかに地域社会、経済の活力を取り戻すことが求められる。

地域住民に対し、各種の被災者生活再建支援制度の活用や仮設住宅等の入居により、自立した生活を取り戻すための支援を積極的に進める体制を平素から構築しておくこ

とが必要である。このため、生活再建のため相談窓口設置や制度利用について、平素から広く周知するとともに、弁護士会等との災害時応援協定に基づく市民相談の体制づくりと、その前提となる住宅被害調査や災証明の発行手順について習熟を図る必要がある。また、仮設住宅や復興住宅の確保について、より具体的な計画を保持するとともに、前提条件の変化に伴い逐次計画を修正しておくことが求められる。

また、企業の被災により、事業の再開が困難な場合、経済活動が滞ることが予想されるため、速やかな経済活動の再開ができるよう商工会議所、商工会、青年会議所等の経済団体と事前協議の場を設ける等のより緊密な連携体制構築が重要であり、就労相談制度や事業再開のための緊急融資制度についても、県と連携して検討を進めていくことが必要である。

第3章 島田市国土強靱化の推進方針

1 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために解決すべき課題を踏まえ、課題解決のための施策の分野を第2次島田市総合計画の施策分野と整合させ、以下の7つの分野に設定した。

- 1 防災・福祉・健康
- 2 子育て・教育
- 3 経済・産業
- 4 環境・自然・生活
- 5 歴史・文化・地域
- 6 都市基盤
- 7 行財政

2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価及び6つの重要な課題を踏まえ、リスクシナリオを回避し、5つの基本目標を達成するため、以下の推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組む。

【1】 防災・福祉・健康

<1> 危機管理体制

(1) 大規模災害対応計画・関連マニュアルの継続整備・検証

計画の実効性を確保するため、島田市地域防災計画、島田市水防計画等の現行計画を背景事項の変化や検証結果に基づき計画的に修正するとともに、応援部隊の受入や救援ニーズを整理した広域受援計画等、保持すべき計画を早期に整備する。

また、計画実行のための関連マニュアルについても状況の変化に応じて適時に具体化・修正する。当面、「南海トラフ地震に関する情報」の発表に伴う対応行動について、県・関係市町・関係団体と連携し、優先的に具体化作業を進める。

(2) 災害対策本部機能等、緊急対応体制の充実強化

発災時の初動対応を迅速且つ的確に行うとともに、総合的・一体的な災害応急対策を行うため、災害対策本部機能を発揮するための人的体制及び関連資機材を整備する。また、人的体制・情報制約下における状況に適応した災害対策本部の運営を習熟させるとともに、現行施設が使用困難となり災害対策本部の移設が必要な場合の体制づくりについて具体化する。

大規模災害や特殊災害に伴い市外からの避難者・帰宅困難者の受入や想定外の避難者の受入に伴い、第二次、第三次指定避難所の開設や市外への広域避難により市外への避難所開設、又は民間施設の臨時の避難所開設が必要な場合の開設手順や職員配置等について具体化する。

この際、新たな本庁舎の建設に伴い、災害情報システムの構築を含め災害対策機能のハード面・ソフト面の充実強化を目指す。

(3) 災害情報収集・処理機能の強化

災害発生の前触れとなる情報を含め、適時に災害関連情報を収集するために、小型無人機「ドローン」運用体制を構築するとともに、ICTを活用した新たな水位観測網等の整備を目指す。また、F U J I S A Nのほか、将来的に防災情報システムの活用についても検討を進める。

また、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等による双方向通信機能の活用として現在利用している市公式LINEによる市民からのリアルタイムの災害現場映像情報の提供の仕組みを最大限活用する。

(4) 情報伝達機能の充実強化

市民への情報伝達手段の多様化を図るため、避難所開設情報などをパソコンやスマートフォン等の携帯端末へ情報発信するなど、利用者に対し情報インフラ等の整備状況に応じた効果的な情報伝達手段を整備するとともに、情報伝達訓練の実施等により、防災情報システム運用の検証と市民への周知を図る。

また、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対して災害情報、関連情報の提供ができるよう、同報無線設備等の整備やJアラート※7、Lアラート、緊急速報メール、FM 島田の緊急放送、防災メール配信システムやF ネット等の利活用を促進する。

大規模災害において、様々な立場の人々が双方向での情報通信ができるよう、防災拠点として活用しうる施設へのWi-Fi環境の整備を検討する。

現在は市民一人ひとりに対し、より迅速かつ確実に災害関連情報を伝達するため、これまでの防災行政無線に加え、Lアラート※5やFM島田、緊急速報メール、市メール配信システム、F ネット※6など、多様化を促進している。今後も、情報インフラ等の環境の変化に応じたSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等による双方向通信機能の活用や、地域の自主防災組織における情報収集・伝達機能の強化等、より効果的な情報伝達・収集手段の確保を図っていく。

(5) 緊急物資、防災資機材の着実な整備

想定避難者数に応じて、非常用食料・飲料水等の備蓄を計画的に進めるとともに、指定避難所用の資機材や救出・救助用の資機材を着実に整備する。また、水防用の資機材についても計画的に整備するとともに、排水ポンプ等の大型器材については、関係機関や民間事業所から支援が得られる態勢を維持する。必要に応じ、市独自に一定の排水能力を保持する方法についても検討する。

(6) 各種防災関係機関等との連携強化、広域受援態勢の整備

発災時の市の限られた対応力を補完し、迅速・的確な災害応急対策と着実な復旧・復興の取組を進めるために、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、広域応援を含む消防・警察、そのほかの防災機関、災害時応援協定締結地方自治体、災害時応援協定を締結している事業所等との連携体制を充実強化し、新たな救援ニーズを踏まえ、協定締結機関の拡充を進める。

このため、協定や救援ニーズに基づく連携要領、受入態勢の整備についてより具体化するとともに、現地研究を含めた連携協議の促進、実践的な訓練・検証（図上・実動）の継続により、連携体制の実効性を向上させる。

この際、活動拠点や活動拠点への移動経路の確保、受入施設の確保について平素から所要の措置を講ずる。また、平素の業務を通じて、防災関係機関等との顔の見える関係構築に努める。

(7) より実践的・総合的な防災訓練の実施

住民避難を伴う大規模地震（複合災害を含む）、大規模火災、大規模洪水等の災害や突発的な風水害に対して、人的被害・物的被害を局限化するとともに、県や防災関係機関等の応援を受け総合的な対応により災害応急対策の迅速化及び復旧・復興対策の加速を図るために、災害想定に基づくより実践的・総合的な防災訓練を行う。

このため、各職員レベル、災害対策本部の各班レベル、災害対策本部レベル、防災関係機関・自主防災組織・民間団体等との連携を含めた総合的なレベルでの訓練を行う。また、情報伝達・連絡通信、医療・救護等の機能別の訓練を時期的、内容的に適切に組み合わせ、その成果を業務の習熟や対応計画・マニュアルの検証・修正に活用する。

この際、災害廃棄物の処理・遺体措置、物資集積所の開設・運営、各家庭までの救援物資の配分、住宅被害調査、広域避難等、本格的な訓練・検証が十分に行われていない分野について、防災関係機関や関係事業等の支援を得て着実に訓練成果を累積させる。

(8) 災害対応の中核となる人材育成

市内の一体的対応、防災関係機関、事業所、自主防災組織等地域住民と連携した総合的な対応を容易にするために、市内の各所属等に災害対応の中核となる人材を計画的に育成する。

そのため、中堅職員を対象とした防災マイスター育成講座を継続実施して防災の知見と対応力を有する職員の裾野を広げる。

また、内閣府等への研修職員派遣や災害発生自治体への職員派遣により、一定の実務経験と災害現場での対応経験を積ませるとともに、全国レベルでの人材ネットワークを構築する。

(9) 複合災害時における広域避難体制の整備

大規模地震災害に伴う原子力災害、大井川や大井川水系等中小河川の大規模氾濫に伴う市内の広域での浸水により市外への広域避難が必要となった場合に備えるため、広域避難計画の策定や避難先・避難手段の確保、避難所の開設運営、市役所機能の保持等について、各計画を策定する。また、職員配置の具体化、物的基盤の整備、訓練・検証成果の積み上げ等、広域避難体制の整備を進める。

＜2＞ 地域防災力

(1) 自主防災組織の機能充実

少子高齢化の急激な進行に伴い、一部の地域において自主防災組織の機能を維持することが困難になりつつある状況に対応するため、就業中の働き手、中学・高校生、男女を問わず、地域の人材を最大限活用するとともに、消防団、防災以外の地域の活動団体、事業所、学校等との連携強化により、必要な災害への対応力を維持する。

このため、地域の特性・実情に応じて組織体制や取組に創意工夫しているモデル自主防災組織の活動事例を顕彰・紹介するとともに、組織体制整備の取組について個別に支援する。

(2) 避難所運営体制の充実、地区救援体制の構築促進

発災初動において避難者の受入を確実にを行い、避難期間が長期化しても安定し避難生活を継続するために、市指定避難所において地域住民・避難者自らが主体的・効果的に避難所を運営できる体制を更に充実させる。

このため、機能的な避難所運営組織の構築、地域の特性・実情に応じた避難所運営マニュアルの策定や避難所運営訓練の実施等、避難所運営体制整備について、避難所による格差が大きいことを踏まえ、避難所運営会議や防災訓練の場を通じて個別に体制整備の支援を行う。

また、指定避難所以外の自宅や集会所、公園、自家用車等で避難生活を送る被災者への救援物資の配分、医療・保健支援やメンタルケア等のソフト面での支援を確実に行うとともに、被災者ニーズの把握と災害対応に係る行政情報の提供の双方向の情報共有を可能にするために、地区毎の救援体制構築を促進する。

このため、自主防災組織等を中核とし、地区集会所等を活用した地区災害対策本部の開設・運営に関する手引書の配布、継続した訓練の実施、自主防災組織育成対策補助金を活用した資機材整備を促進する。

(3) 地域の災害対応能力の向上

突発的に発生する大規模地震や局地的・短時間の豪雨に伴い激甚化する災害に直結する気象情報や市からの災害情報・避難情報の伝達が間に合わない場合でも、市民自らが判断して避難等の安全確保行動により、生命・財産を保全できるようにするために、地域コミュニティの強さを活かしつつ、基本的な地域の災害対応能力を向上させる。

このため、市の防災ガイドブックや洪水・土砂災害ハザードマップを活用するとともに、出前講座や防災訓練等での知見を活用して、地域としての災害対応能力を向上するための取組を着実に進める。

具体的には、地区防災マップの作成、住民（世帯）台帳（人材台帳を兼ねる）や各家庭までの連絡網の整備、避難行動要支援者の避難支援のための個別避難計画の作成、災害の態様に応じた地区避難計画の作成とこれらを活用した訓練の実施等の取組を着実に進める。

これらの地域の取組を支援するため、地域のニーズを踏まえた自主防災組織育成対策補助金制度の充実、地区防災マップ作りの直接支援、防災ガイドブックや洪水・土砂災害ハザードマップの更新、地域での防災訓練の直接支援等の取組を継続する。この際、防災マップ作成・更新においては、豪雨後や災害発生後の地域の危険箇所の状況を地域住民とともに現地確認し、地域の危険箇所と災害発生メカニズムについて理解を深めさせる。また、地域内の水位観測結果等を配信する仕組みを構築する。

(4) 緊急物資、防災資機材の着実な整備

発災初動においては、家庭・地域や事業所等の個別対応により、被災者の救出・救助活動、安全確保・生活確保を図る必要がある。また、広域災害では、広域支援の遅れや支援の不足が予期され、中山間地集落の孤立化も想定されることから、家庭・地域・事業所等における緊急物資の備蓄や防災資機材の整備を着実に進める。

このため、様々な機会を捉え、各家庭における緊急物資の備蓄方法・日常生活での活用法の周知を図るとともに、自主防災組織による緊急物資の備蓄を促進し市全体の備蓄率の向上を図る。また、食料・飲料水等の備蓄品、非常用発電機、炊事用具、簡易トイレ等を含む避難所運営用の資機材のほか、自主防災組織による救出・救助、消火活動用の資機材を整備する。

また、帰宅困難者対策のため、事業所においては、発災後しばらくは従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄に努めるよう促し、学校・幼稚園・保育所等においても、児童・生徒を保護者へ引渡しできず施設内に留める場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を進める。

社会福祉施設は、大量の水、流動食等の利用者の特性に合わせた非常用食料の備蓄が必要となってくるため、災害時における適切な備蓄の周知を行うとともに必要な支援を行う。施設が孤立した場合に備え、7日分以上の食料・飲料水等の備蓄を呼びかける。

(5) 木造住宅耐震化等、家庭での安全空間の確保の取組促進

大規模地震災害における人的被害を局限化するためには、各家庭における安全空間の確保が必要不可欠である。一方、市の木造住宅耐震化の進捗は県平均よりも低い現状を踏まえ、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用した島田市耐震改修促進事業により、耐震化の取組を促進する。一人暮らしの高齢者でも利用し易い耐震シェルターや防災ベッド等の設置及び家具転倒防止対策を促進する。

また、木造住宅密集地域における大規模火災のリスクを軽減するため、各家庭での避難行動における電源遮断の定着化と併せて感震ブレーカー設置の促進を図る。

初期消火の遅れが大規模火災に発展するリスクを高めていることから、法令に基づく住宅用火災警報器や消火器の設置を併せて促進する。

(6) 地区活動拠点の整備

地区救援体制の構築を促進し、地域の災害対応能力の向上を図るために、生活圏のコンパクト化や市の財政事情を考慮するとともに、補助制度を活用して地区活動拠点の整備を可能な限り推進する。

この際、特に中山間地においては、一時的な緊急避難場所としての機能発揮が期待されることから、非常用電源・燃料や通信手段の確保、備蓄品の整備等を含めて整備することに努める。

(7) より実践的な地域防災訓練の実施

予期される災害様相（複合災害、二次災害を含む）や地域の特性・実情を踏まえた地域全体の防災意識や災害対応能力を向上させるために、より実践的な防災訓練を継続的に行うための条件を整備する。

このため、大規模地震災害等の初動対応での人命救助や消火活動、地区救援組織による救援活動等をテーマとした自主防災組織による防災訓練実施の手引書を作成・配布し、関係職員が地域に出向いて直接訓練支援を行うとともに、DIG^{※8}やHUG^{※9}等の出前講座を継続実施する。

訓練に際しては、地域防災リーダーやジュニア防災士の活用を促し、小中学生の企画段階からの地域防災活動への参画等を促すことにより、地域全体での防災訓練への取組気運を高める。併せて、子供を主役とした防災合宿や防災運動会等の企画により将来の防災の担い手が興味を持って訓練に参加できるようにする。

また、地震災害に留まらず、風水害や大規模火災における避難要領についても、地域が自発的・主体的に取り組む条件を整備する。

(8) 地域防災の担い手となる人材の育成

災害の激甚化・多様化や少子高齢化の中にあって、地域の災害対応能力を維持・向上させるために、地域防災の担い手となる人材を計画的に育成し、地域でこれを活用しつつ、人材確保の裾野を広げる取組を進める。

このため、自主防災組織のサポーターとして、女性や高校生を含めた地域防災リーダーの育成を着実に進める。また、学校と連携し、ジュニア防災士の育成と活躍の場の提供を進め、将来の防災人材の裾野を広げる。

また、ボーイスカウトやスポーツ団体等との連携により、子供たちが主体的に防災活動に取り組める環境を醸成する。

さらに、社会教育、子育て環境整備及び男女共同参画の取組の一環としての防災講座の実施並びに防災の取組を積極的に進める市民団体や関係団体との連携による防災講話や防災イベントの実施を通じて、地域の人材育成を積極的に進める。



【令和元年度地域防災リーダー 受講風景】

(9) 地域内道路の拡幅整備

市内に存在する幅員4m未満の狭い道路は、災害時の避難や緊急車両の活動の妨げになるばかりでなく日当たりや風通しなど生活環境にも悪影響を与えていることから、土留め壁や塀等を撤去し、道路後退した土地の部分を拡幅整備する必要がある。

国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し、災害に強く快適な住環境の形成を目指す。

〈3〉土砂災害対策

(1) 土砂災害防止施設の整備促進

市域の大半を中山間地が占め、大井川の上流部は国内有数の多雨地帯であること、中小河川沿いに集落が発達していること、近年の局地的豪雨により風化が進み土質を流出させやすい等の地域特性があること、大規模地震の二次災害としての土砂災害のリスクがあることを踏まえ、土砂災害防止対策を着実に進める。

このため、地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備について優先度を設け着実に進めていく。また、市内に800か所以上の土砂災害危険箇所が存在することを踏まえ、土砂災害防止のハード対策の実施を国、県へ働きかけて、土砂災害防止施設整備の促進を図る。

また、急傾斜地崩壊防止事業と連携すると共に、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し、この事業に採択されない地域の危険住宅の除却と災害防止の推進を図る。

(2) 土砂災害警戒区域の指定に伴う警戒避難体制の整備等

土砂災害警戒区域の指定等に伴う避難体制の整備、洪水・土砂災害ハザードマップ等を活用した危険箇所の点検、市民への危険箇所の周知、避難訓練等の実施等、県と連携してソフト対策を推進する。この際、地域毎の土砂災害発生のメカニズムを明らかにし、その前触れ現象の把握に努めるとともに、市、市民、関係防災機関が共有できる仕組みづくりを進める。



【令和元年台風19号による家山地区の土砂災害】

(3) 大規模盛土造成地の安全対策

大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地の被害を防ぐため、国の「宅地耐震化推進事業」を活用し、市内の大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

〈4〉 水害対策

(1) 洪水防止のための河川整備及び洪水調整施設等の整備の着実な進捗

広域にわたり甚大な浸水被害が想定される国・県が管理する重要な河川において、河道拡幅や護岸改修などの予防型対策を着実に促進し、当市が管理する河川や都市下水路についても、浸水被害が想定される河川を優先して、予防型対策を計画的に推進する。

また、近年浸水被害のあった河川や浸水常襲地域においては、再び大きな被害を発生させないよう対策の重点化を図り実施する。さらに、被害を局限化する「減災」を図るよう、排水ポンプ場や雨水貯留施設の整備を進めるほか、適切な土地利用の誘導、開発規制、土地利用事業における適切な指導、森林や農地の保全や、水害版図上訓練の実施、雨水浸透施設設置への助成等のソフト対策を併せて進める等、河川を管理する国や県、関係機関とともに流域市町が一体となり、総合的な治水対策を推進する。

(2) 洪水警戒避難体制の整備等

近年の局地的・短時間豪雨や超大型台風による大規模な水害から市民の安全を確保するため、全戸配布している浸水想定区域における地区別洪水ハザードマップについて、国・県管理河川における最大想定浸水深の見直し等に応じて洪水・土砂災害ハザードマップの改訂を行うとともに、浸水想定区域等の防災情報の周知を継続して行う。

また、自主防災組織による地区防災マップの作成を推進する中で、地域毎の洪水発生メカニズムを明らかにし、その予兆現象の把握に努めるとともに、市、市民、関係防災機関が共有できる仕組みづくりを進める。

さらには、大井川や大井川水系等中小河川の1,000年に一度の大雨による大規模洪水の様相が明らかになることに伴い、広域避難体制の整備を進める。

(3) 農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、機能低下した農業用排水施設やため池の整備・補強を進める。



【令和元年台風19号 白岩寺用水幹線付近】

〈5〉 消防

(1) 防火設備の着実な整備

大規模火災や大規模地震における火災発生においても、消防力を最大限に発揮して消火活動ができるようにするため、消防法の設置基準や地域特性に応じて、消火栓や耐震性を有する防火水槽の整備を進める。

(2) 消防団体制の整備、対応能力向上

少子高齢化の進行や人口減少に伴う地域防災力低下が懸念される中で、地域防災の中核組織としての消防団の組織力を最大限に発揮するため、消防団の組織編成を実態に適合させるとともに、消防団の対応能力の向上を図る。

このため、各地域に必ず分団を残すことを基本に組織体制上の編制と実団員数に基づく編成を現状に適合させる。また、常備消防等との連携や消防ポンプ車や無線通信設備等の装備と運用によって事実上の消防団員の減員を努めてカバーできる体制をとる。

また、同時多発する火災等に備え、広域消防体制におけるスケールメリットの活用と並行して、消防団員の確保、教育訓練及び装備の充実を図る。特に、機能別団員や女性団員の確保に努めるほか、幅広い年齢層を対象に消防団を補完する体制づくり等の取組を行う。これらの対応策を推進するため、全市民を上げての消防団を応援する環境整備について、具体的取組を推進する。

(3) 消防広域化に伴う静岡市消防局との連携体制強化等

消防広域化体制の実効性を高めるため、消防団との連携や大規模災害発生時の消防力全体の運用について、研究・検証を行う。

また、将来的な広域化の望ましい体制について静岡市消防局等と協議を進める。



【令和元年度 消防団の操法大会】

〈6〉 医療・救護

(1) 救護病院、災害拠点病院機能の充実

大規模災害における市の救護病院及び県の災害拠点病院としての機能を最大限発揮するために、総合医療センターの建設事業を着実に進める。

総合医療センターでは、災害時医療救護活動に支障が生じないよう建物の免震化を図り、施設・設備の被災を回避できるよう整備した。また、隔離可能な感染症病床の整備を行った。今後、被災者の受入と円滑な救護活動の強化を図るため、トリアージスペースや軽傷患者ゾーンなどに活用されるロータリーや駐車場整備を進める。

この際、医療救護体制の強化を図り、併せて救護所や静岡県中部方面本部（中部保健所）との連携強化や情報を共有する機会（研修会等）を増やす。

災害対応においては、入院患者の一時帰宅や一般患者の診療を中止し、トリアージによる災害時医療に移行することで傷病者の緊急度・重症度に応じた医療を行い、被災した患者に対して限られた医療資源の効率的な活用を図る。

(2) 救護病院、救護所等の災害医療体制の充実

大規模災害に伴う断水時でも災害時医療を継続できるよう耐震性受水槽を総合医療センターにおいて整備した。また、備蓄倉庫も確保し、倉庫内には、職員・患者合わせ約1,000人を想定し、3日分の非常用飲料水を確保する。

また、災害時の電力供給の断絶に備え、医療機関における燃料タンクや自家発電装置の整備、維持管理を行う。総合医療センターにおいては、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機と3日分程度の燃料を備蓄できるタンクを整備した。

また、発災時に開設する救護所の医療資機材の確保について、計画的に整備するとともに、島田市保健福祉センターに開設する救護所が救護病院的機能を保持するための医療スタッフ及び医療器具・医薬品の確保について、県と連携して体制を構築する。

さらに、救護病院及び救護所の機能を最大限発揮するための訓練を、実践的かつ継続して行う。

(3) 支援スタッフの確保・支援体制の構築

医療圏域内での支援スタッフの確保について、近隣自治体や医師会、関係医療機関との協議を行い、最小限の医療スタッフの確保ができる体制の構築に努める。

この際、地域住民の協力が得られる場合は、専門分野以外で積極的にこれを活用する仕組みを構築する。

(4) 医療関係機関、広域応援組織との連携強化

医療スタッフの不足による救護病院や救護所の機能不全を解消するため、県と連携し有事の際の迅速なスタッフ派遣を得られる態勢を構築する。

そのほか医療チームの派遣要請については、災害対策本部医療班を通じ総合医療センター等と連携し、EMIS_{※10}を用いたDMAT及び他県医療救護チーム、災害派遣

支援ナース等の派遣要請により対応する。あるいは受入状況等の情報提供を受ける体制を構築することにより、患者の急激な増大等にも対応しうる体制を確保する。

〈7〉要配慮者支援

(1) 福祉避難所の開設・運営体制整備

災害時、第一次指定避難所での共同生活が困難な要配慮者^{※11}に対して、市は福祉避難所に案内し、安心・安全に避難生活を送ることができる場所を確保する。

災害時には島田市福祉避難所開設運営マニュアル（以下、「福祉避難所マニュアル」という。）に基づき、市は第一次指定避難所、自主防災組織及び福祉避難所協定施設等と連携し、円滑な開設及び運営を実施するよう努める。

市は、福祉避難所開設運営訓練等の実施により、福祉避難所マニュアルの内容の見直しをすることで実効性を高めていくとともに、市内社会福祉施設や宿泊施設の協力を得て福祉避難所協定締結施設の拡大に努める。

(2) 民間社会福祉施設への支援

災害時に、市内社会福祉施設において利用者等の安全確保や安定した日常生活の確保が難しい場合、市は県と連携しつつ必要な支援を行うよう努める。

また、法令に基づく社会福祉施設の各種避難計画（地震、原子力、水害、土砂災害等）の策定について、市は必要な支援や現地確認等を行うよう努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の着実な整備

要介護者や重度障害者等の自力での避難が困難であり、避難に支援を必要とする者（以下、「避難行動要支援者」という。）について、市は名簿化し、同意を得て平時から民生委員や自主防災組織等の関係者と情報を共有する。その中でも自力避難が不可で家族等の支援のない方については、自主防災組織が個別避難計画を作成している。

また、災害時又は災害が発生するおそれのある場合は、市は上記の同意の有無にかかわらず自主防災組織へ情報提供し、自主防災組織が避難行動要支援者へ注意喚起及び必要に応じ避難支援を行う。

(4) 地域支援体制との連携強化

要配慮者が地域や指定避難所で、孤立せず安心安全な避難生活を送るために、平時から自主防災組織、民生委員、その他地域関係組織と連携し、見守り体制を構築するよう努める。

〈8〉被災者医療・健康支援

(1) 避難所、地域（在宅等）での避難者に対する支援体制の充実

避難所はもとより、地域で避難生活を送る被災者に対し、継続した医療・健康支援を行うための体制を整備する。

このため、健康支援に関するマニュアルの整備や県並びに関係機関と連携し、健康相談に対応する職員やボランティアの確保に努める。

(2) 感染症等予防のための健康指導体制の充実

感染症の急激拡大による関連死や既往症の重篤化を防止するため、健康指導体制を充実するとともに、感染経路を遮断するための具体的措置や避難所等の生活環境の保全に努める。

このため、感染症発生に関する情報共有と住民広報を徹底するとともに保育所等への感染予防医療品等の整備促進を図る。

災害時の避難所等は、感染症に対する抵抗力が低い利用者も集団で生活する場であることに留意し、特に新型コロナウイルス感染症等の蔓延下では、3密（密集、密閉、密接）の回避、手指消毒及び健康管理の徹底等を行う。

また、利用者の既往歴や心身の状況の把握や事前の衛生対策（消毒資機材等の備蓄）を周到に行う。

なお、社会福祉施設に対して、平時から衛生用品や感染症対策用品の備蓄の周知徹底を図る。感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

(3) メンタルヘルスケア体制の充実

大規模災害で被災したことによるPTSD^{※12}、家族や家を失った悲しみ、連続災害の発生や生活再建に関する不安等による精神的不安定状況を改善するために、災害対応の段階に応じて避難所、仮設住宅、地域を巡回して継続してメンタルヘルスケアをできる体制を構築する。

このため、関係専門機関の支援を得つつ、専門職員による巡回指導、相談窓口設置のほか、地域の互助組織による見守り活動を総合的に組織化し、関連死や地域コミュニティ崩壊につながる事態を回避する。

〈9〉 遺体措置

(1) 遺体措置体制の整備

家族を亡くした遺族への対応を適切に行うとともに、災害後の復旧対策の進捗を図るため、災害による遺体措置体制を早期に整備する。

このため、遺体措置計画の見直しを行うとともに、医師会、警察、関係事業所等との連携協議や訓練を行う。また、遺体措置に習熟した職員の育成・確保を図る。

併せて、総合医療センターの遺体仮安置場所の活用のほか、民間施設を含めた遺体収容所の確保について継続検討する。



【平成 30 年度 遺体措置訓練の様子】

〈10〉生活再建支援

(1) 生活再建支援の早期着手

発災後の復旧・復興を加速するために、災害応急対策や応急復旧対策はもとより、早期の段階で生活再建支援体制を構築することが必要である。

そのため、前提となる住宅等の被害調査とり災証明の発行が重要となることから、複数の班体制で行う中で、各調査員が統一した調査方法で、公平・公正な目線で調査できるよう実施マニュアルを整備するとともに、危機管理課主催で関係課とともに勉強会を開催し情報共有している。

また、調査から災害り災者調査原票作成までの一連の流れを実地研修等により習得する。



【令和元年度 被災者生活再建支援勉強会の様子】

(2) 生活再建相談体制の充実

発災直後の段階から被災者の相談ニーズに対応するため、県弁護士会等との災害時応援協定を活用し、各種の被災者生活再建支援制度の活用や仮設住宅等の入居により、自立した生活を取り戻すための支援を積極的に進める体制を構築する。

このため、生活再建のため相談窓口設置や制度利用について、平素から広く周知するとともに、災害発生時に生活相談に関する最新の情報を提供できる仕組みを構築する。

〈11〉 ボランティア

(1) 社会福祉協議会との連携強化

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受入れるため、災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの養成を行う。

また、ボランティアセンターの開設・運営について、市社会福祉協議会との連携体制を強化するための協議や訓練等を積極的に行う。

(2) ボランティア受入体制の整備

応急復旧段階以降のきめ細かな被災者支援や災害復旧対策の加速、復興段階での被災者支援を継続して行うために、ボランティアを円滑に受け入れる体制を整備する。

このため、社会福祉協議会との協議に基づき、ボランティアの受入開始時期、救援ニーズへの対応範囲、最小限の宿泊施設の確保、活動に必要な資機材の確保等について具体化する。また、必要に応じ、ボランティアセンター立上げ・運営マニュアルの見直しを行う。

【2】子育て・教育

〈1〉子育て支援

(1) 乳幼児保育施設の安全確保体制強化

市営の幼児保育施設はもとより、民営の幼児保育施設に対し、乳幼児の安全確保のための体制づくりを支援する。

この際、法令に基づき水害や土砂災害に対する避難計画の策定や避難訓練を実施する場合は、市防災部局と連携して実効性のあるものとなるように努める。

(2) 子育て中の親に対する防災活動支援の充実

乳幼児の子育て中の親に対して、大規模災害発生時において子供の安全や避難生活の中で良好な育児環境を確保するための工夫について、講座を開催する等の支援を行う。

この際、有識者や市防災部局との連携により、継続した支援を行うよう配慮する。

〈2〉義務教育

(1) 学校施設の耐震化等促進

大規模地震災害や風水害における児童・生徒や教職員の確実な安全確保及び指定避難所としての機能発揮のため、学校施設の耐震化等を含めた改築・改修を進める。

この際、災害後の努めて早期の教育再開を考慮して、授業スペースの確保や落下物防止の処置等に配慮する。

また、小学校児童の登校時の安全を確保するため、市内の小学校の通学路沿い（市が定める重点区域内に限る。）にある、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等の撤去を促進する。

(2) 学校給食センターの災害対応体制の整備促進

学校給食センターの受水槽の適切な維持管理に努め、日常の利用はもとより災害時にも市民に提供できるよう備える。

また、食物アレルギーに配慮した学校給食用の食材は、災害時には食物アレルギーの心配のある市民に対しても安心して供給できることから、適切に整備する。

(3) 学校防災計画の着実な整備

状況の変化や県教育委員会・市防災部局の指針に基づき、現行の計画を適宜最新の状態に整備する。この際、南海トラフ地震情報への対応や大規模複合災害に伴う広域避難に係る分野については、市防災部局と連携しつつ計画を整備する。

この際、保護者への児童・生徒の引渡し等の手順についても明確にする。

(4) 学校防災教育・訓練の充実

総合学習の教科のほか、一般教科や野外実習の中で適時防災教育を取り込むよう工夫する。この際、国土交通省等の支援による防災教育の教材等を活用する。

また、学校防災計画に基づき、児童・生徒及び教職員の確実な安全確保行動について、年間を通じて、適宜避難行動等の防災訓練を行う。

これらの教育効果を高めるために、地域での防災訓練への積極参加やジュニア防災士の知事認証の取組を推進する。

〈3〉社会教育

(1) 家庭・地域住民対象の防災講座の活性化

社会教育講座の一環として、市民ニーズに応じ家庭・地域住民対象の防災講座等の実施を推進する。また、市防災部局と連携し、防災子供合宿等の体験型の講座を企画する。

〈4〉地域支援

(1) 避難所運営への支援体制充実

大規模地震災害はもとより風水害や大規模火災発生時の指定避難所として、屋内運動場等の学校施設を使用することに伴い、施設管理者としての支援体制を継続整備する。

この際、教育の早期再開や学校重要施設の保全等を考慮し、避難所運営会議等の場で避難所運営組織との連携要領を具体化する。

(2) 放課後児童クラブの活用支援

避難所運営に当たり、要配慮者の避難スペースとして畳敷きのスペースや放課後児童クラブの利用施設を活用できるよう、避難所運営組織からのニーズに応じて所管課との調整のうえ的確に対応する。

【3】経済・産業

〈1〉雇用

(1) 商工会議所、商工会等の市内経済団体との協力体制の構築

発災後、速やかに経済活動を再開できるよう、平時から商工会議所や商工会、青年会議所等の経済団体と発災後の対策についての協議の場を設けるなど、連携体制の構築を図る。

(2) 労働力の迅速な確保のための就労相談制度の整備

発災後の労働力確保対策としての災害時就労相談制度の整備について、ハローワーク島田（島田公共職業安定所）と連携し、検討を進める。

(3) 震災時に活用できる融資制度の整備

発災後、速やかに経済活動を再開できるよう、市内金融機関と平時より融資制度について協議する。

(4) 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、ハローワーク島田等の関係機関との連携を強化する。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、BCPの策定を促進する。

〈2〉事業所

(1) 事業所施設の耐震化、防火体制・避難体制の整備促進

多数の者が利用する施設の耐震化や防火体制・避難体制の整備を促進すべく対策を講ずる。事業所等の施設の耐震化、設備等の固定、飲料水等の物資の備蓄、燃料・電力の確保など、事業所等の自主的な防災対策を促進する。

また、事業所等と関係地域の自主防災組織との連携を促し、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、事業所及び地域の安全確保を進める。

(2) 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、利用者や従業員の帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくために必要な量の飲料水・食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

また、帰宅困難者への適時・的確な対応を図るため、道の駅やコンビニエンスストアをはじめとするフランチャイズチェーンと県が締結する「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づく「災害時帰宅支援ステーション^{※13}」としての情報提供体制の整備を促進する。

(3) 事業所における地震防災応急計画及びBCPの策定の促進

各事業所に対し、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画について策定を促進する。また、発災時の被災や生産力の低下を防ぐために事業所のBCPについて、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や業務継続計画策定を指導する人材の養成を図り、策定を促進する。

〈3〉 産業施設

(1) 工場や事業所等の設備からの出火、煤塵（ばいじん）・有害物質等の流出に対する対策の推進

発災時に特に周辺に大きな影響が予想される大規模事業所に対しては、環境保全協定の締結や見直し協議の際に、大規模災害時の対応や連絡体制を構築する。

〈4〉 緊急支援物資

(1) 緊急支援物資の受入体制の整備

緊急支援物資の受入体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなど、連携体制を強化する。

(2) 緊急支援物資の搬送体制の整備

緊急支援物資の搬送体制について、管理調整から仕分、払出、警備、搬出の各業務を訓練等を通じて検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との調整を進め、必要に応じて協定内容の見直しを行うなど、連携体制を強化する。

この際、宅配業者等の民間事業所の取組と行政の取組を効果的に組み合わせる。

〈5〉 観光

(1) 観光施設での安全確保体制の整備

発災時における観光客をはじめとする市内滞在者及び通過者の安全確保のため、大規模観光施設の耐震化を促進するとともに、避難と併せ、安全に誘導できる体制の確保を図る。

(2) 観光客への防災情報の提供体制の整備

発災時における外国人を含む観光客をはじめとする市内滞在者への防災状況の情報収集手段として、Wi-Fi環境（公衆無線LAN）及び防災情報を提供する市ホームページへ誘導する仕組みの整備を促進する。

(3) 観光客（帰宅困難者）の避難体制の確保

発災時における観光客をはじめとする帰宅困難者の避難先について、第二次から第四次指定避難所を一時避難所として確保するとともに、一次避難所へ誘導できる体制を構築する。

【4】環境・自然・生活

〈1〉エネルギー

(1) 自立・分散型エネルギーシステムの構築

平時の温室効果ガス排出を抑制するとともに、災害時の家庭や事業所等において必要な最低限のエネルギーを確保するため、省エネルギーの取組や再生可能エネルギー等の分散型エネルギーの利用を促進する。加えて、IT や蓄電池等を活用して地域全体のエネルギー利用の最適化を図るシステムの構築を目指す。

〈2〉農地・森林等の整備

(1) 農地、土地改良施設等の地域資源の適切な保全管理、農業用排水施設等の整備促進

農地や土地改良施設等の適切な保全管理を行うことが困難となっている地域が増加傾向にあり、災害時の被害拡大に繋がるおそれがあるため、地域の主体性を生かした集落組織等による保全管理を促進する。

また、圃場整備を推進するとともに、農業用排水施設等の整備や農業用ため池の耐震化を図る。

(2) 森林の多面的機能の向上

森林が有する保水力など多面的機能が損なわれることにより、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、県や林業経営体と協力し、倒木・流木の防止を図る森林整備や保全活動、環境教育等を推進する。

また、森林の計画的な保全が可能となるよう、林道や作業道の整備を進め、森林施業の集約化を図り、また、地域の主体性・協働力を活かし、森林の適切な保全管理を推進する。

〈3〉被災者支援

(1) 被災者の住宅支援体制の整備

被災者の生活拠点を早急に確保するため、あらかじめ応急仮設住宅やみなし仮設住宅等の供給体制についても整備しておく。更に入居者の把握方法や選考、入居後のケア、住宅の維持管理方法等についても整備し、被災者の住宅の支援を図る。

(2) 空き家対策の着実な推進

老朽空家等については、特に特定空き家について解体を含めて適正管理の指導等の対策を行う。これらの対策は、特に市街地の木造住宅密集地域において対策強化を図る。

〈4〉 防犯

(1) 災害時の治安確保の仕組み構築

災害時の治安悪化による犯罪を抑える治安確保に向けて、警察及び地域と連携した体制を構築する。自己防衛を最優先に考えるようにするほか、子供や女性の安全確保を徹底する。

〈5〉 交通環境

(1) 民間事業所の協力を活用した交通網断絶の回避

警察をはじめ、道路管理者や民間事業所等との連携により、必要な交通手段を確保する。

〈6〉 災害廃棄物

(1) 災害廃棄物処理体制の構築

島田市災害廃棄物処理計画について、より実効性の高いものとなるよう随時更新する。

また、発災後は、島田市災害廃棄物処理実行計画に基づいて、一般廃棄物、し尿及び産業廃棄物の処理を行う。

(2) 生活ゴミ処理体制の構築

避難所をはじめとする生活ゴミの収集運搬及びその処理については、市、自治会及び関係業者と連携した処理体制を構築する。

〈7〉 動物愛護

(1) 災害時の動物救護体制等の整備

災害時における家庭動物については、被災者とともに同行避難できる体制を構築する。

また、ペット等の保護のため、獣医師や動物ボランティアの協力を得て、動物救護体制の整備を図る。

(2) 災害時の家畜の措置体制の整備

災害時における家畜への対応を図るため、県など関係機関の協力を得て、家畜及び死亡家畜の措置について、体制を構築する。

【5】歴史・文化・地域

〈1〉情報発信

(1) 観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う。

(2) 文化財の保護・正確な情報発信

市の財産である大井川川越遺跡、諏訪原城跡、蓬萊橋等、由緒ある文化財を保護し、被災した場合には、速やかに被害情報等を収集・把握し、正しい情報を発信する。

〈2〉地域政策

(1) 地域連携軸の形成

市域全体の均衡ある発展のため、市街地と中山間地が連携するよう交通・情報ネットワークを整備する。

(2) 空き家の利活用

島田市不動産バンクへの登録を促進するとともに、空き家の利活用に関して様々な用途を模索する。

〈3〉多文化共生

(1) 外国人に対する危機管理対策

言語や文化の違いにより、防災知識の取得や情報の理解が困難な場合があるため、防災に関する情報等の多言語化及び「やさしい日本語」等の活用により、的確で素早い情報伝達を目指す。また、容易に情報収集が出来るよう Wi-Fi 環境（公衆無線 LAN）の整備に努める。

【6】都市基盤

〈1〉交通ネットワーク

(1) 公園等の避難地及び幹線避難路の整備

災害時の実情に応じた施設整備及び維持管理を推進するとともに、幹線避難路の整備促進を図る。

(2) 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

(3) 広域幹線道路等の防災機能強化

災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送等の広域支援体制を迅速に整備するため、東名高速道路・新東名高速道路、国道1号バイパス、国道473号バイパス、国道473号、主要地方道島田吉田線、主要地方道藤枝天竜線、主要地方道焼津森線、主要地方道島田川根線、一般県道島田大井川線、一般県道河原大井川港線、主要地方道吉田大東線、榛原縦貫道路等の広域幹線道路の防災機能強化促進を要望します。これにより、分断部分の解消、暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットワーク化、リダンダンシー(※14)の強化等を推進する。

(4) 緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路等の道路整備や街路整備、橋りょうの長寿命化修繕耐震計画及び対策、道路ストック総点検、踏切改良、道路施設長寿命化対策、無電柱化等を推進する必要がある。

また、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用した島田市耐震改修促進事業により、避難路沿い等(通学路含む)にある倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去を促進するとともに、緊急輸送路等の防災上重要な道路沿いにある建築物の耐震化を併せて促進していく。

(5) 道路啓開体制の整備

緊急輸送路の断絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報の収集や共有、提供等の必要な体制整備を図る。

(6) 鉄道跨線橋等の長寿命化修繕

公共交通機関である鉄道の保全と鉄道(新幹線を含む)による緊急広域輸送路を確保に資するよう、鉄道跨線橋をはじめとする橋りょうの長寿命化修繕等を推進する。

(7) 陸路・空路の多様なモードの連携によるネットワークの強化

災害時における輸送モード相互の連携、代替性の確保を図るため、富士山静岡空港、東名高速道路インターチェンジ・新東名高速道路インターチェンジ、東海道本線や多様な広域交通手段相互の連携について検討し、ネットワークの強化を図る。

〈2〉 ライフライン

(1) 上水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぎ、上水道の機能を確保するため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める。

総合医療センターは、耐震性のある配水池からの耐震管の引き込みと耐震性受水槽の設置により断水を極力回避するよう備える。

(2) 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

非常用給水袋の配備や非常用発電機の燃料補給体制を確立するとともに給水車等による生活用水の確保と応急給水体制の整備を促進する。

(3) 下水道施設の耐震化等

発災時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る。

(4) 下水道業務継続計画（下水道BCP）に基づく対応

大規模地震等により下水道施設等が被災した場合でも、速やかに下水道施設が果たすべき機能を維持、回復させるために下水道BCPに基づく対応をする。

(5) ライフラインの耐震化、代替エネルギー確保の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期断絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する。

〈3〉 通信

(1) 孤立地域における通信手段の確保

孤立が予想される集落等には衛星携帯電話を配置済みであるが、現状を把握し、複数の通信連絡手段を整備する。

(2) デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用

災害時の通信を確保するために、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用する。

〈4〉都市

(1) 震災復興のための都市計画行動計画の推進

震災復興都市計画行動計画に従い、被災時における関係課の役割等についての認識向上や、被災に備えた体制構築を図る。

(2) 内陸・中山間地の革新

新東名高速道路等の高規格幹線道路網の充実により発展の可能性が広がる内陸・中山間地においては、企業用地の創出、ゆとりのある生活空間の提供などを通して、美しい景観や個性を活かした地域づくりを推進する。

(3) 公園緑地の整備

防災拠点としても活用できる公園整備を推進する。

〈5〉地籍調査

(1) 地籍調査の推進

発災後でも住宅等の復興が速やかに実施できるよう、地籍調査を計画的に進める。

〈6〉社会資本の長寿命化

(1) 適正な維持管理・更新による長寿命化

市民の安全、安心を確保するため既存のインフラ資産について中長期的な維持管理計画を策定し、この計画に沿った適正な維持管理、更新に取り組むことにより社会資本の長寿命化を推進する。

【7】行財政

〈1〉行政機能

(1) 業務継続に必要な体制整備

市のBCPの検証と見直しを必要に応じて行い、業務継続に必要な体制を整備する。

(2) 行政の重要データ保持の強化

災害時における市役所庁舎の代替拠点を確保するとともに情報通信技術における業務継続計画（ICT-BCP）推進体制の強化を図り、サーバ等の重要機器については、データセンター等免震型施設への移設、通信回線の冗長化^{※14}を検討する。

(3) インターネット回線の維持

インターネット回線の断絶に備え、引き続き、衛星インターネット回線を保持する体制を構築する。

(4) 避難所等での情報通信機能確保

災害時にも緊急速報メール等の利用や情報収集・発信が可能となるよう、通信回線へのアクセスが同時に集中してしまい通信困難に陥る状況に備え、避難所等へのWi-Fi環境（公衆無線LAN）の整備、インフラ回線として行政専用帯域の確保が可能なBWA（地域広帯域移動無線アクセス）無線方式の導入の可能性を検討する。

〈2〉施設・資機材

(1) 公共施設等の適正管理の推進

島田市公共施設等総合管理計画に掲げた品質の適正化を図るため、保全サイクルを構築し計画的な修繕・更新を実施していく。

(2) 防災拠点となる公共施設及び多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化、防火体制・避難体制の強化

学校をはじめとする公共施設の耐震補強や改築の計画的な実施、緊急物資集積場所となっている「島田市総合スポーツセンターローズアリーナ」、「金谷体育センター」、「川根文化センターチャリム 21」についても緊急物資集積場所としての機能を発揮できるように、可能な範囲で改修する。

総合医療センターは、令和3年5月に開院し、現在、令和4年度の外構完成に向けて建設事業を推進している。施設・設備の被災を極力回避し、災害時医療救護活動に支障が生じないよう建物を免震構造とした。また、主要構造部は、耐火構造とした。防災拠点となる市役所本庁舎については、令和5年度の新庁舎の開庁に向け、整備事業を進めている。本庁及び各支所は、被災の状況に応じ、各行政機能を確保するため、互いに連絡・調整、協力・機能補完体制を築く。

社会福祉施設の入居者は、災害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難であるため、事業者が行う防火体制や避難体制の充実等の安全化対策について、必要な支援を行う。

(3) 防災拠点となる公共施設の機能強化

防災拠点となる公共施設の耐震化、機能強化を図る。また、公共施設における情報取得が容易となるよう Wi-Fi 環境（公衆無線 LAN）の整備に努める。

(4) 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、耐震性能がランクⅡの避難所については、耐震化に向けた計画の着実な実行と非常用電源の確保、土砂災害防止施設の整備を推進する。

また、被災した場合に備え、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化し、避難所の安全な早期開設に努める。さらに、避難所の立地条件についてあらかじめ検討しておく。

(5) 避難所として使用できる施設の把握、確保及び整備

避難所として活用できる施設を把握するとともに、予備施設の確保を図り、これら施設の継続的整備を行う。

(6) 燃料の備蓄体制の強化

電力の供給停止に備え、機能維持に必要な燃料の備蓄体制の強化を図る。また、発災直後の救援活動や避難生活に必要な燃料を確保するため、市独自の燃料供給体制について検討を進める。

(7) 車両、資機材等装備器材の防災機能・管理体制の強化

車両や資機材等が災害時でも十分に使えるよう防災機能や管理体制を強化する。

また、車両、資機材等の保管場所の分散化を検討し、災害時相互応援協定先との連絡体制強化を図る。

(8) 広域避難所等の防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する。

総合医療センターにおいては、防災行政無線のほか衛星携帯電話により災害時の情報通信手段を確保する。また、非常用電源による電力のバックアップ体制と発電機用燃料の備蓄により、電力供給停止時でも電力を確保する。

第4章 計画の推進

1 市の他の計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る市の他の計画等の指針となるものである。

当市における地域防災計画、都市基盤整備や公共施設整備等に関する計画のほか、国土強靱化に係る他の計画等を策定、見直しする際には、本計画の内容に十分に配慮するものとする。

2 本計画の見直し

本計画は、総合計画の基本計画期間である4年ごとに見直しを行うことを原則とするが、計画策定時の背景・前提となる事項が変化した場合や計画の進捗状況に応じて、必要な場合は、4年毎の見直し期間にかかわらず計画の見直しを行うことを妨げない。

3 具体的取組の推進

本計画に基づく具体的な取組については、別紙第2「プログラム推進のための主要な取組」に記載した各項目について、事業評価・事業見直し等の進捗管理を行う。

また、取組を推進するために、市長を本部長とする「島田市国土強靱化推進本部」を設置する。

4 プログラムの重点化

限られた資源と財源の中で、より効果的・効率的に国土強靱化の取組を推進するために、施策の優先順位を明らかにする必要がある。

そのため、緊急度、重要度（本計画の基本的な考え方や総合計画との整合、市民の安全確保に対するリスクの大きさ）、費用対効果、県の重点化すべきプログラムとの関係等を総合的に判断して、63のプログラムから16のプログラムを重点化すべきプログラムとして選定した。

この16の重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を附表1に示す。

附表 1

| | プログラム | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|----|-------|---|
| 1 | 1-1 | 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 |
| 2 | 1-2 | 地震等による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発生 |
| 3 | 1-3 | 台風・豪雨等に伴う洪水及び広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生 |
| 4 | 1-4 | 台風・豪雨等に伴う大規模な土砂災害の発生による死傷者の発生 |
| 5 | 1-5 | 情報伝達の不備や地域や施設での避難態勢の不備等に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生 |
| 6 | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| 7 | 2-3 | 警察、常備消防、自衛隊等の被災地への進出困難による救助・救急活動力の絶対的不足 |
| 8 | 2-6 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期断絶 |
| 9 | 2-8 | 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートでの断絶による医療機能の麻痺 |
| 10 | 2-10 | 避難所施設の被災や避難所運営体制構築の遅れにより、避難所運営が円滑にできない、安全が確保できない状況の発生市外避難者の増大や想定外の避難者発生に伴う避難所の施設の絶対量の不足 |
| 11 | 3-1 | 防災拠点となる公共施設・車両・器材等の被災による行政機能の大幅低下（本庁舎、おおるり、消防署、車両・器材等） |
| 12 | 6-4 | 基幹交通ネットワーク（陸上、航空）の機能停止 |
| 13 | 6-6 | 事業再開に必要な人的資源、資金の不足 |
| 14 | 7-2 | 上下水道・ごみ処理等のライフライン・生活インフラ関連施設・設備の被災による長期間の機能停止 |
| 15 | 9-2 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 16 | 10-1 | 企業・住民の流出等による地域活力の低下 |

第5章 プログラムの推進のための主要な取組

県計画との整合を考慮し、島田市として63項目の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に基づき整理した「プログラムごとの脆弱性評価結果」の区分に応じて、主要な取組を整理した。

取組内容は、島田市地震対策アクションプログラム2013(令和4年6月改定)、第2次島田市総合計画後期基本計画及び関連計画に記載している事業を含み、本計画策定を通じて構想した事業を「別紙第2 プログラム推進のための取組」として整理した。

《添付資料》

- 別紙第1 プログラム毎の脆弱性評価結果
- 別紙第2 プログラム推進のための主要な取組
- 別紙第3 プログラム推進のために引き続き検討すべき取組

(別紙第1) プログラムごとの脆弱性評価結果

| 事前に備えるべき目標 | 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される | | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|---------|-----------------------|------|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) | 1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">項 目</th> <th style="background-color: #ffff00;">指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物全壊・焼失</td> <td>約 9,600 棟 (建物全体の 18%)</td> </tr> <tr> <td>建物半壊</td> <td>約 10,000 棟 (建物全体の 21%)</td> </tr> <tr> <td>建物倒壊及び 火災による人的被害</td> <td>死者数 最大約 170 人 重傷者数 約 800 人</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目 | 指 標 | 建物全壊・焼失 | 約 9,600 棟 (建物全体の 18%) | 建物半壊 | 約 10,000 棟 (建物全体の 21%) | 建物倒壊及び 火災による人的被害 | 死者数 最大約 170 人 重傷者数 約 800 人 |
| 項 目 | 指 標 | | | | | | | | |
| 建物全壊・焼失 | 約 9,600 棟 (建物全体の 18%) | | | | | | | | |
| 建物半壊 | 約 10,000 棟 (建物全体の 21%) | | | | | | | | |
| 建物倒壊及び 火災による人的被害 | 死者数 最大約 170 人 重傷者数 約 800 人 | | | | | | | | |
| (1) 住宅・建物の耐震化、老朽空き家対策 | | | | | | | | | |
| <p>住宅の倒壊や家具の転倒による居住者の身体への直接的な危害はもとより、火災発生や沿道交通のマヒにより、発災後の二次的被害の拡大につながることから、早急な住宅耐震化が必要である。</p> <p>当市では、特定建築物（災害時の拠点となる建築物、不特定多数の者が利用する建築物、特定多数の者が利用する建築物）の耐震化率は県の平均値を上回っており、一定の進捗はみられるものの、住宅の耐震化率は県の平均値を下回っており、進捗を加速させる必要がある。</p> <p>老朽空き家については、特に特定空き家について解体を含めて適正管理の指導等の対策が必要である。これらの対策は、特に市街地の木造住宅密集地域において対策の強化が求められる。</p> | | | | | | | | | |
| 項 目 | 指 標 | | | | | | | | |
| 特定建築物の耐震化率 | 95.1% (令和元年度末) (内訳：公共 98.9%、民間 92.8%) 【参考】県平均 93.2% | | | | | | | | |
| 住宅の耐震化率 | 87.9% (平成 30 年住宅・土地統計調査より) 【参考】県平均 89.3% | | | | | | | | |

(2) 学校・保育施設・医療機関・社会福祉施設・防災拠点となる公共施設及び多数の者が利用する大規模な建築物（歴史・文化施設を含む）の耐震化、防火体制・避難体制の強化

学校施設は、災害時の指定避難所となることもあり、耐震化が必要であるが、一部の学校において、非構造物の耐震化を終えているものの、耐震強度がランクⅡ及びランクⅢの施設がある。これらについては、耐震補強計画の策定や実施設計等に基づく耐震補強工事や改築工事の着実な実行が必要である。

また、学校給食センターでは、消防計画に基づく訓練や日常点検、防災研修の実施をし、体制の強化を図っている。

総合医療センターは、令和3年5月の開院、令和4年度の外構完成に向けて総合医療センター建設事業を推進しており、施設・設備の被災を極力回避し、災害時医療救護活動に支障が生じないよう建物を免震構造とする。また、主要構造部は、耐火構造とする。

防災拠点となる市役所本庁舎については、令和5年度の新庁舎の開庁に向け、整備事業を進めている。全体としては、公共施設を含め、特定建築物の耐震化は一定の進捗が実現されているが、いつ起きてもおかしくない南海トラフ巨大地震に備え、防火体制・避難体制整備を含めて、着実な整備進捗が必要である。

社会福祉施設の利用者は、災害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難であるため、施設の防災対策は重要である。市は、市内社会福祉施設の耐震化や各種避難計画（地震、原子力、水害、土砂災害等）の策定及び訓練等の実施を働きかけているが、現状、全ての事業所において要件を満たしていない状況である。そのため、市は引き続き必要な支援を行うよう努める。

また、大規模地震発生時に、速やかに防災拠点等の応急危険度判定が実施できる体制を整えるため、地震被災建築物応急危険度判定マニュアルを作成し、震前、震後それぞれの対策を定める必要がある。

| 項 目 | 指 標 |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| 小中学校の校舎・屋内運動場の耐震化率 | 98.9%（令和3年度末） |
| 社会教育施設の耐震化率 | 100%（令和4年4月1日） |
| 保育所・幼稚園・認定こども園等の耐震化率 | 100%（令和4年4月1日） |
| 児童館、放課後児童クラブ施設の耐震化率 | 100%（令和4年4月1日） |
| 老人福祉施設・障害者施設の耐震化率 | 100%（令和4年4月1日） |
| 自治会等の集会施設の耐震化率 | 64%（令和4年4月1日） |
| 消防施設（消防署・消防団詰所）の耐震化率 | 100%（平成28年度末） |
| 防災拠点となる公共施設の耐震化率 | 97.0%（令和4年4月1日） |
| 学校給食センターの防災訓練、日常点検、 防災研修の実施回数 | 防災訓練 1回／年 日常点検 1回／月 防災研修 1回／年 |
| 障害者福祉施設の耐震化に関する通知又は 説明会の実施 | 未実施 |

(3) 住宅が倒壊した場合でも安全を確保できる設備の設置促進

住宅の耐震化が難しい世帯は、耐震シェルターや防災ベッドを設置することで一定の安全を確保できるが、普及を更に促進する必要がある。

家具を固定している 65 歳以上の高齢単身者等のガラスの飛散防止を含め、家庭内対策の加速が必要である。

また、通電火災防止措置が普及してきたとはいえ、季節によっては通電火災や漏電による火災発生の可能性はゼロではなく、避難時におけるブレーカー遮断の徹底定着化を図ると共に、住宅用火災警報器はもとより、感震ブレーカー設置の普及も効果的である。

| 項 目 | 指 標 |
|--------------------|--------------|
| 家庭内の地震対策の促進（家具の固定） | 68.2%（令和元年度） |

(4) 公園等の避難地及び幹線避難路の整備（電柱の倒壊防止）

多くの公園施設が老朽化しており、大規模な災害を引き起こす地震災害等に備え、今後進展する公園施設の老朽化に対し計画的な改築・更新の対策が必要である。また、避難地として活用できる公園の整備および維持管理を推進するとともに、幹線避難路整備促進が必要である。

| 項 目 | 指 標 |
|----------------|---------------|
| 避難地整備 公園・緑地整備率 | 43.5%（令和3年度末） |

(5) 消防施設・設備の充実、地域の消防力（消防団）の確保

同時多発する火災等に備え、消防力を強化するため、広域消防体制と並ぶ消防力の柱であり、市の災害対応の唯一の実動部隊である消防団員の確保、消防団装備の充実、消防団員の教育訓練の充実に努める必要がある。この際、機能別団員や女性団員の確保のほか、幅広い年齢層を対象に消防団を補完する体制づくり等の取組が求められる。

併せて、水源となる防火水槽や消火栓の整備についても、地震対策を念頭に整備する必要がある。

| 項 目 | 指 標 |
|-----------------------|--------------------------|
| 消防団員（860人）の充足率 | 90.1%（781人） （令和4年度当初） |
| 消防水利の整備：耐震性防火水槽の数 | 221基（令和3年度当初） |
| 消防救急デジタル無線の導入 | 達成（平成27年度末） |
| 救急救命士（21人）の確保率 | 100%（平成28年度末） |
| 常備消防用防災資機材（署・出張所）の充足率 | 100%（平成27年度末） |

(6) 消防広域化に伴う静岡市消防局との連携体制強化

消防広域化体制の実効性を高めるため、消防団との連携や大規模災害発生時の消防力全体の運用について、研究・検証を深化する必要がある。

(7) 事業所施設の耐震化、防火体制・避難体制の整備促進

民間の特定施設の耐震化は、91.6%で、県の平均値を下回っていることから、多数の者が利用する施設の耐震化や防火体制・避難体制の整備を促進すべく、対策を講ずる必要がある。

事業所等の施設の耐震化、設備等の固定、飲料水等の物資の備蓄、燃料・電力の確保など、事業所等の自主的な防災対策を促進させる。

また、事業所等と関係地域の自主防災組織との連携を促し、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、事業所及び地域の安全確保を進める必要がある。

(8) 地域内道路の拡幅整備促進

幅員 4m 未満の狭い道路が幅員 4 m以上の道路として整備されることを促進するため、道路拡幅用地を市に寄附した場合、市が建築物等の移設に要する費用について助成金を交付し、道路拡幅用地の測量・分筆登記・舗装等の整備を行う。建築基準法第 42 条各項に規定する道路や農道等の幅員 4 m以上の道路との隅切りを寄附した場合は、奨励金を交付する。

| 事前に備えるべき目標 | 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される | | | | |
|----------------------|--|-----|-----|-------------|--------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナロ) | 2 地震等による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発生 | | | | |
| 【被害想定等】 | [その他の想定] 市内の土砂災害危険箇所 (※令和 4 年 3 月 31 日時点) | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域指定数</td> <td>816 か所</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目 | 指 標 | 土砂災害警戒区域指定数 | 816 か所 |
| | 項 目 | 指 標 | | | |
| 土砂災害警戒区域指定数 | 816 か所 | | | | |

(1) 立地適正化計画の策定

島田市立地適正化計画の策定により、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進する中で災害の危険性の低いエリアへと居住の誘導を行う。

(2) 地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備

従来の施設整備は、同時多発的に発生し、人的被害が発生するおそれがある土砂災害に対して有効であることから、優先度を設け着実に進めていく必要がある。

ハード対策の実施を県へ働きかけて確実な土砂災害防止施設の整備を促進するとともに県に採択されない事業について市で実施する(事業：野田旗指・身成川口・ばらの丘一丁目・ばらの丘二丁目、負担金：抜里山海戸・身成川口・出本・大日堂・東野田)。

また、危険ながけに近接する危険住宅を安全な敷地に移転する建物所有者に対し、危険住宅の除却の経費及び新たな住宅の建設、購入又は購入時の改修に要する費用を金融機関等から融資を受けた場合の利息に対しての利子補助を行うことにより危険住宅の移転促進を図る。

さらに、大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、調査対象の大規模盛土造成地の滑動崩落対策調査推進ガイドライン及び同解説や国の通知を基に、現地踏査、大規模造成地カルテの作成、第 2 次スクリーニングの優先度評価を行う、大規模盛土造成地変動予測調査を実施することによって、危険な宅地がある場合の対策工事に係る中期事業計画を作成する。

| 項 目 | 指 標 |
|----------------|------------------|
| 急傾斜地崩壊対策事業の進捗率 | 54.5% (令和 3 年度末) |

(3) 河川及び洪水調整施設等の整備

広域にわたり甚大な浸水被害が想定される国・県が管理する重要な河川において、河川整備計画で改修計画の記載がある大井川、東光寺谷川、伊太谷川、相賀谷川、清水川上流の内水氾濫が解消するよう着実に整備が行われるように働きかける。

市が管理する河川や都市下水路についても、浸水被害が発生している波田川、東野田、沢川、長池川、孫九郎川、犬ヶ沢、出水川、早川、大柳南などを優先して、予防型対策を計画的に推進し、河川施設の排水能力を発揮できるよう維持管理に努める。

また、近年浸水被害のあった河川や浸水常襲地域においては、再び大きな被害を発生させない災害対応型対策の重点化を図り実施する。さらに、被害を最小化する「減災」を図るよう、排水ポンプ場や雨水貯留施設の整備を併せて進めるほか、適切な土地利用の誘導、開発規制、土地利用事業における適切な指導、森林や農地の保全や、水害版図上訓練の実施、雨水浸透施設設置への助成等のソフト対策を併せて進める等、河川を管理する国・県や関係機関とともに流域が一体となり、総合的な治水対策を実施する必要がある。

| 項 目 | 指 標 |
|-------------------------|---------------|
| 市が管理する雨水幹線（都市下水路含む）の整備率 | 51.7%（令和3年度末） |

(4) 適切な避難行動の周知徹底

避難時の適切な行動について、避難するタイミングや階上への垂直避難等、市民一人ひとりが状況に応じた判断ができるように周知徹底を図る必要がある。

要配慮者は早期の避難が必要であるが、適切な避難行動に関して依然周知不足と思われる。

また、要配慮者が利用する施設には近年の大規模災害を受けて、各種避難計画（地震、原子力、水害、土砂災害等）の策定及び訓練の実施を求められている。

市は、要配慮者に対して適切な避難行動の周知を図るとともに、要配慮者利用施設に対して各種避難計画の策定及び訓練の実施を働きかける。

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 3 台風・豪雨等に伴う洪水及び広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生 |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】</p> <p>[大井川洪水浸水想定区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大井川洪水に伴う最大浸水深 浸水 3m 以上 1,533,000m² 854 戸 家屋倒壊氾濫想定区域 2,193 戸（189 戸は完全に流される） <p>[その他想定]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物、住宅地、農地等への浸水 |
| (1) 地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備 | |
| ※1-2-(2) 参照 | |
| (2) 河川及び洪水調整施設等の整備 | |
| ※1-2-(3) 参照 | |

| |
|--|
| (3) 適切な避難行動の周知徹底 |
| ※ 1-2-(4) 参照 |
| (4) 立地適正化計画の策定 |
| ※ 1-2-(1) 参照 |
| (5) 洪水・土砂災害ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施 |
| <p>広域浸水時の避難のため浸水想定区域における地区別洪水・土砂災害ハザードマップを全戸配布している。今後、必要に応じて洪水・土砂災害ハザードマップの見直し、浸水想定区域等の防災情報の周知を継続して行うよう努める。</p> <p>また自主防災組織にも地域の防災マップの作成を推進し、より細かな防災情報を地域住民で共有できるようにする。さらに、水害版図上訓練等の実施等により地域の防災力の向上を図る必要がある。</p> |
| (6) 農業用排水施設等の整備・補強 |
| <p>農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設やため池等の整備・補強を進める必要がある。</p> |

| | | |
|-----------------------|-----------------------------------|--------|
| 事前に備えるべき目標 | 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される | |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 4 台風・豪雨等に伴う大規模な土砂災害の発生による死傷者の発生 | |
| 【被害想定等】 | 〔その他の想定〕市内の土砂災害危険箇所（※令和4年3月31日時点） | |
| | 項 目 | 指 標 |
| | 土砂災害警戒区域指定数 | 816 か所 |

| | | | | |
|---|------|-----|-------------|------|
| (1) 地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備 | | | | |
| ※ 1-2-(1) 参照 | | | | |
| (2) 土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備 | | | | |
| <p>土砂災害警戒区域等における避難体制の整備、洪水・土砂災害ハザードマップ等を活用した市民への危険箇所の周知や避難訓練等の実施等、県と連携してソフト対策を推進する。</p> <p>県は土砂災害防止法に基づき、市内における土砂災害警戒区域の指定を令和元年度までに完了した。市は、洪水・土砂災害ハザードマップの更新を進める。</p> | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>項 目</td> <td>指 標</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域指定率</td> <td>100%</td> </tr> </table> | 項 目 | 指 標 | 土砂災害警戒区域指定率 | 100% |
| 項 目 | 指 標 | | | |
| 土砂災害警戒区域指定率 | 100% | | | |
| (3) 山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備 | | | | |
| <p>洪水・土砂災害ハザードマップの配布や避難体制整備等のソフト対策を推進する。</p> <p>また避難時の適切な行動について、避難するタイミングや階上への垂直避難等、市民一人ひとりが状況に応じた判断ができるように周知徹底を図る必要がある。</p> | | | | |

(4) 協働による森林の多面的機能の向上

森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、管理者と地域コミュニティ等との連携を図る必要がある。また、県と協力し森林整備や保全活動、環境教育等を推進する必要がある。

| 事前に備えるべき目標 | 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される | | | | | | |
|-----------------------|--|----|----|----------|-----------|-------------|------------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 5 情報伝達の不備や地域や施設での避難態勢の不備等に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生 | | | | | | |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客等の避難者</td> <td>約 3,000 人</td> </tr> <tr> <td>指定避難所への避難者数</td> <td>約 17,500 人</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 指標 | 観光客等の避難者 | 約 3,000 人 | 指定避難所への避難者数 | 約 17,500 人 |
| | 項目 | 指標 | | | | | |
| 観光客等の避難者 | 約 3,000 人 | | | | | | |
| 指定避難所への避難者数 | 約 17,500 人 | | | | | | |

(1) 災害情報、関連情報の伝達手段の多様化

市民への情報伝達手段として、これまでの同報無線屋外子局の更新に加え、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、FM 島田、防災メール配信システム、F ネット（FAX による注意喚起）など、多様化に努めているところである。

また、避難所開設情報などをパソコンやスマートフォン等の携帯端末に発信するなど、利用者を取り巻く情報インフラ等の環境の変化に応じて、更に効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と市民への周知を促進する必要がある。

| 項目 | 指標 |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| F ネットの HP への掲載 | 掲載 |
| F ネットの 1 回/年以上の情報伝達 | 実施 |
| 市の同報無線子局の設置数 (223 基) | 100% (平成 30 年度末) |
| 防災行政無線 (同報無線) のデジタル化を含めた新方式の検討・整備 | 10% (平成 30 年度末) |
| 防災メールの登録者数 (9,100 人) | 85% (7,739 人) (令和 3 年度末) |

(2) 防災意識の向上

災害による被害を軽減するためには市民が居住区域の危険度合を理解し、情報を正しく入手して避難行動をとることが重要である。そのため家庭の避難計画の作成、自主防災組織又は、地区の防災計画の策定や連絡網の整備を推進していく必要がある。

自助、共助の取組を浸透させるため、啓発活動や防災教育を推進して防災意識の向上を図っていく。

(3) 地域防災訓練の充実・強化

地域の防災体制の確立、防災力や防災意識の向上を図るため、災害図上訓練（D I G）や避難所運営ゲーム（HUG）等の出前講座を実施している。

更に実践的な訓練を行い、経験を増やすことや地域防災リーダーの活用、小中学生の地域防災活動への参画等を促進する必要がある。

地区の自主防災組織計画の訓練実施を呼びかけ、自主防災組織の運営ノウハウの持続的継承を推進する必要がある。また、次代の防災力の担い手である小中学生の地域防災活動への参画を促進する。

| 項 目 | 指 標 |
|--|---------------|
| 【防災の日、地域防災の日に自主防災組織が実施する訓練への参加者数（55,000人）】 | 100%（平成30年度末） |

(4) 外国人に対する危機管理対策

言語や文化の違いにより、防災知識の取得や情報の理解が困難な場合があるため防災に関する情報等の多言語化を目指す必要がある。また、情報収集が容易に可能となるWi-Fi環境（公衆無線LAN）の整備に努める。

| 項 目 | 指 標 |
|-------------------|---|
| 市公式ホームページの簡易翻訳言語数 | 8カ国語（9種類）： 英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、モンゴル語 |

| 事前に備えるべき目標 | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-------------|-----|-----|----------|------|---------|----------|---------|-------------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次被害想定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資の不足量 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>給 水</th> <th>食 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 日目の計</td> <td>30 t</td> <td>7,000 食</td> </tr> <tr> <td>4～7 日目の計</td> <td>4,728 t</td> <td>約 230,000 食</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道 97%断水 配水管被害箇所 約 1,000 か所 →1 週間後 59%断水 | | 給 水 | 食 料 | 1～3 日目の計 | 30 t | 7,000 食 | 4～7 日目の計 | 4,728 t | 約 230,000 食 |
| | 給 水 | 食 料 | | | | | | | | |
| 1～3 日目の計 | 30 t | 7,000 食 | | | | | | | | |
| 4～7 日目の計 | 4,728 t | 約 230,000 食 | | | | | | | | |

(1) 緊急物資備蓄の促進

市では、大規模地震災害等に備え、食料等の緊急物資の備蓄をするとともに、市民に対して7日以上飲料水・食料の備蓄を呼びかけているが、現状では、不十分な状況であることから、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る必要がある。

また、帰宅困難者対策のため、事業所においては、発災後しばらくは従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄に努めるよう促す必要がある。

学校・幼稚園・保育所等においても、児童・生徒を保護者へ引渡しできず学校にとどまる場合に備え、飲料水・食料の備蓄を進める必要がある。

川根温泉や川根温泉ホテル等の観光施設は、食堂やレストランで提供する食材のストックを滞在する施設利用者に提供していく。

社会福祉施設では、利用者の特性により、大量の水、流動食、オムツ、常用薬等が非常用の備蓄として必要となる。現状、発災から7日目までの物資を備蓄している市内社会福祉施設は少ない。

市は、市内社会福祉施設に対して非常用の備蓄に関する周知及び必要な支援を行う必要がある。

施設が孤立した場合に備え、7日分以上の飲料水・食料の備蓄を呼びかける必要がある。

地震防災資機材の備蓄状況は給水車1台、給水タンク24台、給水袋3,200袋を確保している。また、各地避難所や救護所を中心に非常用給水タンクを42か所設置しているが、非常用給水タンクまでの管路の耐震化が必要である。

| 項 目 | 指 標 |
|--|------------------------------|
| 【給水タンク】アルミ製 2m ³ | 7 台 (稲荷浄水場・阪本配水池・岡田配水池・川根支所) |
| アルミ製・FRP 製 1m ³ | 15 台 (稲荷浄水場・阪本配水池・岡田配水池) |
| アルミ製 0.5m ³ | 2 台 (阪本配水池) |
| 【給水車】 4m ³ 加圧式 | 1 台 |
| 【その他】 給水袋 (ポリ袋製 6L) | 3,200 袋 |
| ろ過機 | 1 台 |
| 応急給水栓 | 5 台 |
| ポリタンク (20L) | 26 個 (稲荷浄水場) |
| 緊急物資備蓄に関する通知又は説明会の実施 | 未実施 (令和元年度末) |
| 7 日以上の食料を備蓄している市民の割合 | 19.4% (令和元年度) |
| 7 日以上の飲料水を備蓄している市民の割合 | 20.7% (令和元年度) |
| 市の備蓄食料数 (想定避難者 3 万 5 千人 × 3 食分 = 10 万 5 千食) | 100% (平成 28 年度末) |
| 非常用給水タンク (避難所 39 基) の整備率 | 100% (平成 28 年度末) |

(2) 救援物資受入体制の整備

救援物資の受入体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなど、連携体制を強化する必要がある。

(3) 上水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぎ、上水道の機能を確保するため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。

上水道の管路全体の耐震化率は14.9%と、県内や全国と同程度で、基幹管路の耐震化率も15.2%と県内や全国と比較して同程度である。また、上水道における26配水池のうち12か所の配水池は耐震化が必要である。

| 項目 | 指標 |
|----------|------------------------|
| 管路の耐震化率 | (平成29年度) 14.9% |
| | 【参考】静岡県 (平成28年度) 11.8% |
| | 【参考】全国 (平成28年度) 11.7% |
| 基幹管路の耐震化 | (平成29年度) 15.2% |
| | 【参考】静岡県 (平成28年度) 16.1% |
| | 【参考】全国 (平成28年度) 18.0% |

(4) 学校給食センターの受水槽の維持管理、備蓄食材の整備

学校給食センターの受水槽は中部学校給食センターには80トン、南部学校給食センターには36トンの容量がある。定期的な維持管理に努め、日常の利用はもとより災害時にも市民に提供できるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

また、学校給食用の備蓄用食料は中部学校給食センターに約6千食分、南部学校給食センターに約3千食分が保管されているが、食物アレルギーにも配慮して27品目の対象食物を含まない食料を備蓄品として保管している。災害時等には食物アレルギーの心配がある市民に対しても安心して備蓄材食材の提供ができる。今後も適切な管理・整備を行うことが必要である。

| 項目 | 指標 |
|-----------------|---------|
| 受水槽の清掃、水質検査実施回数 | 1回/年 |
| 備蓄食材の定期的な更新 | 令和2年度更新 |

(5) 災害時医療に必要な水の確保

断水時でも災害時医療を継続できるよう耐震性受水槽を総合医療センターにおいて整備する。また、備蓄倉庫も確保し、備蓄倉庫に3日分(職員、患者併せ約1,000人を想定)の非常用飲料水を確保する必要がある。

| 事前に備えるべき目標 | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------|----------|-----------------------------------|------------------|-----|----------|----------|----------|------|------|----------|---------|------|------|---------|--------|------|-------|----------|---------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 2 避難経路や救援ルート途絶等による、多数かつ長期にわたる孤立集落や孤立住民等の同時発生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】 [第4次地震被害想定レベル2]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>集落</th> <th>世帯</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市全域</td> <td>最大 24 集落</td> <td>約 440 世帯</td> <td>約 1340 人</td> </tr> <tr> <td>島田地区</td> <td>8 集落</td> <td>約 150 世帯</td> <td>約 410 人</td> </tr> <tr> <td>金谷地区</td> <td>1 集落</td> <td>約 16 世帯</td> <td>約 63 人</td> </tr> <tr> <td>川根地区</td> <td>15 集落</td> <td>約 270 世帯</td> <td>約 860 人</td> </tr> </tbody> </table> | 地区 | 集落 | 世帯 | 人数 | 市全域 | 最大 24 集落 | 約 440 世帯 | 約 1340 人 | 島田地区 | 8 集落 | 約 150 世帯 | 約 410 人 | 金谷地区 | 1 集落 | 約 16 世帯 | 約 63 人 | 川根地区 | 15 集落 | 約 270 世帯 | 約 860 人 |
| 地区 | 集落 | 世帯 | 人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市全域 | 最大 24 集落 | 約 440 世帯 | 約 1340 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 島田地区 | 8 集落 | 約 150 世帯 | 約 410 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金谷地区 | 1 集落 | 約 16 世帯 | 約 63 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川根地区 | 15 集落 | 約 270 世帯 | 約 860 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保するとともに、ヘリコプターの誘導訓練を行う必要がある。また、孤立が予想される集落等には衛星携帯電話を整備済みである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>孤立予想集落 (24 集落) における衛星携帯電話の整備及び更新率</td> <td>100% (平成 25 年度末)</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 指標 | 孤立予想集落 (24 集落) における衛星携帯電話の整備及び更新率 | 100% (平成 25 年度末) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 孤立予想集落 (24 集落) における衛星携帯電話の整備及び更新率 | 100% (平成 25 年度末) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 地域の防災力の充実・強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>消防団員数の増加や防災リーダーの育成、自主防災組織の災害時体制構築、資機材整備の促進に努めている。</p> <p>しかしながら、超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>このため、孤立が予想される地区・集落においては、孤立した場合を想定し、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市地域防災リーダー養成講座修了者数 (25 人/年)</td> <td>76% (令和 2 年度末)</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 指標 | 市地域防災リーダー養成講座修了者数 (25 人/年) | 76% (令和 2 年度末) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市地域防災リーダー養成講座修了者数 (25 人/年) | 76% (令和 2 年度末) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 3 警察、消防、自衛隊等の被災地への進出困難による救助・救急活動力の絶対的不足 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 ・自力脱出困難者（建物倒壊等） 約 600人 |
| (1) 自衛隊等との連携強化 | |
| 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や相互応援協定を締結しているの自治体等と平時からの連絡会議等による情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。 | |
| (2) 地域の防災力の充実・強化 | |
| ※ 2-2-(3)参照 | |
| (3) 防災拠点となる公共施設の機能強化 | |
| 防災拠点となる公共施設の耐震化、機能強化を図る必要がある。また、公共施設における情報収集が容易となるよう Wi-Fi 環境（公衆無線 LAN）の整備に努める。 | |

| | |
|-------------------------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 4 消防団員の被災、道路の阻絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 ・消防施設の損壊により通常どおりの救助活動が行うことができない ・消防団員が被災し、救助活動を行える人の絶対数が不足する |
| (1) 消防施設・設備の充実、地域の消防力（消防団）の確保 | |
| ※ 1-1-(5)参照 | |
| (2) 消防広域化に伴う静岡市消防局との連携体制強化 | |
| ※ 1-1-(6)参照 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 5 住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動が殆どできない事態の発生 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 ・住民の被災、自主防災組織倉庫の損壊により初動が満足に行うことができない |
| (1) 地域の防災力の充実・強化 | |
| ※ 2-3-(3)参照 | |
| (2) 消防団体制の効率化 | |
| 消防団体制の効率化を図り、より円滑かつ迅速に行動できる体制を目指す必要がある。 | |
| (3) 消防広域化に伴う静岡市消防局との連携体制強化 | |
| ※ 1-1-(6)参照 | |



【平成 29 年度 総合防災訓練の様子】

| <p>事前に備えるべき目標</p> | <p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる</p> | | | | | | | | | | |
|--|---|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| <p>起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)</p> | <p>6 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> | | | | | | | | | | |
| <p>【被害想定等】</p> | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力 電気需要家数 約 53,000 軒 <table border="1" data-bbox="512 580 1310 669"> <thead> <tr> <th>経過時間</th> <th>直後</th> <th>1日後</th> <th>4日後</th> <th>7日後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停電率</td> <td>89%</td> <td>80%</td> <td>2.5%</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 上水道：97%断水 配水管被害箇所 約 1,000 か所 1週間後 59%断水 | 経過時間 | 直後 | 1日後 | 4日後 | 7日後 | 停電率 | 89% | 80% | 2.5% | 1.3% |
| 経過時間 | 直後 | 1日後 | 4日後 | 7日後 | | | | | | | |
| 停電率 | 89% | 80% | 2.5% | 1.3% | | | | | | | |
| <p>(1) 燃料の備蓄体制の強化</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>電力の供給停止に備え、機能維持に必要な燃料の備蓄体制の強化を図る必要がある。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) ライフラインの耐震化、代替エネルギー確保の促進と各機関等との連携強化</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>エネルギー供給の長期断絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。</p> <p>南海トラフ地震をはじめとする大規模地震等の発生が懸念される中、災害に強い水道施設の構築が重要な課題となっている。当市においても、耐震性が低い施設や管路が多く残っており、早期の耐震化が必要である。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>(3) 総合医療センター等医療機関における電力供給体制の確保</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>災害時の電力供給の断絶に備え、医療機関における燃料タンクや自家発電装置の整備、維持管理を行う必要がある。</p> <p>総合医療センターでは、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機と3日分程度の燃料を備蓄できるタンクを整備する。</p> | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>事前に 備えるべき目標</p> | <p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる</p> |
| <p>起きてはならない 最悪の事態 (リスクナリオ)</p> | <p>7 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足</p> |
| <p>【被害想定等】</p> | <p>【被害想定等】〔その他の想定〕 ・観光客等の避難者 約 3,000 人</p> |
| <p>(1) 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供</p> | |
| <p>大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水・食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。</p> <p>川根温泉や川根温泉ホテル等の観光施設は、食堂やレストランで提供する食材のストックを滞在する施設利用者に提供していく。</p> <p>災害時の観光客に対する安全を確保するため、観光客の災害対策計画等を策定する必要がある。</p> <p>また、帰宅困難者への適時・的確な情報提供を図るため、道の駅やコンビニエンスストアをはじめとするフランチャイズチェーンと県が締結する「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用した情報提供体制の整備に協力する必要がある。</p> | |
| <p>(2) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化</p> | |
| <p>必要に応じて協定の内容について見直しを行う等、連携体制の強化と実効性の向上を図る必要がある。</p> <p>取組としては、定期的に事業者と行政担当者との顔の見える関係を構築するとともに、個々の協定項目をより具体的・実践的な項目として、その詳細を確認していくことが必要である。また、連絡体制の確立や支援要請に対する協力などを検証する実動訓練を推進する。</p> | |

| 事前に備えるべき目標 | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-----------|------|------|---------|-----------|-----------|----------|--------|-----------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 8 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急搬送充足率 7% <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入院対応</th> <th>外来対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療対応不足数</td> <td>約 1,400 人</td> <td>約 1,200 人</td> </tr> <tr> <td>日常受療困難者数</td> <td>約 70 人</td> <td>約 1,600 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※震災後の状況下では、医師一人当たりの対応重傷者数は約 5 人/日、対応軽傷者数は約 70 人/日が限界と考える</p> | | 入院対応 | 外来対応 | 医療対応不足数 | 約 1,400 人 | 約 1,200 人 | 日常受療困難者数 | 約 70 人 | 約 1,600 人 |
| | 入院対応 | 外来対応 | | | | | | | | |
| 医療対応不足数 | 約 1,400 人 | 約 1,200 人 | | | | | | | | |
| 日常受療困難者数 | 約 70 人 | 約 1,600 人 | | | | | | | | |

(1) 医療救護体制の整備

救護病院と災害拠点病院の位置付けのある総合医療センターの医療救護体制の強化を図る必要がある。

また、救護所や静岡県中部方面本部（中部保健所）との連携強化、意識を共有する機会（研修会等）を増やす必要がある。

総合医療センターでは、災害時医療救護活動に支障が生じないように免震化を図り、施設・設備の被災を回避できるよう整備する。

| 項目 | 指標 |
|--------------|------|
| 医療救護計画の策定・改訂 | 策定完了 |

(2) 救護所資機材の確保

適切な救護が可能となるような救護所資機材を確保、整備する。

| 項目 | 指標 |
|-----------------------|-----|
| 救護所（6か所）資機材及び消耗品等の充足率 | 70% |



【平成 30 年度 救護所訓練の様子】

| <p>事前に備えるべき目標</p> | <p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる</p> | | | | | | |
|--|---|-----|-----|-----------------------------|--------------------|--------------------------------|-----|
| <p>起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)</p> | <p>9 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> | | | | | | |
| <p>【被害想定等】</p> | <p>【被害想定等】〔その他の想定〕 インフルエンザの集団感染、ノロウイルス等の蔓延、食中毒等が発生する</p> | | | | | | |
| <p>(1) 下水道施設の耐震化等</p> | | | | | | | |
| <p>大規模地震発生時における公衆衛生問題の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。</p> | | | | | | | |
| <p>(2) 避難所における衛生対策</p> | | | | | | | |
| <p>簡易トイレ、トイレ袋の整備促進とあわせ消毒資機材の拡充を図るとともに、感染症発症時の隔離場所の確保など避難所運営会議において事前の衛生対策について協議していく必要がある。</p> | | | | | | | |
| <p>(3) 平時からの予防措置</p> | | | | | | | |
| <p>感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。 感染症に対する抵抗力が低い利用者が集団で生活する場であるため、平時から利用者の既往歴や心身の状況、災害時における衛生対策（消毒資機材等の備蓄）について準備、衛生対策に関する周知及び支援を行う必要がある。 また、社会福祉施設においては平時から衛生用品や感染症対策用品の備蓄の周知徹底を図る。</p> | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1480 1209 1534">項 目</th> <th data-bbox="1209 1480 1401 1534">指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1534 1209 1588">麻疹・風疹予防接種の接種率</td> <td data-bbox="1209 1534 1401 1588">97%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1588 1209 1630">障害者施設の衛生用品や感染症対策に関する通知又は説明会の実施</td> <td data-bbox="1209 1588 1401 1630">未実施</td> </tr> </tbody> </table> | | 項 目 | 指 標 | 麻疹・風疹予防接種の接種率 | 97% | 障害者施設の衛生用品や感染症対策に関する通知又は説明会の実施 | 未実施 |
| 項 目 | 指 標 | | | | | | |
| 麻疹・風疹予防接種の接種率 | 97% | | | | | | |
| 障害者施設の衛生用品や感染症対策に関する通知又は説明会の実施 | 未実施 | | | | | | |
| <p>(4) 感染症大規模発生予防体制の充実</p> | | | | | | | |
| <p>感染症の発生に関する情報共有と住民広報の徹底を図るとともに保育所等への感染予防医療品等の整備促進をする必要がある。</p> | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1877 1114 1930">項 目</th> <th data-bbox="1114 1877 1401 1930">指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1930 1114 2027">避難所防疫対策及び新型インフルエンザ等感染症物品備蓄率</td> <td data-bbox="1114 1930 1401 2027">86% (平成 30 年度末)</td> </tr> </tbody> </table> | | 項 目 | 指 標 | 避難所防疫対策及び新型インフルエンザ等感染症物品備蓄率 | 86% (平成 30 年度末) | | |
| 項 目 | 指 標 | | | | | | |
| 避難所防疫対策及び新型インフルエンザ等感染症物品備蓄率 | 86% (平成 30 年度末) | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------------|--|----------|-----------|-------------|------------|
| 事前に備えるべき目標 | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる | | | | |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 10 避難所施設の被災や避難所運営体制構築の遅れにより、避難所運営が円滑にできない、安全が確保できない状況の発生、市外避難者の増大や想定外の避難者発生に伴う避難所の施設の絶対量の不足 | | | | |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔その他の想定〕</p> <table border="1"> <tr> <td>観光客等の避難者</td> <td>約 3,000 人</td> </tr> <tr> <td>指定避難所への避難者数</td> <td>約 17,500 人</td> </tr> </table> <p>※避難所生活から来る疲労や睡眠不足、ストレス等によって体調の悪化や罹患等が発生する。</p> | 観光客等の避難者 | 約 3,000 人 | 指定避難所への避難者数 | 約 17,500 人 |
| 観光客等の避難者 | 約 3,000 人 | | | | |
| 指定避難所への避難者数 | 約 17,500 人 | | | | |

(1) 避難所運営体制構築の促進、訓練充実

避難所運営会議を継続的に行い、事前に体制構築の協議を重ねるとともに避難所運営の訓練の充実を図り、運営を円滑に行える体制づくりをする必要がある。

市外避難者や想定外の避難者の発生に対応するため、第二次指定避難所、第三次指定避難所、協定事業所などの収容可能な施設の開設順序や候補を予め設定しておく、併せて避難所への職員の動員体制を計画しておく必要がある。

| 項目 | 指標 |
|------------------------------|----------------------|
| 第一次指定避難所運営会議の開催数 (2回×39か所) | 35.9% (28回) 令和3年度 |
| 第一次指定避難所 (39施設) における防災倉庫の整備率 | 100% |

(2) 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、耐震強度がランクⅡの避難所については、耐震化に向けた計画の着実な実行と非常用電源の確保、土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

また、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化し、避難所の安全な早期開設に努める。

避難所の立地条件についてあらかじめ検討しておく必要がある。

(3) 福祉避難所の確保、整備の促進

災害時、第一次指定避難所での共同生活が困難な要配慮者に対して、市は福祉避難所に誘導し、安心・安全に避難生活を送ることができる場所を確保する。

災害時には「福祉避難所マニュアル」に基づき、市は第一次指定避難所、自主防災組織及び福祉避難所協定施設等と連携し、円滑な開設及び運営を実施する。

災害の規模によっては受け入れ人数不足が予測される。また、「福祉避難所マニュアル」の周知及び内容の検証が必要である。

市は、市内社会福祉施設や宿泊施設の協力を得て福祉避難所協定締結施設の拡大を図るとともに、福祉避難所開設運営訓練等の実施により、「福祉避難所マニュアル」の内容の検証をすることで実効性を高めていく。

| 項 目 | 指 標 |
|-------------------|---------------------|
| 福祉避難所協定締結施設の拡大 | 36 施設 (令和 3 年度末) |
| 福祉避難所開設運営マニュアルの策定 | 策定完了 (平成 30 年度末) |

(4) 避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を図る必要がある。

また、保健師等を各避難所に派遣し、専門家とも連携しながら避難者の健康管理やストレスケアに努める。

さらに、避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、県災害ボランティア本部等との連携強化を図るための訓練等を行う必要がある。

(5) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

※ 2-7-(2) 参照

(6) 動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る必要がある。

| <p>事前に備えるべき目標</p> | <p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる</p> | | | | | | | |
|--|---|---------|-----|------|-------------------|---------|---------|---------|
| <p>起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)</p> | <p>11 医療施設が被災、医療スタッフ不足、患者数の急激な増大により、患者の応急救護活動の実施が困難</p> | | | | | | | |
| <p>【被害想定等】</p> | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕</p> <table border="1" data-bbox="470 454 1158 542"> <tr> <td data-bbox="470 454 740 499"></td> <td data-bbox="740 454 948 499">入院対応</td> <td data-bbox="948 454 1158 499">外来対応</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 499 740 542">医療対応不足数</td> <td data-bbox="740 499 948 542">約1,400人</td> <td data-bbox="948 499 1158 542">約1,200人</td> </tr> </table> | | | 入院対応 | 外来対応 | 医療対応不足数 | 約1,400人 | 約1,200人 |
| | 入院対応 | 外来対応 | | | | | | |
| 医療対応不足数 | 約1,400人 | 約1,200人 | | | | | | |
| <p>(1) 学校・保育施設・医療機関・社会福祉施設・防災拠点となる公共施設及び多数のものが利用する大規模な建築物（歴史・文化施設を含む）の耐震化、防火体制、避難体制の強化</p> | | | | | | | | |
| <p>※1-1-(2)参照</p> | | | | | | | | |
| <p>(2) 国、県、病院等の医療関係機関との連携強化</p> | | | | | | | | |
| <p>医療スタッフの不足による救護所の機能不全を解消するために、県と連携し有事の際の迅速な対応の実現を目的とした、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を用いた派遣要請訓練を実施している。</p> <p>そのほか医療チームの派遣要請といった点においては、災害対策本部医療班を通じ総合医療センター等と連携し、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を用いたDMAT等及び他県医療救護チーム等の派遣要請あるいは受入状況等の情報提供を受ける体制を構築することで、患者の急激な増大等にも対応しうる体制を確保し、確実な応急救護活動等の実施を目指すべく、調整していく必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="204 1193 1174 1281"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1193 906 1238">項 目</th> <th data-bbox="906 1193 1174 1238">指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1238 906 1281">災害医療救護従事者説明会への参加率</td> <td data-bbox="906 1238 1174 1281">100%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 項 目 | 指 標 | 災害医療救護従事者説明会への参加率 | 100% | | |
| 項 目 | 指 標 | | | | | | | |
| 災害医療救護従事者説明会への参加率 | 100% | | | | | | | |
| <p>(3) トリアージによる医療資源の有効活用</p> | | | | | | | | |
| <p>総合医療センターでは、既入院患者の一時帰宅、一般患者の診療は中止し、トリアージによる災害時医療に移行することで傷病者の緊急度・重症度に応じた医療を行い、増大する患者に対して限られた医療資源の活用を図る。</p> | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-----------|------|------|---------|-----------|-----------|----------|--------|-----------|
| 事前に備えるべき目標 | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる | | | | | | | | | |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 12 総合医療センターが医師等の医療スタッフや医療器材・医薬品不足により、救護病院・災害拠点病院としての機能を発揮できない | | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急搬送充足率 7% <table border="1"> <tr> <td></td> <td>入院対応</td> <td>外来対応</td> </tr> <tr> <td>医療対応不足数</td> <td>約 1,400 人</td> <td>約 1,200 人</td> </tr> <tr> <td>日常受療困難者数</td> <td>約 70 人</td> <td>約 1,600 人</td> </tr> </table> <p>※震災後の状況下では、医師一人当たりの対応重傷者数は約 5 人/日、対応軽傷者数は約 70 人/日が限界と考える</p> | | 入院対応 | 外来対応 | 医療対応不足数 | 約 1,400 人 | 約 1,200 人 | 日常受療困難者数 | 約 70 人 | 約 1,600 人 |
| | 入院対応 | 外来対応 | | | | | | | | |
| 医療対応不足数 | 約 1,400 人 | 約 1,200 人 | | | | | | | | |
| 日常受療困難者数 | 約 70 人 | 約 1,600 人 | | | | | | | | |
| (1) 医療スタッフの増援体制充実 | | | | | | | | | | |
| ※ 2-11-(3)参照 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|---------|-----------------|---------|---------|---------|------|---------|-------|---------|-----|---------|-------|---------|-----|---------|-------|------|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 13 福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、民間社会福祉施設を活用した福祉避難所の開設ができない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕</p> <p>1週間後の避難所避難者に占める要配慮者数(属性間で重複あり)</p> <table border="1"> <tr> <td>65歳以上の高齢単身者</td> <td>約 400 人</td> <td>要介護認定者(要支援者を除く)</td> <td>約 600 人</td> </tr> <tr> <td>5歳未満乳幼児</td> <td>約 700 人</td> <td>難病患者</td> <td>約 100 人</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>約 600 人</td> <td>妊産婦</td> <td>約 300 人</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>約 100 人</td> <td>外国人</td> <td>約 100 人</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>60 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 65歳以上の高齢単身者 | 約 400 人 | 要介護認定者(要支援者を除く) | 約 600 人 | 5歳未満乳幼児 | 約 700 人 | 難病患者 | 約 100 人 | 身体障害者 | 約 600 人 | 妊産婦 | 約 300 人 | 知的障害者 | 約 100 人 | 外国人 | 約 100 人 | 精神障害者 | 60 人 | | |
| 65歳以上の高齢単身者 | 約 400 人 | 要介護認定者(要支援者を除く) | 約 600 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5歳未満乳幼児 | 約 700 人 | 難病患者 | 約 100 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 身体障害者 | 約 600 人 | 妊産婦 | 約 300 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害者 | 約 100 人 | 外国人 | 約 100 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神障害者 | 60 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 支援スタッフの確保・支援体制の構築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>支援スタッフの十分確保のための体制づくりを促進するとともに支援体制の構築を行う必要がある。</p> <p>福祉避難所となる事業者の理解を得ながら、運営体制づくりを促進するとともに、ボランティア等との連携体制の強化を行う必要がある。</p> <p>また、救援物資提供の遅延の際に対応できるように、事業者の理解を得ながら備蓄を推進していく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※ 2-7-(2)参照 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する |
| 起きてはならない最悪の事態 (リスクナリオ) | 1 防災拠点となる公共施設・車両・器材等の被災による行政機能の大幅低下（本庁舎、おおるり、消防署、車両・器材等） |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 市庁舎等の災害対応拠点施設が甚大な被害を受ける 車両や器材等が被害を受け通常どおりに使用できない |
| (1) 学校・保育施設・医療機関・社会福祉施設・防災拠点となる公共施設及び多数のものが利用する規模な建築物（歴史・文化施設を含む）の耐震化、防火体制、避難体制の強化 | |
| ※ 1-1-(2)参照 | |
| (2) 車両、資機材等装備器材の防災機能・管理体制の強化 | |
| <p>車両や資機材等の装備器材が災害時でも十分に使えるよう防災機能や管理体制を強化する必要がある。</p> <p>また、車両、資機材の保管場所の分散化を検討する必要がある。加えて、災害時相互応援協定先との連絡体制強化を図る。</p> | |
| (3) 業務継続に必要な体制整備 | |
| <p>市の危機管理体制においては、首長不在時の明確な代行順位を定めており、緊急事態においても迅速な意思決定ができる体制としている。</p> <p>市の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。</p> | |
| (4) 行政の重要データ保持の強化 | |
| <p>平成 28 年度に島田市 ICT 部門の業務継続計画を策定している。災害時における市役所庁舎の具体的な代替拠点が選定されていないことから、これらを選定するとともに ICT-BCP 推進体制の強化を図る必要がある。</p> <p>サーバ等の重要機器については、非常用電源が確保されていない本庁舎から、確保されているデータセンター等免震型施設への移設、通信回線の物理的な破断等による断絶を回避するため、なるべく敷設ルートが異なる通信回線により冗長化を検討する必要がある。</p> | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 | 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリウ) | 2 市職員の被災による行政機能の大幅低下 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 市職員の被災により参集予定人数の確保ができない 幹部職員が被災、死傷して指揮機能が失われる |
| (1) 業務継続に必要な体制整備 | |
| ※ 3-1-(3)参照 | |
| (2) 各種実践的訓練の実施 | |
| 災害対策本部要員、危機対策にあたる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。 | |
| 項目 | 指標 |
| 訓練実施数(2回/年) | 100%(平成28年度末) |



【平成30年度 本部運営訓練の様子】

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 | 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する |
| 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) | 3 市の出先機関の被災による行政機能の大幅低下 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 災害対応拠点施設や重要拠点が甚大な被害を受ける 通常どおりの業務の継続が困難になる |
| (1) 学校・保育施設・医療機関・社会福祉施設・防災拠点となる公共施設及び多数のものが利用する大規模な建築物（歴史・文化施設を含む）の耐震化、防火体制、避難体制の強化 | |
| ※1-1-(2)参照 | |
| (2) 業務継続に必要な体制整備 | |
| ※3-1-(3)参照 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する |
| 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) | 4 警察等、国・県の出先機関の機能低下に伴う大規模な交通渋滞等の発生、信号機機能停止等による交通事故の大量発生 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 道路障害・放置車両等の悪条件と負傷者の搬送、帰宅行動、避難行動等が重なることで交通網が断絶し円滑な通行が確保できないことで、救出・救助活動や消火活動に支障をきたす |
| (1) 民間事業所等の協力を活用した交通網断絶回避の対策 | |
| 警察をはじめ、道路管理者や民間事業所等との協力、協議を重ね、道路啓開に向けた訓練を実施するなど、断絶回避に向けた取組は進みつつある。より円滑な通行を確保するために、連携の強化、広域化を推進する必要がある。 | |



【平成 29 年度 総合防災訓練（道路啓開訓練）】

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 | 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する |
| 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) | 5 行政・地域の防犯・治安機能の悪化による、盗難等の犯罪の大量発生 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 ボランティアを騙る不審者等により悪化した治安の中で被害者が生み出される |
| (1) 行政としての最低限の治安確保の仕組み構築 | |
| <p>治安の悪化による犯罪を抑える最低限の治安確保の仕組みを構築する必要がある。</p> <p>現在、防犯講座を開催し、防犯意識の向上や対策の周知を行っている。今後更に活動を広げ、自己防衛を最優先に考えるほか、子供、女性が被害に遭わないよう安全の確保を徹底する。</p> | |
| (2) 地域の防災力の充実・強化 | |
| ※ 2-2-(3) 参照 | |

| 事前に備えるべき目標 | 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-----|------|------|-----|------|-----|-----|-----|------|------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 1 電力供給停止、同報無線設備、ネット回線の被災等による情報通信手段の機能発揮が困難 | | | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 電力 電気需要家数 約53,000軒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>直後</th> <th>1日後</th> <th>4日後</th> <th>1週間後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停電率</td> <td>89%</td> <td>80%</td> <td>2.5%</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table> | | 直後 | 1日後 | 4日後 | 1週間後 | 停電率 | 89% | 80% | 2.5% | 1.3% |
| | 直後 | 1日後 | 4日後 | 1週間後 | | | | | | | |
| 停電率 | 89% | 80% | 2.5% | 1.3% | | | | | | | |

(1) 広域避難所等の防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

総合医療センターにおいては、防災行政無線のほか衛星電話により災害時の情報通信手段を確保する。また、非常用電源による電力のバックアップ体制と発電機用燃料の備蓄により、電力供給停止時でも電力を確保する。

当市の水道は、ポンプによる送水を行っているため、大規模災害等によって停電が発生した場合、水の供給が停止する恐れがある。そのため、主要な浄水場や配水池、水源に自家用発電設備を設置し、停電時の電源を確保している。しかし、全ての配水池や水源に自家用発電設備を置くことは財政面の負担が大きいため、可搬式自家用発電設備の活用等を検討する必要がある。また、既に設置されている自家用発電設備の発電時に使用する燃料も備蓄する必要がある。

(2) ふじのくに防災情報共有システムの運用

災害時における県や関係機関等と情報を共有できるよう「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」による訓練を実施する必要がある。

県及び市町等水道関係者の災害時における水道施設被害状況の情報収集について「ふじのくに防災情報共有システム」を活用している。また、例年システムを使い情報伝達訓練を実施している。

| 項目 | 指標 |
|---|---|
| <p>【情報伝達訓練参加率】</p> <p>県被害状況報告訓練(県くらし環境部)</p> <p>県健康福祉部防災訓練</p> <p>県総合防災訓練(県くらし環境部)</p> <p>県地震対策オペレーション2019(大規模図上訓練)</p> | <p>100%</p> <p>(4回参加/4回実施)</p> <p>平成30年度)</p> |

| |
|--|
| (3) デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用 |
| 災害時の通信を確実に確保するためにデジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用する必要がある。 |
| (4) インターネット回線の維持 |
| 災害に強い衛星インターネットを、プラザおおるり、金谷防災センター、川根支所の各施設に設置している。今後もインターネット回線の断絶に備え、引き続き、衛星インターネット回線を保持する。 |
| (5) 避難所等での情報通信機能確保 |
| 災害時に通信回線はアクセス集中により、接続することが難しくなる。このような通信が困難に陥る状況に備え、防災拠点として活用しうる施設への Wi-Fi 環境の整備を検討する。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する |
| 起きてはならない最悪の事態 (リスクナリウ) | 2 テレビ・ラジオ報道、ネット配信の中断、電話不通等により、市民や関係機関に情報が伝達できない |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 建物被害や停電等により情報機器が使用できない。 車両や器材等が被害を受け通常どおりに使用できない。 |
| (1) 災害情報、関連情報の伝達手段の多様化 | |
| ※ 1-5-(1) 参照 | |
| (2) 避難所等での情報通信機能確保 | |
| ※ 4-1-(5) 参照 | |
| (3) 車両、資機材等装備器材の防災機能の強化 | |
| ※ 3-1-(2) 参照 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 | 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する |
| 起きてはならない最悪の事態 (リスクナリオ) | 3 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不足 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 災害情報獲得の手段に不慣れである場合、情報を正確に受け取ることができない |
| (1) 災害情報、関連情報の伝達手段の多様化 | |
| ※1-5-(1)参照 | |
| (2) 避難行動要支援者名簿等の整備 | |
| <p>避難行動要支援者について、市は名簿化し、同意を得て平時から民生委員や自主防災組織等の関係者と情報を共有している。その中でも自力避難が不可で家族等の支援のない方については、自主防災組織が個別計画を作成している。</p> <p>また、災害時又は災害が発生するおそれのある場合は、市は上記の同意の有無に関わらず自主防災組織へ情報提供し、自主防災組織が要支援者へ注意喚起及び必要に応じ避難支援を行う。</p> | |
| 項 目 | 指 標 |
| 避難行動要支援者名簿同意率 | 85.0% (令和4年4月1日時点) |

| <p>事前に備えるべき目標</p> | <p>5 大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、市民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する</p> | | | | | | |
|--|--|-----|-----|-------------------|----------------------------------|---------------|--|
| <p>起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）</p> | <p>1 幹線道路・橋梁の被災により、緊急輸送ルート確保が困難</p> | | | | | | |
| <p>【被害想定等】</p> | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 【道路損壊等】</p> <table border="1" data-bbox="507 595 1430 936"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 595 874 645">路線名</th> <th data-bbox="880 595 1430 645">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 654 874 743">東名、新東名高速道路</td> <td data-bbox="880 654 1430 743">・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1～3日かかる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 752 874 936">国道1号</td> <td data-bbox="880 752 1430 936">・一部区間で橋梁^{きょうりょう}損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる</td> </tr> </tbody> </table> | 路線名 | 内 容 | 東名、新東名高速道路 | ・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1～3日かかる | 国道1号 | ・一部区間で橋梁 ^{きょうりょう} 損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる |
| 路線名 | 内 容 | | | | | | |
| 東名、新東名高速道路 | ・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1～3日かかる | | | | | | |
| 国道1号 | ・一部区間で橋梁 ^{きょうりょう} 損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる | | | | | | |
| <p>(1) 広域幹線道路等の防災機能強化</p> | | | | | | | |
| <p>大規模災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送等の広域支援体制を迅速に配備するため、東名・新東名高速道路、国道1号バイパス、国道473号バイパス、国道473号、主要地方道島田吉田線、主要地方道藤枝天竜線、主要地方道焼津森線、主要地方道島田川根線、一般県道島田大井川線、一般県道河原大井川港線、主要地方道吉田大東線、榛原縦貫道路等の広域幹線道路の防災機能強化促進を要望します。これにより、分断部分の解消、暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットワーク化、リダンダンシー（※14）の強化等を推進する。</p> <p>また、総合スポーツセンターローズアリーナ等の緊急物資等の集積拠点等として防災上も重要な役割が期待される施設については、防災機能強化の推進を図る。</p> | | | | | | | |
| <p>(2) 緊急輸送路等の整備・耐震対策</p> | | | | | | | |
| <p>救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルート確保するため、緊急輸送路等の道路整備や街路整備、橋梁の長寿命化修繕計画及び対策、耐震化対策、道路ストック総点検、踏切改良、道路施設長寿命化対策等を推進する必要がある。</p> | | | | | | | |
| <table border="1" data-bbox="169 1653 1270 1796"> <thead> <tr> <th data-bbox="169 1653 849 1697">項 目</th> <th data-bbox="855 1653 1270 1697">指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="169 1706 849 1751">橋梁の長寿命化修繕・耐震工事实施率</td> <td data-bbox="855 1706 1270 1751">82%（令和3年度末）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1760 849 1796">橋梁長寿命化修繕計画の策定</td> <td data-bbox="855 1760 1270 1796">100%（平成30年度末）</td> </tr> </tbody> </table> | | 項 目 | 指 標 | 橋梁の長寿命化修繕・耐震工事实施率 | 82%（令和3年度末） | 橋梁長寿命化修繕計画の策定 | 100%（平成30年度末） |
| 項 目 | 指 標 | | | | | | |
| 橋梁の長寿命化修繕・耐震工事实施率 | 82%（令和3年度末） | | | | | | |
| 橋梁長寿命化修繕計画の策定 | 100%（平成30年度末） | | | | | | |
| <p>※修繕計画の策定は5年ごと実施</p> | | | | | | | |
| <p>(3) 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良</p> | | | | | | | |
| <p>※2-2-(1)参照</p> | | | | | | | |
| <p>(4) 道路啓開体制の整備</p> | | | | | | | |
| <p>緊急輸送路の断絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報の収集や共有、提供等の必要な体制整備を図る必要がある。</p> | | | | | | | |

(5) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

※ 2-7-(2) 参照

(6) 鉄道跨線橋等の修繕・耐震化

公共交通機関である鉄道の保全と鉄道（新幹線を含む）による緊急等の広域輸送路を確保するため、鉄道跨線橋をはじめとする橋梁の長寿命化修繕対策、耐震化対策を推進する必要がある。

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 5 大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、市民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクナロ） | 2 緊急輸送ルートの開設を担当する建設業者の被災による緊急輸送ルート確保の大幅な遅延 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 建設業者が被災し、通常どおりの運営ができずに道路啓開体制の構築が遅れる |
| (1) 道路啓開体制の整備 | |
| ※ 5-1-(4) 参照 | |
| (2) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 | |
| ※ 2-7-(2) 参照 | |
| (3) 事業所における地震防災応急計画及び業務継続計画（BCP）の策定の促進 | |
| 大規模地震対策特別措置法に基づく事業所における地震防災応急計画について、策定を促進する必要がある。 | |
| また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐために事業所の業務継続計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発やBCP策定を指導する人材の養成を図り、策定を促進する必要がある。 | |
| 項 目 | 指 標 |
| 事業所（100人以上）の業務継続計画（BCP）策定率 | 43.1%（R元年度） |
| 地震防災応急計画の策定率 | 97.0% |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 | 5 大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、市民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクナリオ） | 3 物資集積所施設の被災、人員配置や器材の不足による救援物資の受入・集積・配分体制構築の遅延 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 物資集積所施設での体制構築が不十分で救援物資が各避難所のもとへ届かない |
| (1) 学校・保育施設・医療機関・社会福祉施設・防災拠点となる公共施設及び多数のものが利用する大規模な建築物（歴史・文化施設を含む）の耐震化、防火体制、避難体制の強化 | |
| ※ 1-1-(2) 参照 | |
| (2) 体制構築の整備促進 | |
| 救援物資の受入、集積、配分体制の事前協議を進めるとともに体制の整備促進を図る必要がある。 | |



【平成 29 年度 物資集積訓練の様子】

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 5 大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、市民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 4 各地区での救援体制（地区対策本部体制等）構築未実施により、避難所から個々の被災者への救援物資配分等が確実に実施できない |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 救援態勢の構築が遅延し、救援物資の受け取りや保管ができない車中泊をしている市民や避難所で生活していない市民等へ物資配分ができない |
| (1) 避難所運営体制構築の促進、訓練充実 | |
| ※2-10-(1)参照 | |
| (2) 地区救援体制の構築の促進 | |
| 自主防災組織が主体的に地区防災計画の策定を推進するために、行政が助言、指導していくことが重要となる。また、地区防災計画に沿った防災訓練において、活動班の役割の確認とその習熟度を高めることが必要である。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 | 5 大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、市民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 5 広域応援部隊の集結予定地区の被災による使用困難 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 活動拠点の被災により広域応援部隊の活動に影響が出る |
| (1) 集結予定地区の予備地域の選定及び県、関係機関との調整 | |
| 広域応援部隊の迅速な活動のために活動拠点の選定及び県や関係機関への選定地域の説明等、事前調整が必要となる。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 | 5 大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、市民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクナロ） | 6 緊急ヘリポートの被災、避難者の集合、アクセス道路の阻絶、要員配置の不足による使用困難 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 緊急ヘリポートが使用できず、ヘリを利用した救援活動等ができない。 |
| (1) 広域幹線道路等の防災機能強化 | |
| ※5-1-(1)参照 | |
| (2) 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良 | |
| ※2-2-(1)参照 | |
| (3) 道路啓開体制の整備 | |
| ※5-1-(4)参照 | |
| (4) ヘリポート適地の確保、ヘリポートの継続管理 | |
| <p>ヘリポートの予備地の確保や継続管理を行う必要がある。継続管理に関しては住民の方とも協力して行う等、継続性を高める必要がある。</p> <p>総合医療センターでは、免震構造の建物屋上にヘリポートを設置し、災害時の広域患者搬送に備える。</p> | |
| 項 目 | 指 標 |
| 地域防災計画で定めたヘリポート（27か所）の開設、運営体制の整備 | 100%（平成30年度末） |
| (5) ヘリコプター、ヘリポートの活用に関する検証 | |
| 災害時に使用するヘリポートについて訓練等により活用の検証を行う必要がある。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 | 6 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクナリオ） | 1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞 |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 以下により生産力が低下する（静岡県の間接的経済被害は約6.8兆円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業施設、設備の被害やライフラインの停止 ・道路や鉄道等の交通網の寸断 ・サプライチェーンの断絶等 |
| (1) 事業所における地震防災応急計画及び業務継続計画（BCP）の策定の促進 | |
| ※5-2-(3)参照 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 | 6 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクナリオ） | 2 社会活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 以下により生産力が低下する（静岡県の間接的経済被害は約6.8兆円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業施設、設備の被害やライフラインの停止 ・道路や鉄道等の交通網の寸断 ・サプライチェーンの断絶等 |
| (1) ライフラインの耐震化、代替エネルギー確保の促進と各機関等との連携強化 | |
| ※2-6-(2)参照 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 6 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクナリオ） | 3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 以下により生産力が低下する（静岡県の間接的経済被害は約6.8兆円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業施設、設備の被害やライフラインの停止 ・道路や鉄道等の交通網の寸断 ・サプライチェーンの断絶等 |
| (1) 工場や事業所等の設備から火災、煤塵、有害物質等の流出に対する対策の推進 | |
| 災害時とくに周辺に大きな影響が予想される大規模事業所に対しては、環境保全協定の締結や見直し協議の際に、大規模災害時の対応や連絡体制を構築していく必要がある。 | |
| (2) 事業所における地震防災応急計画及び業務継続計画（BCP）の策定の促進 | |
| ※5-2-(3)参照 | |

| 事前に備えるべき目標 | 6 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-----|-----|------------|----------------------------------|------|-----------------------------------|-------|---|-----|---|
| 起きてはならない最悪の事態（リスクナリオ） | 4 基幹交通ネットワーク（陸上、航空）の機能停止 | | | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 【道路損壊等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名、新東名高速道路</td> <td>・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる</td> </tr> <tr> <td>国道1号</td> <td>・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる</td> </tr> <tr> <td>その他道路</td> <td>・橋梁損壊、損壊した建物、電柱による閉塞、山がけ崩れによる被害多数。完全復旧に1ヶ月以上かかる</td> </tr> <tr> <td>空港等</td> <td>・富士山静岡空港は大きな被害は発生しにくいと考えられるが、一部防災ヘリポート等の輸送機能に支障が生じる危険性がある</td> </tr> </tbody> </table> | 路線名 | 内 容 | 東名、新東名高速道路 | ・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる | 国道1号 | ・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる | その他道路 | ・橋梁損壊、損壊した建物、電柱による閉塞、山がけ崩れによる被害多数。完全復旧に1ヶ月以上かかる | 空港等 | ・富士山静岡空港は大きな被害は発生しにくいと考えられるが、一部防災ヘリポート等の輸送機能に支障が生じる危険性がある |
| 路線名 | 内 容 | | | | | | | | | | |
| 東名、新東名高速道路 | ・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる | | | | | | | | | | |
| 国道1号 | ・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる | | | | | | | | | | |
| その他道路 | ・橋梁損壊、損壊した建物、電柱による閉塞、山がけ崩れによる被害多数。完全復旧に1ヶ月以上かかる | | | | | | | | | | |
| 空港等 | ・富士山静岡空港は大きな被害は発生しにくいと考えられるが、一部防災ヘリポート等の輸送機能に支障が生じる危険性がある | | | | | | | | | | |

| |
|--|
| (1) 広域幹線道路等の防災機能強化 |
| ※5-1-(1)参照 |
| (2) 陸・空の多様なモードの連携によるネットワークの強化 |
| 災害時における輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る必要がある。このため、富士山静岡空港、東名・新東名高速道路インターチェンジ、東海道本線や多様な広域交通手段相互のネットワークを強化する幹線道路の整備が必要である。 |
| (3) 緊急輸送路等の整備・耐震対策 |
| ※5-1-(2)参照 |
| (4) 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良 |
| ※2-2-(1)参照 |
| (5) 道路啓開体制の整備 |
| ※5-1-(4)参照 |
| (6) ヘリポート適地の確保、ヘリポートの継続管理 |
| ※5-6-(4)参照 |
| (7) ヘリコプター、ヘリポートの活用に関する検証 |
| 災害時に使用するヘリポートについて訓練等により活用の検証を行う必要がある。 |
| (8) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 |
| ※2-7-(2)参照 |
| (9) 鉄道跨線橋等の修繕・耐震化 |
| ※5-1-(6)参照 |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 6 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 5 食料、水等の安定供給の停滞 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 流通関連施設の被災やライフラインの停止、交通機能の麻痺により流通機能の低下が起こり、食料等の輸送や購入が困難となる |
| (1) 食料の生産・流通等関係事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進 | |
| 農林水産業に係る食料の生産・流通等の多様化に向けたソフト対策の適切な促進を図っていく必要がある。 | |
| (2) 学校給食センターの受水槽の維持管理、備蓄食材の整備 | |
| ※2-1-(4)参照 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 | 6 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない |
| 起きてはならない最悪の事態（リスクナリオ） | 6 事業再開に必要な人的資源、資金の不足 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 事業の再開に必要な人的資源や資金が不足し、経済活動が滞る |
| (1) 商工会議所、商工会等の市内経済団体との協力体制の構築 | |
| 大規模自然災害発生後、経済活動が速やかに再開できるよう、平時から商工会議所や商工会等の経済団体と大規模自然災害発生後の対策についての協議の場を設けるなど、連携体制の構築を図る。 | |
| (2) 労働力の迅速な確保のための就労相談制度の整備 | |
| 大規模自然災害発生後の労働力確保対策としての就労相談制度の整備について、ハローワーク島田と連携し、検討を進める。 | |
| (3) 震災時に活用できる融資制度の整備 | |
| 大規模自然災害発生時に速やかに経済活動を再開できるよう、市内金融機関と平時より融資制度について協議する。 | |

| 事前に備えるべき目標 | 7 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|------|------|-----|------|-----|-----|-----|------|------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 1 電力供給ネットワーク(発電所、送電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止 | | | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕</p> <p>【電力】 電気需要家数 約53,000軒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>直後</th> <th>1日後</th> <th>4日後</th> <th>1週間後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停電率</td> <td>89%</td> <td>80%</td> <td>2.5%</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【ガス】 都市ガス復旧対象 4,500戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス導管折損により約80%が供給停止4週間以上で95%復旧 ・プロパンガスは32%~38%供給停止 | | 直後 | 1日後 | 4日後 | 1週間後 | 停電率 | 89% | 80% | 2.5% | 1.3% |
| | 直後 | 1日後 | 4日後 | 1週間後 | | | | | | | |
| 停電率 | 89% | 80% | 2.5% | 1.3% | | | | | | | |
| (1) 分散自立型エネルギーシステムの促進 | | | | | | | | | | | |
| <p>太陽光、バイオマス、中小水力、風力、天然ガスコージェネレーション等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進する必要がある。</p> <p>また、住宅をはじめ、事業所や工場等における太陽光発電等の導入、工場の移転や生産規模の縮小等で発生した空間へのメガソーラーの導入を促進する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | |
| (2) ライフラインの耐震化、代替エネルギー確保の促進と各機関等との連携強化 | | | | | | | | | | | |
| ※2-6-(2)参照 | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 7 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 2 上下水道・ごみ処理等のライフライン・生活インフラ関連施設・設備の被災による長期間の機能停止 |
| 【被害想定等】 | <p>【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕</p> <p>【上水道】97%断水(配水管被害箇所:約1,000か所、1週間後59%断水)</p> <p>【下水道】処理場、中継ポンプ故障により53%~67%が排水困難</p> |

(1) 上水道基幹施設の耐震化等

災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。

総合医療センターは、耐震性のある配水池からの給水管の引き込みと耐震性受水槽の設置により断水を極力回避するよう備える。

水供給の長期停止を防ぎ、上水道の機能確保するため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。

上水道の管路全体の耐震化率は16.9%と、基幹管路の耐震化率は21.5%と県内や全国と比較して低い状況である。また、上水道における16配水池のうち8か所の配水池は耐震化が必要である。

| 項 目 | 指 標 |
|------------|------------------------|
| 【管路の耐震化率】 | (令和2年度) 16.9% |
| | 【参考】 静岡県 (令和2年度) 21.3% |
| | 【参考】 全国 (令和2年度) 18.3% |
| 【基幹管路の耐震化】 | (令和2年度) 21.5% |
| | 【参考】 静岡県 (令和2年度) 29.8% |
| | 【参考】 全国 (令和2年度) 26.8% |

(2) 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

非常用給水袋の確保や各浄水場施設への非常用発電機の燃料の補給体制の確立、整備を進めるとともに給水車の整備等、生活用水の確保と応急給水体制の整備を促進する必要がある。

地震防災資機材の備蓄状況は給水車1台、給水タンク24台、給水袋3,200袋を確保している。また、各地避難所や救護所を中心に非常用給水タンクを42か所設置しているが、非常用給水タンクまでの管路の耐震化が必要である。

| 項 目 | 指 標 |
|------------------------------|-----------------------------|
| 【給水タンク】 アルミ製 2m ³ | 7台 (稲荷浄水場・阪本配水池・岡田配水池・川根支所) |
| アルミ製・FRP製 1m ³ | 15台 (稲荷浄水場・阪本配水池・岡田配水池) |
| アルミ製 0.5m ³ | 2台 (阪本配水池) |
| 【給水車】 4m ³ 加圧式 | 1台 |
| 【その他】 給水袋 (ポリ袋製 6L) | 3,200袋 |
| ろ過機 | 1台 |
| 応急給水栓 | 5栓×2台、4栓×1台 |
| ポリタンク (20L) | 24個 (稲荷浄水場) |

(3) ごみ処理施設の耐震化等

可燃ごみ処理施設である田代環境プラザは耐震化されているが、上水道の断絶により運転ができなくなるため、上水道の復旧または応急給水体制の確保をする必要がある。

また、燃料等の供給断絶によっても運転ができなくなるため、緊急輸送ルートを確認しておく必要がある。

さらに、耐震性能を保有した一般廃棄物最終処分場を市内に整備を検討する必要がある。

| |
|--|
| (4) ライフラインの耐震化、代替エネルギー確保の促進と各機関等との連携強化 |
| ※ 2-6-(2) 参照 |
| (5) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 |
| ※ 2-7-(2) 参照 |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 7 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 下水道 処理場、中継ポンプ故障により 53%~67%が排水困難 |
| (1) 下水道施設の耐震化等 | |
| ※ 2-9-(1) 再掲 | |
| (2) 下水道BCPに基づく対応 | |
| 大規模地震等により下水道施設等が被災した場合でも速やかに下水道施設が果たすべき機能を維持、回復させるために下水道BCPに基づき対応する。 | |

| 事前に備えるべき目標 | 7 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-----|-----|------------|----------------------------------|------|-----------------------------------|-------|---|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 4 地域交通ネットワークが分断する事態 | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 道路損壊等 | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名、新東名高速道路</td> <td>・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる</td> </tr> <tr> <td>国道1号</td> <td>・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる</td> </tr> <tr> <td>その他道路</td> <td>・橋梁損壊、損壊した建物、電柱による閉塞、山がけ崩れによる被害多数 完全復旧に1ヶ月以上かかる</td> </tr> </tbody> </table> | 路線名 | 内 容 | 東名、新東名高速道路 | ・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる | 国道1号 | ・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる | その他道路 | ・橋梁損壊、損壊した建物、電柱による閉塞、山がけ崩れによる被害多数 完全復旧に1ヶ月以上かかる |
| 路線名 | 内 容 | | | | | | | | |
| 東名、新東名高速道路 | ・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる | | | | | | | | |
| 国道1号 | ・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる | | | | | | | | |
| その他道路 | ・橋梁損壊、損壊した建物、電柱による閉塞、山がけ崩れによる被害多数 完全復旧に1ヶ月以上かかる | | | | | | | | |

| |
|---------------------------------------|
| (1) 広域幹線道路等の防災機能強化 |
| ※5-1-(1)参照 |
| (2) 陸・空の多様なモードの連携によるネットワークの強化 |
| ※6-4-(2)参照 |
| (3) 緊急輸送路等の整備・耐震対策 |
| ※5-1-(2)参照 |
| (4) 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良 |
| ※2-2-(1)参照 |
| (5) 道路啓開体制の整備 |
| ※5-1-(4)参照 |
| (6) ヘリポート適地の確保、ヘリポートの継続管理 |
| ※5-6-(4)参照 |
| (7) ヘリコプター、ヘリポートの活用に関する検証 |
| 災害時に使用するヘリポートについて訓練等により活用の検証を行う必要がある。 |
| (8) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 |
| ※2-7-(2)参照 |
| (9) 鉄道跨線橋等の修繕・耐震化 |
| ※5-1-(6)参照 |

| <p>事前に備えるべき目標</p> | <p>7 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる</p> | | | | | | | | |
|---|--|-----|-----|----------|----------|--------|--------|-------------------------------------|--------|
| <p>起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)</p> | <p>5 応急仮設住宅等の住宅支援対策の遅延による避難生活の長期化</p> | | | | | | | | |
| <p>【被害想定等】</p> | <p>【被害想定等】〔第4次被害想定〕</p> <table border="1" data-bbox="505 573 1433 869"> <thead> <tr> <th data-bbox="505 573 1214 622">種 類</th> <th data-bbox="1220 573 1433 622">世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="505 631 1214 680">借上げ型応急住宅</td> <td data-bbox="1220 631 1433 680">1,553 世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="505 689 1214 739">応急仮設住宅</td> <td data-bbox="1220 689 1433 739">985 世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="505 748 1214 869">公営住宅一時使用 (空き家募集をしていない市営の政策空き家の数)</td> <td data-bbox="1220 748 1433 869">147 世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被害想定「中期型住機能の想定結果」で言うパターンD数値を利用</p> <p>※既存住宅(借上げ型応急住宅、公営住宅及び民間賃貸住宅)の空き家数を全県単位で考慮する住宅の被災状況が半壊の場合は応急仮設住宅(借上げ型含む)及び公営住宅一時入居を不可とする</p> | 種 類 | 世帯数 | 借上げ型応急住宅 | 1,553 世帯 | 応急仮設住宅 | 985 世帯 | 公営住宅一時使用 (空き家募集をしていない市営の政策空き家の数) | 147 世帯 |
| 種 類 | 世帯数 | | | | | | | | |
| 借上げ型応急住宅 | 1,553 世帯 | | | | | | | | |
| 応急仮設住宅 | 985 世帯 | | | | | | | | |
| 公営住宅一時使用 (空き家募集をしていない市営の政策空き家の数) | 147 世帯 | | | | | | | | |
| <p>(1) 応急仮設住宅、みなし仮設住宅等、被災者の住宅の支援</p> | | | | | | | | | |
| <p>被災者の生活拠点を早急に確保するため、静岡県に対して応急仮設住宅の建設を要請すると共に、不動産関係者等との情報交換をし、あらかじめ借上げ型応急住宅等の供給体制についても整備しておく必要がある。</p> <p>さらに入居者の把握方法や選考、入居後のケア、住宅の維持管理方法等について、関係課と調整し整備する必要がある。さらに入居者の把握方法や選考、入居後のケア、住宅の維持管理方法等について、関係課と調整し整備する必要がある。</p> | | | | | | | | | |

| <p>事前に備えるべき目標</p> | <p>7 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる</p> | | | | |
|---|---|-----|-----|--------------------|------|
| <p>起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)</p> | <p>6 被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生</p> | | | | |
| <p>【被害想定等】</p> | <p>【被害想定等】〔第4次被害想定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活から来る疲労や睡眠不足、ストレス等によって体調の悪化や罹患等が発生する。 ・避難所運営にあたる市民やボランティア等が過酷な災害対応業務により精神的なダメージを受ける。 ・PTSDを発症する人が増大し、メンタルヘルスのニーズが発生する。 | | | | |
| <p>(1) 円滑なボランティア受入態勢の整備</p> | | | | | |
| <p>避難者等へきめ細やかな支援を行うボランティアを円滑に受け入れる体制を整備する必要がある。</p> | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="209 960 853 1001">項 目</th> <th data-bbox="860 960 1082 1001">指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="209 1001 853 1046">災害時健康支援マニュアルの策定・改正</td> <td data-bbox="860 1001 1082 1046">100%</td> </tr> </tbody> </table> | | 項 目 | 指 標 | 災害時健康支援マニュアルの策定・改正 | 100% |
| 項 目 | 指 標 | | | | |
| 災害時健康支援マニュアルの策定・改正 | 100% | | | | |
| <p>(2) 被災者の健康支援体制の整備</p> | | | | | |
| <p>災害時における被災者の健康支援を促進するため、マニュアルの整備や健康支援体制の構築を図る必要がある。</p> | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="209 1220 853 1261">項 目</th> <th data-bbox="860 1220 1082 1261">指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="209 1261 853 1305">災害時健康支援マニュアルの策定・改正</td> <td data-bbox="860 1261 1082 1305">100%</td> </tr> </tbody> </table> | | 項 目 | 指 標 | 災害時健康支援マニュアルの策定・改正 | 100% |
| 項 目 | 指 標 | | | | |
| 災害時健康支援マニュアルの策定・改正 | 100% | | | | |

| | |
|-----------------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 8 人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 1 風評被害等による地域経済等の甚大な影響 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 直接的被害が軽い地域であっても、風評被害による経済的影響を受ける |

(1) 観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じることが必要となる。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う必要がある。

| | |
|-----------------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 8 人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 2 原子力発電所の事故による放射性物質の放出 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔島田市原子力災害広域避難計画〕 島田市の多くが UPZ 圏内（浜岡原子力発電所から 31km 圏内）にあり、市民の避難や一時移転、屋内退避等の防護措置が必要となる 飲食物の摂取制限、農水産物の出荷制限が必要となる |

(1) 原子力防災対策の推進

地震・津波災害を原因として原子力災害が発生する可能性も考慮し、地域住民の被ばくの低減を図るため避難体制の確立、緊急時モニタリング体制の強化など、国や県と連携して、原子力防災対策を推進する必要がある。

| 項目 | 指標 |
|-------------------|---------------|
| 島田市原子力災害広域避難計画の策定 | 策定済（平成 29 年度） |

(2) 原子力災害に対する知識の啓発

平成 29 年 3 月に静岡県より「原子力防災のしおり」が作成されている。
原子力災害の特徴や避難時の行動等あらかじめ知っておくべき知識を啓発し、正しい知識の普及に努める。学校においても防災教育を行い、原子力における災害の知識を児童・生徒へ正しく伝えていく。

| 項目 | 指標 |
|---------------|------|
| 安定ヨウ素剤配付訓練の開催 | 100% |

| | |
|-------------------------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 8 人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) | 3 大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 消防団員が被災し、救助活動を行える人の絶対数が不足する 消防団と常備消防との相互連絡等ができず、連携に齟齬が生じる |
| (1) 消防施設・設備の充実、地域の消防力(消防団)の確保 | |
| ※1-1-(5)再掲 | |
| (2) 消防団の広域運用の訓練充実 | |
| ※2-4-(3)再掲 | |
| (3) 消防団体制の効率化 | |
| ※2-5-(2)再掲 | |
| (4) 消防広域化に伴う静岡市消防局との連携体制強化 | |
| ※1-1-(6)再掲 | |

| 事前に備えるべき目標 | 8 人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない | | | | | | |
|---------------------------------|---|----|----|------------------|-------|--------------|-----|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) | 4 連続地震、土砂災害等の複合災害による多数の死傷者の発生 | | | | | | |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 <table border="1" data-bbox="523 1473 1305 1617"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊(Aランク危険箇所)</td> <td>550か所</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による死傷者</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 指標 | 急傾斜地崩壊(Aランク危険箇所) | 550か所 | 急傾斜地崩壊による死傷者 | 30人 |
| 項目 | 指標 | | | | | | |
| 急傾斜地崩壊(Aランク危険箇所) | 550か所 | | | | | | |
| 急傾斜地崩壊による死傷者 | 30人 | | | | | | |
| (1) 地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備 | | | | | | | |
| ※1-2-(1)参照 | | | | | | | |
| (2) 土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備 | | | | | | | |
| ※1-4-(2)参照 | | | | | | | |
| (3) 山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備 | | | | | | | |
| ※1-4-(3)参照 | | | | | | | |

| |
|--|
| (4) 森林の多面的機能の向上 |
| ※1-4-(4)参照 |
| (5) 農地、農業用排水施設等の適切な保全管理 |
| 農地や農業水利施設等については、地域ごとのつながりの希薄化により適切な保全管理を行うことが困難になり、災害時の被害拡大に繋がるおそれがある。そのため地域の主体性を生かした地域コミュニティ等による保全管理を促進する必要がある。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 8 人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 5 感染症の大規模発生等による関連死の多数発生 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 インフルエンザの集団感染、ノロウイルス等の蔓延、食中毒等が発生する 罹患者数を最低限に収めることができず、多数の罹患者が発生する |
| (1) 避難所における衛生対策 | |
| ※2-9-(2)参照 | |
| (2) 平時からの予防措置 | |
| ※2-9-(3)参照 | |
| (3) 感染症大規模発生予防体制の充実 | |
| ※2-9-(4)参照 | |
| (4) 医療体制の整備 | |
| 総合医療センターにおいては、隔離可能な感染症病床を整備する。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 9 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する |
| 起きてはならない最悪の事態 (リスクナリオ) | 1 大量に発生する災害廃棄物の処理や遺体措置の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 災害廃棄物等発生量 約100万t 約90万立米 |
| (1) 災害廃棄物処理体制の構築 | |
| 島田市災害廃棄物処理計画を策定しており、より実効性の高い計画となるよう計画の更新を推進する。 発災後においては、実被害規模に対応した島田市災害廃棄物処理実行計画を策定し、計画に基づいて処理を行う。 | |
| (2) 遺体措置に関する適切な対応 | |
| 遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体措置計画の見直しを図る必要がある。 総合医療センターでは、災害マニュアルを用いた適切な対応を行う、また遺体の仮安置場所を確保できるよう総合医療センターを整備する。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | 9 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する |
| 起きてはならない最悪の事態 (リスクナリオ) | 2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 人口が流出し、人材の確保や復興が困難となる地域が発生する |
| (1) 地域の防災力の充実・強化 | |
| ※2-2-(3)参照 | |
| (2) 地域における防災人材の活用 | |
| 地域における防災の人材を把握し、有事の際に協力を仰げるよう事前に話し合いを重ねていく必要がある。 | |
| 項 目 | 指 標 |
| 自主防災組織における防災人材の認知率 | 50% (平成28年度) |

| 事前に備えるべき目標 | 9 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|---|----------------------------------|-----|------------|--|----------------------------------|------|--|-----------------------------------|----|-----|---|----------|-------------------------------------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 3 高速道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔第4次地震被害想定レベル2〕 道路損壊等 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">路線名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">東名、新東名高速道路</td> <td>・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国道1号</td> <td>・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄道</td> <td>新幹線</td> <td>・大きな施設被害は発生しないが、点検や補修、電力断絶等により一時運行を停止する復旧には数週間かかる</td> </tr> <tr> <td>JR線・私鉄各線</td> <td>・地震動や山・崖崩れにより運行に支障が生じる 1ヵ月後も不通区間がある</td> </tr> </tbody> </table> | 路線名 | | 内 容 | 東名、新東名高速道路 | | ・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる | 国道1号 | | ・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる | 鉄道 | 新幹線 | ・大きな施設被害は発生しないが、点検や補修、電力断絶等により一時運行を停止する復旧には数週間かかる | JR線・私鉄各線 | ・地震動や山・崖崩れにより運行に支障が生じる 1ヵ月後も不通区間がある |
| | 路線名 | | 内 容 | | | | | | | | | | | | |
| | 東名、新東名高速道路 | | ・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる | | | | | | | | | | | | |
| 国道1号 | | ・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄道 | 新幹線 | ・大きな施設被害は発生しないが、点検や補修、電力断絶等により一時運行を停止する復旧には数週間かかる | | | | | | | | | | | | | |
| | JR線・私鉄各線 | ・地震動や山・崖崩れにより運行に支障が生じる 1ヵ月後も不通区間がある | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 広域幹線道路等の防災機能強化 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※5-1-(1)再掲 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 陸・空の多様なモードの連携によるネットワークの強化 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※6-4-(2)再掲 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 緊急輸送路等の整備・耐震対策 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※5-1-(2)再掲 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 道路啓開体制の整備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※5-1-(4)再掲 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※2-7-(2)再掲 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 鉄道跨線橋等の修繕・耐震化 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※5-1-(6)再掲 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事前に備えるべき目標 | 9 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する | | | | | | | | |
|--|--|----------|-----------|---|----------|--------|--------|-------------------------------------|--------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 4 被災者の住居(仮設住宅・みなし仮設住宅・復興住宅)や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔第4次被害想定〕 | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借上げ型応急住宅</td> <td>1,553 世帯</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅</td> <td>985 世帯</td> </tr> <tr> <td>公営住宅一時使用 (空き家募集をしていない市営の政策空き家の数)</td> <td>147 世帯</td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 世帯数 | 借上げ型応急住宅 | 1,553 世帯 | 応急仮設住宅 | 985 世帯 | 公営住宅一時使用 (空き家募集をしていない市営の政策空き家の数) | 147 世帯 |
| | 種類 | 世帯数 | | | | | | | |
| | 借上げ型応急住宅 | 1,553 世帯 | | | | | | | |
| | 応急仮設住宅 | 985 世帯 | | | | | | | |
| 公営住宅一時使用 (空き家募集をしていない市営の政策空き家の数) | 147 世帯 | | | | | | | | |
| ※被害想定「中期型住機能の想定結果」で言うパターンD数値を利用 | | | | | | | | | |
| ※既存住宅(借上げ型応急住宅、公営住宅及び民間賃貸住宅)の空き家数を全県単位で考慮する住宅の被災状況が半壊の場合は応急仮設住宅(借上げ型含む)及び公営住宅一時入居を不可とする〔その他の想定〕 | | | | | | | | | |
| 事業所の被災、需要の減少等のより従来どおりの雇用の創出が困難となる | | | | | | | | | |
| (1) 震災復興のための都市計画行動計画の推進 | | | | | | | | | |
| 島田市の震災復興都市計画行動計画に従い、被災時における関係課の役割等についての認識向上や、被災に備えた体制構築を図る。 | | | | | | | | | |
| (2) 雇用対策 | | | | | | | | | |
| 被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、ハローワーク島田等の関係機関との連携を強化する必要がある。 また、事業所の事業活動の維持を図るため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策及び業務継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。 | | | | | | | | | |
| (3) 地籍調査の推進 | | | | | | | | | |
| 災害後でも住宅等の復興が速やかに実施できるよう、土地の境界を明確にできる地籍調査を事前に行う必要がある。 市では、毎年計画的に地籍調査を進めており、進捗率としては県の平均値を上回っているものの、全国の平均値では下回っている状況である。土地境界の円滑な調査が、迅速な復旧・復興に繋がるため、今後もこれまでどおり計画的に調査を進めて行く。 | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【地籍調査進捗率】</td> <td>41.5 (令和元年度末) (県平均 24.7% 全国平均 51.6%)</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 指標 | 【地籍調査進捗率】 | 41.5 (令和元年度末) (県平均 24.7% 全国平均 51.6%) | | | | | |
| 項目 | 指標 | | | | | | | | |
| 【地籍調査進捗率】 | 41.5 (令和元年度末) (県平均 24.7% 全国平均 51.6%) | | | | | | | | |
| (4) 恒久住宅対策 | | | | | | | | | |
| 生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。このため、支援制度を前提とした体制の構築に努めるとともに、既存の公営住宅を計画的に長寿命化していく必要がある。 | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 | 9 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 5 道路啓開や住宅建設等に必要な技術系職員等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 人材の需要に供給が追いつかず、復旧、復興に遅れが生じる |
| (1) 公共事業の持続的な担い手確保 | |
| 公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されている。そのため県と協力し、持続的な発展や新たな担い手確保に対する啓発を行う必要がある。 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 9 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 6 住宅被害調査やり災証明発行業務が遅延し、生活再建が大幅に遅れる事態 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 職員数の不足や生活再建支援の遅延により地域社会、経済の回復に支障をきたす |

| | |
|---|--|
| (1) 住宅被害調査実施マニュアルの整備 | |
| 住宅等の被害調査は複数の班体制で行うことになるため、各調査職員が統一した調査方法で、また公平・公正な目線で調査できるよう、実施マニュアルを整備する必要がある。また、調査から災害り災調査原票作成までの一連の流れを実地研修等により習得する必要がある。 | |
| (2) 被災者の生活再建支援 | |

被災者生活再建支援制度の充実に加え、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備するとともに、職員の習熟やシステム導入等の制度の効率的運用により、り災証明を短期間で発行する必要がある。

また、災害により半壊の住家被害を受け、自らの資力では応急修理できない住民又は大規模半壊の住家被害を受けた住民に対し、家屋の応急修理制度を活用して、早期に住家を居住可能な状態とするため、関係部署が連携する体制を整備する必要がある。

| 項目 | 指標 |
|-----------------------------------|---------------|
| り災証明書の2週間以内の発行 | 100% (令和元年度末) |
| 生活再建相談とり災証明発行業務の連携について各班のマニュアルに記載 | 実施 (令和元年度末) |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 | 10 防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 1 企業・住民の流出等による地域活力の低下 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 企業や住民の市外移転等により地域活力が低下し、地域資源の活用に支障をきたす |
| (1) 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり | |
| 震災の影響で地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に係る復旧、復興段階をも事前に見据えた、安全、安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。 | |
| (2) 内陸・高台部の革新 | |
| 新東名高速道路等の高規格幹線道路網の充実により発展の可能性が広がる内陸、高台部においては、企業用地の創出、ゆとりのある生活空間の提供などを通して、美しい景観や個性を備えた地域づくりを推進する必要がある。 | |
| (3) 地域連携軸の形成 | |
| 市域全体の均衡ある発展のため、都市部と内陸、高台部が連携・補完するよう交通・情報ネットワークを整備する必要がある。 | |

| 事前に備えるべき目標 | 10 防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される | | | | |
|--|---|----|----|--------------------------------|---------------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 2 限界集落の発生等による地域防災力の低下 | | | | |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 生産年齢人口の流出、減少により地域防災力の維持、将来の持続された労働力の確保が困難となる | | | | |
| (1) 地域連携軸の形成 | | | | | |
| ※10-1-(3)参照 | | | | | |
| (2) 限界集落との現況把握・通信連絡手段の確保 | | | | | |
| 限界集落における現状の把握とともに複数の通信連絡手段を整備する必要がある。 | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>孤立予想集落(24集落)における衛星携帯電話の整備及び更新率</td> <td>100%(平成25年度末)</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 指標 | 孤立予想集落(24集落)における衛星携帯電話の整備及び更新率 | 100%(平成25年度末) |
| 項目 | 指標 | | | | |
| 孤立予想集落(24集落)における衛星携帯電話の整備及び更新率 | 100%(平成25年度末) | | | | |

| | |
|---|---------------------------------------|
| 事前に備えるべき目標 | 10 防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 3 農地、森林等の荒廃による災害リスクの助長 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 管理不足により震災時の被害が増大する |
| (1) 農地、森林等の保全 | |
| 森林の計画的な保全が可能となるよう、林道や作業道の整備を進め、森林施業の集約化を図る必要がある。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地、森林等の適切な保全管理を推進する必要がある。 | |

| 事前に備えるべき目標 | 10 防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される | | | | |
|--|---|----|----|--------------|---------------|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 4 未耐震の住宅・建物、放置された空き家や公共施設等の管理不足による災害リスクの助長 | | | | |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 未耐震の住宅・建物、放置された空き家や公共施設等の管理が不十分になることで被害が増大する | | | | |
| (1) 住宅・建物等の耐震化等、老朽空き家対策 | | | | | |
| ※ 1-1-(1)再掲 | | | | | |
| (2) 公共施設等の適正管理の推進 | | | | | |
| 「島田市公共施設等総合管理計画」に掲げた品質の適正化を図るため、保全サイクルを構築し計画的な修繕・更新を実施していく必要がある。 | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共施設の資産老朽化比率</td> <td>63.9% (令和2年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 指標 | 公共施設の資産老朽化比率 | 63.9% (令和2年度) |
| 項目 | 指標 | | | | |
| 公共施設の資産老朽化比率 | 63.9% (令和2年度) | | | | |
| (3) 空き家の利活用、特定空き家の解体促進 | | | | | |
| 島田市空き家バンク・不動産バンクへの登録を促進するとともに、空き家の利活用に関して様々な用途を模索する必要がある。また、倒壊等により周辺に悪影響を及ぼす恐れのある特定空き家の解体を促進する。 | | | | | |

| 事前に備えるべき目標 | 11 復旧・復興の段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------------------------------|-----|------------|----------------------------------|------|-----------------------------------|-------|--|-----|---|
| 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) | 1 緊急輸送ルート確保が遅延し、防災拠点となる富士山静岡空港や広域応援部隊が集結する大井川緑地へのアクセス道路や活動拠点となる地域が自由に使用できない事態の発生 | | | | | | | | | | |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名、新東名高速道路</td> <td>・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる</td> </tr> <tr> <td>国道1号</td> <td>・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる</td> </tr> <tr> <td>その他道路</td> <td>・橋梁損壊、損壊した建物、電柱による閉塞、山がけ崩れによる被害多数完全復旧に1ヶ月以上かかる</td> </tr> <tr> <td>空港等</td> <td>・富士山静岡空港は大きな被害は発生しにくいと考えられるが、一部防災ヘリポート等の輸送機能に支障が生じる危険性がある</td> </tr> </tbody> </table> | 路線名 | 内 容 | 東名、新東名高速道路 | ・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる | 国道1号 | ・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる | その他道路 | ・橋梁損壊、損壊した建物、電柱による閉塞、山がけ崩れによる被害多数完全復旧に1ヶ月以上かかる | 空港等 | ・富士山静岡空港は大きな被害は発生しにくいと考えられるが、一部防災ヘリポート等の輸送機能に支障が生じる危険性がある |
| | 路線名 | 内 容 | | | | | | | | | |
| | 東名、新東名高速道路 | ・一部区間に軽微被害、一般車両誘導、放置車両排除に1~3日かかる | | | | | | | | | |
| | 国道1号 | ・一部区間で橋梁損壊、山がけ崩れによる軽微被害、復旧に数週間かかる | | | | | | | | | |
| その他道路 | ・橋梁損壊、損壊した建物、電柱による閉塞、山がけ崩れによる被害多数完全復旧に1ヶ月以上かかる | | | | | | | | | | |
| 空港等 | ・富士山静岡空港は大きな被害は発生しにくいと考えられるが、一部防災ヘリポート等の輸送機能に支障が生じる危険性がある | | | | | | | | | | |
| (1) 広域幹線道路等の防災機能強化 | | | | | | | | | | | |
| ※5-1-(1)参照 | | | | | | | | | | | |
| (2) 陸・空の多様なモードの連携によるネットワークの強化 | | | | | | | | | | | |
| ※6-4-(2)参照 | | | | | | | | | | | |
| (3) 緊急輸送路等の整備・耐震対策 | | | | | | | | | | | |
| ※5-1-(2)参照 | | | | | | | | | | | |
| (4) 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良 | | | | | | | | | | | |
| ※2-2-(1)参照 | | | | | | | | | | | |
| (5) 道路啓開体制の整備 | | | | | | | | | | | |
| ※5-1-(4)参照 | | | | | | | | | | | |
| (6) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 | | | | | | | | | | | |
| ※2-7-(2)参照 | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 11 復旧・復興の段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 2 広域応援部隊が使用する燃料等の調達が市の需要と競合し、円滑な救援行動に支障を来す事態の発生 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 燃料等の確保ができないことにより復旧、復興に遅延が発生する |
| (1) 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 | |
| ※2-7-(2)参照 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 | 11 復旧・復興の段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 3 市外からの一時避難者の受け入れ態勢が確保できない事態の発生 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 一時避難者の受け入れができず、避難生活が困難になる |
| (1) 避難所として使用できる施設の把握、確保と整備 | |
| 避難所として活用できる施設の把握、予備施設の確保をする必要がある。また、それら施設の継続的整備が必要となる。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 | 11 復旧・復興の段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する |
| 起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 4 ボランティアの受け入れ態勢を十分に確保できない事態の発生 |
| 【被害想定等】 | 【被害想定等】〔その他の想定〕 ボランティア等のマンパワーを十分に生かせずに復旧、復興に遅延が発生する |
| (1) 社会福祉協議会との連携強化 | |
| 避難者等へきめ細やかな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、市社会福祉協議会やボランティア団体等との連携体制の強化を図るための訓練等を行う必要がある。 | |
| 項目 | 指標 |
| 【災害ボランティアコーディネーター人数】 | 41人(令和3年度末) |
| (2) 円滑なボランティア受入態勢の整備 | |
| ※7-6-(1)参照 | |

(別紙第2) プログラム推進のための主要な取組

※実績の数値は、但し書きがない場合、R3年度末時点の数値

【1: 大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される】 【1-1: 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|----------------|-----------------------------------|------|-----------------------------|--------|------------------|
| 1 | 家庭内の地震対策の促進 | 家具類を固定（家庭内の一部を含む）している市民の割合 | 100% | 68.2% (令和2年度末) | R3年度末 | 危機管理課 |
| 2 | 消防施設・設備の整備の促進 | 耐震性防火水槽の整備率 | - | 221基 (R3年度当初) | - | 危機管理課 |
| 3 | 地域の消防力の確保 | 消防団員数(860人) | 100% | 90.1% (781人) (R4年度当初) | R3年度末 | 危機管理課 |
| 4 | 消防団用防災資機材の整備 | 消防団用防災資機材 (16個分団に各一式)の充足率 | 100% | - | R4年度末 | 危機管理課 |
| 5 | 市用防災資機材の整備 | 市用防災資機材 (第一次指定避難所39か所に各一式)の充足率 | 100% | - | R4年度末 | 危機管理課 |
| 6 | 消防救急無線の高度化 | 消防救急デジタル無線の導入 | 100% | 100% | H27年度末 | 危機管理課 (島田消防署) |
| 7 | 障害者福祉施設の耐震化の促進 | 障害者福祉施設の耐震化に 関する通知又は説明会の実施 | 1回/年 | 未実施 | 各年度末 | 福祉課 |
| 8 | 老人福祉施設の耐震化の促進 | 老人福祉施設の耐震化率 | 100% | 100% | H27年度末 | 長寿介護課 |
| 9 | 向島町公園整備事業 | 向島町公園の整備率 | 100% | 100% | R3年度末 | 建設課 |
| 10 | 公園施設長寿命化対策支援事業 | 15公園における整備すべき主に遊具を中心とした老朽化施設整備率 | 100% | 82.0% | R5年度末 | 建設課 |

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|----------------------------|--------------------------------------|---------------|----------------|--------|-------|
| 11 | 公共施設等適正管理推進事業 (公園トイレ改修) | 避難地として活用できるトイレ改修整備率 | 100% | - | R11年度末 | 建設課 |
| 12 | 公園灯 LED 事業 | 公園灯を LED 化することによる災害に強いまちづくり (LED 化率) | 100% | — | — | 建設課 |
| 13 | 横井中央線電線共同溝整備事業 | 幹線避難路整備 無電柱化計画進捗率 L=1,380m | 100% | 73% | R11年度末 | 建設課 |
| 14 | 扇町祇園線無電柱化整備事業 | 幹線避難路整備 無電柱化計画進捗率 L=550m | 100% | 0% | R11年度末 | 建設課 |
| 15 | 木造住宅の耐震化の促進 | 住宅の耐震化 (住宅の総数に対する耐震性を有する住宅戸数の割合) | 95% | 89.3% | R7年度末 | 建築住宅課 |
| 16 | 速やかな応急危険度判定の実施 | 地震被災建築物応急危険度判定マニュアルの作成 | 作成 | 作成済 | R元年7月 | 建築住宅課 |
| 17 | 本庁舎の機能更新に向けた検討の推進 | 本庁舎の機能更新 | 100% | 8.7% 令和3年度末 | R5年度 | 庁舎建設課 |
| 18 | 学校施設の耐震化 | 耐震化率の割合 | 100% | 98.9% R3年度末 | R5年度末 | 教育総務課 |
| 19 | 学校における防災訓練の実施 | 避難訓練の実施回数 (3回/年) | 100% | 100% | H28年度 | 学校教育課 |
| 20 | 学校給食センター消防計画に基づく訓練の実施 | 防災訓練の実施回数 | 防災訓練: 2回/年 | 防災訓練: 2回/年 | 各年度末 | 学校給食課 |
| 21 | 学校給食センター消防計画に基づく日常点検の実施 | 日常点検の実施回数 | 日常点検: 1回/月 | 日常点検: 1回/月 | 各年度末 | 学校給食課 |
| 22 | 学校給食センター消防計画に基づく防災研修の実施 | 防災研修の実施回数 | 防災研修: 1回/年 | 防災研修: 1回/年 | 各年度末 | 学校給食課 |
| 23 | 総合医療センターの建設 | 総合医療センターの機能更新 | 100% | - | R4年度末 | 病院建設課 |

【1：大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される】

【1-2：地震等による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--|--------------------------------|------|------------|---------------|-------|
| 1 | コンパクト・プラス・ネットワークの推進 (災害の危険の低いエリアへの居住誘導) | 島田市立地適正化計画の策定 | 策定完了 | 策定済 | R3年度末 | 都市政策課 |
| 2 | 高齢者福祉施設及び介護保険事業所への適切な避難行動の周知 | 実地指導等の際に高齢者福祉施設及び介護保険事業所への随時指導 | 100% | 100% | R7年度末 (随時) | 長寿介護課 |
| 3 | 急傾斜地崩壊対策事業 | 急傾斜地崩壊対策事業の進捗率 | 100% | 54.5% | - | 建設課 |
| 4 | 雨水幹線（都市下水路含む）の整備 | 雨水幹線整備率 | - | 51.7% | - | 建設課 |
| 5 | 農業用防災重点ため池の耐震化 | 耐震工事箇所 | 3箇所 | 1箇所 | R6年度末 | 農林整備課 |
| 6 | がけ地近接危険住宅移転事業 | 危険住宅の移転戸数 | 2戸/年 | 1戸 R3年度 | 各年度末 | 建築住宅課 |
| 7 | 大規模盛土造成地変動予測調査の実施 | 第2次スクリーニング計画の作成 | 作成 | 未作成 | R4年度末 | 建築住宅課 |

【1：大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される】

【1-3：台風・豪雨等に伴う洪水及び広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---|-----------------------|------|-------|--------|-------|
| 1 | 障害者に対する災害時の適切な避難行動の周知 | 適切な避難行動に関する通知又は説明会の実施 | 1回/年 | 未実施 | 各年度末 | 福祉課 |
| 2 | 1-2-3 「急傾斜地崩壊対策事業の進捗率」 参照 | | | | | |
| 3 | 1-2-4 「雨水幹線（都市下水路含む）の整備」 参照 | | | | | |
| 4 | 浸水対策事業（波田川、東野田、沢川、長池川、孫九郎川、犬ヶ沢川、出水川、早川、大柳南） | 浸水対策箇所 | 9箇所 | 2箇所 | R15年度末 | 建設課 |
| 5 | 1-2-1 「コンパクト・プラス・ネットワークの推進（災害の危険の低いエリアへの居住誘導）」 参照 | | | | | |
| 6 | 洪水・土砂災害ハザードマップの更新 | 洪水・土砂災害ハザードマップの更新と周知 | 更新 | 更新作業中 | R3年度末 | 危機管理課 |
| 7 | 1-2-5 「農業用防災重点ため池の耐震化」 参照 | | | | | |

【1：大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される】

【1-4：台風・豪雨等に伴う大規模な土砂災害の発生による死傷者の発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---------------------------|------|------|----|------|-----|
| 1 | 1-2-3 「急傾斜地崩壊対策事業の進捗率」 参照 | | | | | |

【1：大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される】

【1-5：情報伝達の不備や地域や施設での避難態勢の不備等に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|----------------------------|--|---------------|--------------------------|--------|-------|
| 1 | 災害時情報伝達の強化・促進 (同報無線) | 市の同報無線子局の設置数 (223基) | 100% | 100% H30年度末 | H27年度末 | 危機管理課 |
| 2 | 災害時情報伝達の強化・促進 (デジタル化等) | デジタル化を含めた 新方式の検討・整備 | 100% | 10% | R11年度末 | 危機管理課 |
| 3 | 災害時情報伝達の強化・促進 (防災メール) | 防災メールの登録者数 (9,100人) | 100% | 85% (7,739人) R3年度末 | R4年度末 | 危機管理課 |
| 4 | 地域防災訓練の充実・強化 (自主防災組織) | 防災の日、地域防災の日に自主防災 組織が実施する訓練への参加者数 (55,000人) | 100% | 100% H30年度末 | H30年度末 | 危機管理課 |
| 5 | 自主防災組織の資機材整備の促進 | 安否確認用黄色い旗の整備率 | 100% | 100% H28年度末 | H28年度末 | 危機管理課 |
| 6 | Fネットの周知及び利用者の拡大 | HPでの掲載 1回/年以上の情報伝達 | 掲載 1回/年以上 | 掲載 1回/年 | 各年度末 | 福祉課 |
| 7 | 1-1-19「学校における防災訓練の実施」参照 | | | | | |
| 8 | ジュニア防災士の育成 | 認証者数(累計) | 4,000人 | 4,568人 R3年度末 | R3年度 | 学校教育課 |
| 9 | 公立学校の防災体制の強化・推進 | 「防災教育推進のための連絡会議」 の開催校(25校) | 100% | 100% | H25年度 | 学校教育課 |
| 10 | 社会教育施設における体験学習や 防災講座の開催 | 各施設において年1回以上開催する | 100% (8施設) | 50%(4施設) R3年度末 | R4年度末 | 社会教育課 |
| 11 | 狭あい道路拡幅整備事業 | 事業申請件数 | 5件/年 | 4件 (令和3年度) | 各年度末 | 建築住宅課 |

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】
 【2-1：被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--------------------------------------|---|-----------|------------------|---------------|-------|
| 1 | 市民の緊急物資備蓄の促進（食料） | 7日以上の食料を備蓄している市民の割合 | 100% | 19.4% R元年度 | R4年度末 | 危機管理課 |
| 2 | 市民の緊急物資備蓄の促進（水） | 7日以上の飲料水を備蓄している市民の割合 | 100% | 20.7% R元年度 | R4年度末 | 危機管理課 |
| 3 | 市の緊急物資備蓄の促進 | 市の備蓄食料数 (想定避難者3万5千人×3食分＝10万5千食) | 100% | 100% | H28年度末 | 危機管理課 |
| 4 | 非常用給水タンクの整備（避難所） | 非常用給水タンク（39基）の整備率 | 100% | 100% | H26年度 | 危機管理課 |
| 5 | 障害者福祉施設への緊急物資備蓄の促進の周知 | 緊急物資備蓄に関する通知又は説明会の実施 | 1回/年 | 未実施 | 各年度末 | 福祉課 |
| 6 | 高齢者福祉施設及び介護保険事業所への緊急物資備蓄の促進の周知 | 実地指導の際に高齢者福祉施設及び介護保険事業所への緊急物資備蓄の促進の随時指導 | 100% | 100% | R7年度末 (随時) | 長寿介護課 |
| 7 | 事業所内での食料等の緊急物資の備蓄の推進 | 事業所内での緊急物資備蓄の割合 | 100% | 49.7% (H26年度) | R4年度末 | 商工課 |
| 8 | 可搬給水袋の備蓄促進 | 給水袋保有数 | 3,000袋 | 3,200袋 | R24年度末 | 水道課 |
| 9 | 配水池の耐震化 | 26配水池における有効容量の耐震割合 | 99% | 75.5% | R3年度末 | 水道課 |
| 10 | 学校給食センターの受水槽の維持管理 (中部、南部学校給食センター) | 受水槽の清掃、水質検査実施回数 | 1回/年度 | 1回実施 | 毎年度 | 学校給食課 |
| 11 | 備蓄食材の整備 (中部、南部学校給食センター) | 備蓄食材の定期的な更新 | 消費期限内での更新 | R2年度更新 | 消費期限に合わせ随時更新 | 学校給食課 |

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】

【2-2：避難経路や救援ルートへの断絶等による、多数かつ長期にわたる孤立集落や孤立住民等の同時発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|------------------|--------------------------------|------|------|--------|-------|
| 1 | 孤立予想集落の通信手段の確保 | 孤立予想集落（24集落）における衛星携帯電話の整備及び更新率 | 100% | 100% | H25年度末 | 危機管理課 |
| 2 | 地域の防災活動を支える人材の育成 | 自主防災組織（133組織）の資機材充足率 | 100% | - | R4年度末 | 危機管理課 |

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】

【2-3：警察、常備消防、自衛隊等の被災地への進出困難による救助・救急活動力の絶対的不足】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|------|------|----|------|-----|
| 1 | 2-2-2 「地域の防災活動を支える人材の育成」 参照 | | | | | |
| 2 | 1-1-18 「学校施設の耐震化」 参照 | | | | | |

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】

【2-4：消防団員の被災、道路の阻絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|------|------|------|----|------|-----|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |

1-1-2 「消防施設・設備の整備の促進」～1-1-6 「消防救急無線の高度化」 参照

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】

【2-5：住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動が殆どできない事態の発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|------|------|----|------|-----|
| 1 | 2-2-2 「地域の防災活動を支える人材の育成」 参照 | | | | | |
| 2 | 1-5-5 「自主防災組織の資機材整備の促進」 参照 | | | | | |

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】

【2-6：救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期断絶】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---------------------------|------------------------|------|---------------|---------|------|
| 1 | 石綿管布設替事業の促進 | 石綿管 1, 140m の布設替率 | 100% | 100% | R 元年度末 | 水道課 |
| 2 | 2-1-9 「配水池の耐震化」 参照 | | | | | |
| 3 | 公共下水道ストックマネジメントによる性能評価の実施 | 脆弱性評価による計画的な施設の改修計画の策定 | - | H29 から着手 | R 5 年度末 | 下水道課 |
| 4 | クリンセンターの機器の更新 | 長寿命化事業の実施 | - | 更新済 R2 年度末 | R 2 年度末 | 下水道課 |

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】

【2-7：想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|----------------|------|-----|--------|-----|
| 1 | 2-1-7 「事業所内での食料等の緊急物資の備蓄の推進」 参照 | | | | | |
| 2 | 災害時の観光客に対する安全確保 | 観光客の災害対策計画等の策定 | 100% | 50% | R 元年度末 | 観光課 |

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】

【2-8：医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートへの断絶による医療機能の麻痺】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|------------|---------------------------|------|------|-----------------|--------|
| 1 | 医療救護体制の充実 | 医療救護計画の策定・改訂 | 100% | 100% | H30年度 から継続実施 | 健康づくり課 |
| 2 | 救護所資機材等の整備 | 救護所（6か所）資機材及び 消耗品等の充足率 | 100% | 70% | H30年度 から継続実施 | 健康づくり課 |

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】

【2-9：被災地における疫病・感染症等の大規模発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--------------------------------------|---|------|---------|-----------------|--------|
| 1 | 障害者福祉施設の衛生用品や感染症対策 | 衛生用品や感染症対策に関する 通知又は説明会の実施 | 1回/年 | 未実施 | 各年度末 | 福祉課 |
| 2 | 高齢者福祉施設及び介護保険事業所への の平時からの予防措置の周知 | 実地指導等の際に高齢者福祉施設 及び介護保険事業所への平時からの の予防措置の指導 | 100% | 100% | R7年度末 (随時) | 長寿介護課 |
| 3 | 予防接種の推進 | 麻疹・風疹予防接種の接種率 | 100% | 97.3% | H30年度 から継続実施 | 健康づくり課 |
| 4 | 感染症予防備蓄品の充実 | 避難所防疫対策及び 新型インフルエンザ等感染症物品備蓄率 | 100% | 86% | R3年度末 | 健康づくり課 |
| 5 | 2-6-3 「公共下水道ストックマネジメントによる性能評価の実施」 参照 | | | | | |
| 6 | 島田環境協同組合との連携 | 協定締結・平時時市民啓発の連携 | - | R1 協定締結 | 市民啓発は通年 | 下水道課 |

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】
 【2-10：避難所施設の被災や避難所運営体制構築の遅れにより、避難所運営が円滑にできない、安全が確保できない状況の発生市外避難者の増大や想定外の避難者発生に伴う避難所の施設の絶対量の不足】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|----------------------|-----------------------------------|-------|------------------------|---------|--|
| 1 | 福祉避難所協定締結施設の拡大 | 福祉避難所協定締結施設の拡大 | 40 施設 | 36 施設 (令和3年度末) | R 5 年度 | 福祉課 長寿介護課 健康づくり課 子育て応援課 保育支援課 危機管理課 |
| 2 | 福祉避難所開設運営マニュアルの策定 | 福祉避難所開設運営マニュアルの策定 | 策定完了 | 策定完了 | H30 年度末 | 福祉課 長寿介護課 健康づくり課 子育て応援課 保育支援課 危機管理課 |
| 3 | 第一次指定避難所運営支援体制の充実・強化 | 第一次指定避難所運営会議の開催数 (39 か所×2 回) | 100% | 35.9% (28 回) R 3 年度 | R 4 年度末 | 危機管理課 |
| 4 | 第一次指定避難所の防災倉庫の整備 | 第一次指定避難所 (39 施設) に おける防災倉庫の整備率 | 100% | 100% | R 4 年度末 | 危機管理課 |

【2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われるまた、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる】
 【2-11：医療施設が被災、医療スタッフ不足、患者数の急激な増大により、患者の応急救護活動の実施が困難】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|------------------|-----------------------|------|-------|------------------|--------|
| 1 | 災害医療救護従事者説明会への参加 | 災害医療救護従事者説明会への 参加率 | 100% | 59.7% | H30 年度 から継続実施 | 健康づくり課 |

【3：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する】

【3-1：防災拠点となる公共施設・車両・器材等の被災による行政機能の大幅低下（本庁舎、おおるり、消防署、車両・器材等）】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|-------------------------------|--------------------------|---------|----|--------|----------|
| 1 | 免震型施設へのグループウェアサーバ機器の移設 | グループウェアサーバ機器の免震型施設への移設時期 | 平成31年1月 | なし | H31年1月 | DX推進課(※) |
| 2 | 1-1-17 「本庁舎の機能更新に向けた検討の推進」 参照 | | | | | |
| 3 | 1-1-22 「総合医療センターの建設」 参照 | | | | | |

(※) デジタルトランスフォーメーション推進課

【3：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する】

【3-2：市職員の被災による行政機能の大幅低下】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|----------------|-------------|------|----|------|--------------|
| 1 | 業務継続計画（BCP）の修正 | 状況に応じた修正の実施 | 1回/年 | 1回 | 継続実施 | 危機管理課 (主) |

【3：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する】

【3-3：市の出先機関の被災による行政機能の大幅低下】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|-------------------------------------|------|------|----|------|-----|
| 1 | 1-1-20 「学校給食センター消防計画に基づく訓練の実施」 | | | | | |
| 2 | 1-1-22 「学校給食センター消防計画に基づく防災研修の実施」 参照 | | | | | |
| 3 | の実施 | | | | | |

【3：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する】

【3-5：行政・地域の防犯・治安機能の悪化による、盗難等の犯罪の大量発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|-----------|-------|----|------|-------|
| 1 | 2-2-2 「地域の防災活動を支える人材の育成」 参照 | | | | | |
| 2 | 防犯講座の実施 | 防犯講座の実施回数 | 12回/年 | 7回 | 各年度末 | 生活安心課 |

【4：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する】

【4-1：電力供給停止、同報無線設備、ネット回線の被災等による情報通信手段の機能発揮が困難】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|----------------------------|---------------------|------|--------------|-------|----------|
| 1 | ふじのくに防災情報共有システムの運用訓練の実施 | 運用訓練の実施率 | 100% | 100% (3回) | R4年度末 | 水道課 |
| 2 | 衛星インターネットの維持 | 衛星インターネットを維持している施設数 | 3 | 3 | H28年度 | DX推進課(※) |
| 3 | 防災拠点として活用しうる施設へのWi-Fi環境の整備 | Wi-fi環境が整備された施設の数 | - | - | - | 施設管理所管課 |

(※) デジタルトランスフォーメーション推進課

【4：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する】

【4-2：テレビ・ラジオ報道、ネット配信の中断、電話不通等により、市民や関係機関に情報が伝達できない】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---------------------------------------|--------------|------|------|-----------------|-------|
| 1 | F U J I S A Nシステムの管理・活用 | システム研修等への参加率 | 100% | 100% | H30年度 から継続実施 | 危機管理課 |
| 2 | 4-1-3 「防災拠点として活用しうる施設へのWi-Fi環境の整備」 参照 | | | | | |

【4：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する】

【4-3：高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--|-----------------------------|------|-------------------|------|-----------------------|
| 1 | 1-5-1 「災害時情報伝達の強化・促進（同報無線）」～1-5-3 「災害時情報伝達の強化・促進（防災メール）」参照 | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | 要支援者名簿の整理 | 避難行動要支援者名簿の平時からの情報提供に関する同意率 | 90% | 85.0% R4.4.1時点 | 各年度末 | 福祉課 危機管理課 長寿介護課 |
| 5 | 1-5-6 「F ネット」の周知及び利用者の拡大」参照 | | | | | |

【5：大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急・消火、医療活動等の救援活動、市民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する】

【5-1：幹線道路・橋梁の被災により、緊急輸送ルートの確保が困難】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|-------------------|---------------------------------|------|--------------|---------------------|-------|
| 1 | 橋梁長寿命化修繕計画に伴う法定点検 | 対象となる橋梁の点検割合(5年ごと点検) R1～R5(2巡目) | 100% | 66% R3年度末 | R5年度末 | すぐやる課 |
| 2 | 橋梁長寿命化修繕計画 | 橋梁長寿命化修繕計画の策定(5年ごと策定) | 100% | 100% | H30年度末 (継続的に見直す) | すぐやる課 |
| 3 | 橋梁長寿命化修繕・耐震事業 | 橋梁の長寿命化修繕・耐震工事実施率 | 100% | 82% | R10年度末 | 建設課 |
| 4 | 谷口道線（北工区）整備事業 | 緊急輸送路整備 L=400m | 100% | 5% | R8年度末 | 建設課 |
| 5 | 島竹下線（竹下工区）整備事業 | 緊急輸送路整備 L=440m | 100% | 72% | R7年度末 | 建設課 |

| No. | 取組内容 | 日標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--------------------------------|--------------------|------|------|--------|-----|
| 6 | 道悦旭町線整備事業 | 緊急輸送路整備 L=700m | 100% | 79% | R5年度末 | 建設課 |
| 7 | 菊川神谷城線整備事業 (松島・神谷城区・神谷城南地区) | 緊急輸送路整備 L=350m | 100% | 49% | R11年度末 | 建設課 |
| 8 | 横井御飯屋線整備事業 | 緊急輸送路整備 L=120m | 100% | 100% | R4年度末 | 建設課 |
| 9 | 大井川左岸旧堤線整備事業 | 緊急輸送路整備 L=960m | 100% | 30% | R8年度末 | 建設課 |
| 10 | 総合医療センター入口交差点整備事業 (伊久美元島田線) | 緊急輸送路整備 L=500m | 100% | 40% | R4年度末 | 建設課 |
| 11 | 東町御請線整備事業 | 緊急輸送路整備 L=680m | 100% | 100% | R3年度末 | 建設課 |
| 12 | 中央公園道線整備事業 | 緊急輸送路整備 L=580m | 100% | 2% | R9年度末 | 建設課 |
| 13 | (都)御請道悦線整備事業 | 緊急輸送路整備 L=510m | 100% | 0% | R11年度末 | 建設課 |
| 14 | (都)日之出旗指線整備事業 | 緊急輸送路整備 L=400m | 100% | 0% | R11年度末 | 建設課 |
| 15 | 色尾大柳線整備事業 | 幹線道路整備 L=650m | 100% | 51% | R6年度末 | 建設課 |
| 16 | 横岡新田牛尾線整備事業 | 幹線道路整備 L=520m | 100% | 0% | R3年度末 | 建設課 |
| 17 | 谷口中河線整備事業 | 幹線道路整備 L=1,324m | 100% | 25% | R8年度末 | 建設課 |
| 18 | 本通り御飯屋線整備事業 | 幹線道路整備 L=770m | 100% | 56% | R5年度末 | 建設課 |

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|-----------------|---------------------|------|------|-------|-------|
| 19 | 蓬萊橋線整備事業 | 幹線道路整備 L=120m | 100% | 82% | R4年度末 | 建設課 |
| 20 | 細島南部1号・6号線整備事業 | 幹線道路整備 L=130m | 100% | 48% | R6年度末 | 建設課 |
| 21 | 尾川上伊太線整備事業 | 幹線道路整備 L=50m | 100% | 41% | R7年度末 | 建設課 |
| 22 | 幹線道路等舗装事業 | 幹線道路等舗装 L=6,275m | 100% | 18% | R8年度末 | 建設課 |
| 23 | 六合駅前広場整備事業 | 駅前広場整備 A=3,470m | 100% | 84% | R6年度末 | 建設課 |
| 24 | 緊急輸送ルート沿道建築物耐震化 | 耐震診断実施率 | 100% | 100% | R2年度末 | 建築住宅課 |

【5：大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、市民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する】

【5-2：緊急輸送ルートの開設を担当する建設業者の被災による緊急輸送ルート確保の大幅な遅延】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|------------------------------|--------------------------------|------|---------------|-------|------------------|
| 1 | 事業所の防災対策 （地震防災応急計画の策定）の促進 | 地震防災応急計画の策定率 | 100% | 97.0% | R3年度末 | 危機管理課 （島田消防署） |
| 2 | 事業所等の事業継続の促進 | 事業所（100人以上）の 業務継続計画（BCP）策定率 | 100% | 43.1% R元年度 | R2年度 | 商工課 |
| 3 | 島田市道路啓開計画 | 道路啓開作業マニュアルの策定 | 100% | 100% | R元年度末 | すぐやる課 |
| 4 | 民間団体等との 災害時応援協定内容の整備 | 協定マニュアルの作成 | 100% | 0% | R4年度末 | 水道課 |

【5：大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、市民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する】

【5-4：各地区での救援体制（地区対策本部体制等）構築未実施により、避難所から個々の被災者への救援物資配分等が確実に実施できない】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--------------------|----------------------------------|------|--------|-------|-------|
| 1 | 地域防災計画で定めたへりポートの確保 | 地域防災計画で定めたへりポート(27か所)の開設、運営体制の整備 | 100% | 100% | R4年度末 | 危機管理課 |
| 2 | | | | H30年度末 | | |

【5：大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、市民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢（物的・人的基盤）を早期に確保する】

【5-6：緊急へりポートの被災、避難者の集合、アクセス道路の阻絶、要員配置の不足による使用困難】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--------------------|----------------------------------|------|------|-------|-------|
| 1 | 地域防災計画で定めたへりポートの確保 | 地域防災計画で定めたへりポート(27か所)の開設、運営体制の整備 | 100% | 100% | R4年度末 | 危機管理課 |

【6：大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない】

【6-1：サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--------------------------|--------------------------|-------|-------------|------|-----|
| 1 | 事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進 | 事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進 | 5-2-1 | 事業所の事業継続の促進 | 参照 | |
| 2 | | | | | | |

【6：大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない】

【6-3：重要な産業施設の損壊、火災、爆発等】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--------------------------|--------------------------|-------|--------------|------|-----|
| 1 | 事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進 | 事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進 | 5-2-1 | 事業所等の事業継続の促進 | 参照 | |
| 2 | | | | | | |

【6：大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない】

【6-4：基幹交通ネットワーク（陸上、航空）の機能停止】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---|------|------|----|------|-----|
| 1 | 5-6-1 「地域防災計画で定めたへりポートの確保」 参照 | | | | | |
| 2 | 5-1-1 「橋梁長寿命化修繕計画に伴う法定点検」～5-1-23 「幹線道路等舗装事業」 参照 | | | | | |

【6：大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない】

【6-5：食料、水等の安定供給の停滞】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---|------|------|----|------|-----|
| 1 | 2-1-10 「学校給食センターの受水槽の維持管理（中部、南部学校給食センター）」 | | | | | |
| 2 | 2-1-11 「備蓄食材の整備（中部、南部学校給食センター）」 参照 | | | | | |

【6：大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない】

【6-6：事業再開に必要な人的資源、資金の不足】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--|--------------------|------|----|------|-----|
| 1 | 大規模自然災害発生後の対策について、市内経済団体と協議する | 商工会議所、商工会と協議の場を設ける | 年1回 | - | - | 商工課 |
| 2 | 大規模自然災害発生後の労働力確保対策について、ハローワーク島田と協議していく | ハローワーク島田と協議の場を設ける | 年1回 | - | - | 商工課 |
| 3 | 大規模自然災害発生後の経済活動再開のための融資制度を市内金融機関と協議する | 市内金融機関との協議の場を設ける | 年1回 | - | - | 商工課 |

【7：大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる】

【7-1：電力供給ネットワーク（発電電所、送電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---------------------------------------|-----------|------|----|------|-----|
| 1 | 事業所や工場等が太陽光発電等の設備を導入する場合は国の補助制度を周知する。 | 広報紙等による周知 | 年1回 | - | - | 商工課 |

【7：大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる】

【7-2：上下水道・ごみ処理等のライフライン・生活インフラ関連施設・設備の被災による長期間の機能停止】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--------------------------------------|------|------|----|------|-----|
| 1 | 2-1-9 「配水池の耐震化」 参照 | | | | | |
| 2 | 2-1-8 「可搬給水袋の備蓄促進」 参照 | | | | | |
| 3 | 2-6-3 「公共下水道ストックマネジメントによる性能評価の実施」 参照 | | | | | |
| 4 | 2-9-6 「島田環境協同組合との連携」 参照 | | | | | |

【7：大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる】

【7-3：汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--------------------------------------|------|------|----|-------------------|------|
| 1 | 2-6-3 「公共下水道ストックマネジメントによる性能評価の実施」 参照 | | | | | |
| 2 | 下水道BCPの見直し | - | - | - | R3年度中に策定 毎年見直し | 下水道課 |

【7：大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる】

【7-4：地域交通ネットワークが分断する事態】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--|------|------|----|------|-----|
| 1 | 5-6-1 「地域防災計画で定めたへりポートの確保」参照 | | | | | |
| 2 | 5-1-1 「橋梁長寿命化修繕計画に伴う法定点検」～5-1-24 「緊急輸送ルート沿道建築物耐震化」参照 | | | | | |
| 25 | | | | | | |

【7：大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる】

【7-5：応急仮設住宅等の住宅支援対策の遅延による避難生活の長期化】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|----------------|----------|------|----------------|--------|-------|
| 1 | 応急仮設住宅建設予定地の選定 | 選定箇所数・戸数 | 985戸 | 34か所 1,224戸 | 継続的に調整 | 建築住宅課 |

【7：大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを早期に復旧させる】

【7-6：被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---------------|--------------------|------|------|-----------------|--------|
| 1 | 災害ボランティアの受入充実 | 災害時健康支援マニュアルの策定・改正 | 100% | 100% | R元年度 | 健康づくり課 |
| 2 | 健康マニュアルの整備 | 策定・改定率 | 100% | 100% | H30年度 から継続実施 | 健康づくり課 |

【8：人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない】

【8-1：風評被害等による地域経済等の甚大な影響】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---------|------------|-------|-----------------|------|-------|
| 1 | 防災教育の実施 | 防災教育の授業時間数 | 2時間/年 | 1時間/年 H30年度末 | R4年度 | 学校教育課 |

【8：人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない】

【8-2：原子力発電所の事故による放射性物質の放出】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|-------------------|-------------------|------|------|-----------------|--------|
| 1 | 原子力災害対策の推進 | 島田市原子力災害広域避難計画の策定 | 策定 | 策定済 | H29年度 | 危機管理課 |
| 2 | 原子力災害対策研修等への参加 | 安定ヨウ素剤配付訓練への参加 | 100% | 100% | H30年度 から継続実施 | 健康づくり課 |
| 3 | 8-1-1 「防災教育の実施」参照 | | | | | |

【8：人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない】

【8-3：大規模火災による多数の死傷者の発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--|------|------|----|------|-----|
| 1 | 1-1-2 「消防施設・設備の整備の促進」～1-1-6 「消防救急無線の高度化」参照 | | | | | |

【8：人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない】

【8-5：感染症の大規模発生等による関連死の多数発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|----------|---------------|-------|----|------|-------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | 感染症予防の啓発 | 感染症予防に係る授業の実施 | 1時間/年 | なし | R4年度 | 学校教育課 |

【9：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する】

【9-1：大量に発生する災害廃棄物の処理や遺体措置の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|----------------------|----------------------------|------|------|--------|--------------|
| 1 | 遺体の適切な対応の促進 | 島田市遺体措置計画の見直し | 100% | 80% | R3年度末 | 市民課 |
| 2 | 市町広域火葬共同運用体制による訓練の促進 | 静岡県特化型実践訓練 (広域火葬訓練)への参加 | 100% | 100% | H25年度末 | 市民課 (環境課) |

【9：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する】

【9-2：地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---------------|--------------------|------|----------------|-------|-------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | 地域における防災人材の活用 | 自主防災組織における防災人材の認知率 | 100% | 50% (H28年度) | R4年度末 | 危機管理課 |

【9：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する】

【9-3：高速道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--|------|------|----|------|-----|
| 1 | 5-1-1 「橋梁長寿命化修繕計画に伴う法定点検」～5-1-24 「緊急輸送ルート沿道建築物耐震化」参照 | | | | | |
| 24 | | | | | | |

【9：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する】

【9-4：被災者の住居（仮設住宅・みなし仮設住宅・復興住宅）や職の確保ができて生活再建が大幅に遅れる事態】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---|----------------------------|------|----------------|----------|-------|
| 1 | 被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、ハローワーク島田等の関係機関との連携を強化する | ハローワーク島田等との協議の場を設ける | 年1回 | - | - | 商工課 |
| 2 | 事業所の事業活動の維持を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を促進する | 事業所（100人以上）の業務継続計画（BCP）策定率 | 100% | 97.0% | R3年度末 | 商工課 |
| 3 | 震災復興のための都市計画行動計画の推進 | 島田市都市計画行動計画の策定 | 100% | 100% | H29年度末 | 都市政策課 |
| 4 | 十箇年計画に伴う地籍調査 | 地籍調査の進捗率 | - | 41.5% R元年度末 | 毎年計画的に実施 | 都市政策課 |
| 5 | 7-5-1 「応急仮設住宅建設予定地の選定」参照 | | | | | |
| 6 | 公営住宅の長寿命化（計画策定） | 市営住宅等長寿命化計画の策定 | 策定 | R2策定済 | R2年度末 | 建築住宅課 |
| 7 | 市営住宅の長寿命化（改修工事） | 市営住宅改修工事の進捗率 | 100% | 10% R3年度末 | R12年度末 | 建築住宅課 |

【9：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を早期の段階で整備する】

【9-6：住宅被害調査や被災証明発行業務が遅延し、生活再建が大幅に遅れる事態】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|------------------------|-------------|------|-----|-----------|-------------------|
| 1 | 被害認定基準に則した公平・適正な調査の実施 | 調査班員の受講率 | 年1回 | 年1回 | 夏季に継続的に実施 | 課税課 納税課 |
| 2 | 生活再建相談とり災証明発行業務の連携の具体化 | 各班のマニュアルに記載 | 記載完了 | - | R元年度 | 福祉課 課税課 納税課 |

【10：防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される】

【10-1：企業・住民の流出等による地域活力の低下】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|------------------------------|------|------|----|------|-----|
| 1 | 9-4-3「震災復興のための都市計画行動計画の推進」参照 | | | | | |

【10：防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される】

【10-2：限界集落の発生等による地域防災力の低下】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|-----------------------|------|------|----|------|-----|
| 1 | 2-2-1「孤立予想集落の通信手段の確保」 | | | | | |

【10：防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される】

【10-4：未耐震の住宅・建物、放置された空き家や公共施設等の管理不足による災害リスクの助長】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|--------------------------------|-----------------------|------|---------------------|-------|-------|
| 1 | 島田市不動産バンク事業 | 不動産掲載件数（累計） | - | 66(R2時点) | - | 建築住宅課 |
| 2 | 空家等対策計画 | 策定 | - | H30年度 作成済 | - | 建築住宅課 |
| 3 | 中古住宅利活用 | 特定空家（危険な空家）の 発生の抑制 | - | 36戸 (H29～R2年度実績) | - | 建築住宅課 |
| 4 | 特定空家（危険な空家）の解体の促進 | 特定空家（危険な空家）の解体 | - | 1戸 R2年度 | - | 建築住宅課 |
| 5 | 予防全型の維持管理手法などの導入 による施設の長寿命化 | 公共施設の資産老朽化比率 | 57% | 63.9% R2年度末 | R3年度末 | 資産活用課 |

【11：復旧・復興段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する】

【11-1：緊急輸送ルートの確保が遅延し、防災拠点となる富士山静岡空港や広域応援部隊が集結する大井川緑地へのアクセス道路や活動拠点となる地域が自由に使用できない事態の発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|---|------|------|----|------|-----|
| 1 | 5-1-1 「橋梁長寿命化修繕計画に伴う法定点検」～5-1-24 「緊急輸送ルート沿道建築物耐震化」参照すぐやる課 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
| 24 | | | | | | |

【11：復旧・復興段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する】

【11-4：ボランティアの受け入れ態勢を十分に確保できない事態の発生】

| No. | 取組内容 | 目標指標 | 数値目標 | 実績 | 達成時期 | 担当課 |
|-----|-------------------------|------------|------|----------------|-------|-----|
| 1 | 災害ボランティアコーディネーターの 養成 | コーディネーター人数 | 100人 | 41人 (R3年度末) | R4年度末 | 福祉課 |

(別紙第3) プログラム推進のために引き続き検討すべき取組

| No. | 取組内容 | 目標 | 担当課 |
|-----|-----------------------|---|-------------------|
| 1 | 通信回線の冗長化 | 全庁LANの通信回線が冗長化されている施設を確保する | DX推進課(※) |
| 2 | ICTを活用した防災情報システムの構築 | LPWA※15を活用した情報伝達を可能にする インターネットを活用した防災情報共有の体制をつくる | 危機管理課 |
| 3 | り災証明の迅速な発行 相談体制の強化 | り災証明書の申請からスムーズに発行し、 ワンストップサービスを実現する | 課税課 納税課 福祉課 |
| 4 | 校務データの免震施設への移設 | 校務データの保管場所を免震施設へ移設する | 教育総務課 |
| 5 | 学校における自家発電装置設置の推進 | 各校及びびセンターサーバ配置施設への自家発電装置の設置を 推進する | 教育総務課 |
| 6 | 耐震型自家発電設備の屋上設置 | 主要施設を賄える耐震型自家発電設備を確保する | 施設所管課 |
| 7 | 避雷器の適正設置 | 主要施設に避雷器が適正に設置されているかの確認をする | 各施設 |

(※) デジタルトランスフォーメーション推進課